会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について」

令 和 ７ 年 １ ２ 月

会　計　検　査　院

参議院決算委員会において、令和6年6月10日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月11日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和７年１２月

会　計　検　査　院

目　次

第1　検査の背景及び実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1　検査の要請の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　基金の概要、予算額の推移等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 基金の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 基金に係る予算額の推移等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　基金に係る基準の整備、見直しなどの経緯及び概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1) 基金に係る基準の整備、見直しなどの経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2) 基金に係る基準の整備、見直しなどの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
ア　補助金等の交付により造成した基金等に関する基準の閣議決定・・・・・・・ 5
イ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の改正等・・・・・・ 6
ウ　行政事業レビュー実施要領の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
エ　行政事業レビューによる点検等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
オ　「基金の点検・見直しの横断的な方針について」による点検・見直し・・・・10
4　これまでの検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5　検査の観点、着眼点、対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(1) 検査の観点及び着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2) 検査の対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第2　検査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
1　基金の設置造成等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(1) 基金を設置造成するための国庫補助金等の交付状況 ・・・・・・・・・・・・・14
(2) 基金数及び基金保有額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
ア　基金法人等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等・・・18
イ　都道府県に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等・・・・22
(3) 基金方式により実施する必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(4) 基金設置団体の選定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
(5) 基金の積増しを行う額の算定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(6) 基金の保有形態等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

2　基金事業の実施や基金の管理費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(1) 基金事業の実施状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
ア　基金事業の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
イ　基金事業間の調整等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
ウ　基金事業の実施に関する事務局への委託等の状況 ・・・・・・・・・・・・・45
(2) 管理費の状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
ア　管理費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
イ　各府省庁による管理費の確認状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
3　基金に対する点検等の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
(1) 成果目標及び終了予定時期の設定状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
ア　成果目標の設定状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
イ　終了予定時期の設定状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
(2) 国庫返納の検討状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
ア　基金の国庫返納の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
イ　基金法人等に設置造成されている基金に関する保有割合の算定状況・・・・・71
ウ　都道府県に設置造成されている基金に関する基金規模の検討状況・・・・・・76
エ　国庫返納の必要性の検討状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

第3　検査の結果に対する所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
1　検査の結果の主な内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
2　所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

別図表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99

・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
・本文及び図表中の割合は、原則として、小数点第2位以下を四捨五入しているため、図表中の割合を集計しても計が一致しないものがある。
・図表中の「0」は単位未満があること、「-」は皆無であることを示している。
・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。
・各基金に付している基金番号は、基金を識別する際の利便のために、会計検査院において各基金固有の番号として付したものである。なお、令和5年度末時点において基金保有額のうち国庫補助金等相当額がない基金については、図表及び別図表の「基金番号」欄を「-」としている。
・基金数は、原則として、各府省庁が公表する基金シート又は執行状況表の公表単位に合わせて数えている。都道府県に設置造成されている基金は、複数の都道府県に設置造成されている基金であっても、同一の執行状況表で公表されている場合には、まとめて1基金と数えることを原則としている。ただし、複数の府省庁が基金の原資となる国庫補助金等を交付しており、当該府省庁ごとに区分経理されている基金は、当該府省庁ごとに1基金と数えている。
・同一の執行状況表で公表されている基金が複数の都道府県に設置造成されている場合に、基金の状況を示す上で、設置造成されている都道府県ごとに区別して数える必要があるときには、「県基金」の単位を用いて、都道府県ごとに区別して数えている。また、同一の都道府県において、同一の執行状況表で公表されている基金を区分管理するなどしているものについては、当該都道府県における管理の状況に即して数えている。
・基金シート又は執行状況表の記載内容に関する記述は、7年6月末時点の記載内容を基にしている。

事 例 一 覧

[過年度の執行状況、前年度末時点の基金保有額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を算定していたもの]
＜事例1＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

[都道府県が所要額調査により確認した所要額を上回る額を、基金の積増しを行う額として算定していたもの]
＜事例2＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

[基金において運用損失が生じていたもの]
＜事例3＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

[かい離率が複数年度継続して75%以上となった後に、事業完了までの事業見込額を精査した結果として多額の国庫返納が行われていたもの]
＜事例4＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

[基金が設置造成されてから相当の期間が経過しても基金事業の一部が開始されないままとなっていて、基金の一部が基金事業に供されない状況となっていたもの]
＜事例5＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

[異なる基金の所管府省庁が事業の開始前に事業内容についての調整等を行っていなかったため、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業者の経営の安定又は負担の低減を目的とした事業をそれぞれ実施していたもの]
＜事例6＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

[所管府省庁が基金法人等に対して、管理費に関する証ひょう書類の確認を行っておらず、人件費の算定が適切に行われていない事態を把握していなかったもの]
＜事例7＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

[所管府省庁が基金事業を終了する時期を延長した後に、新たな事業を実施していたもの]
＜事例8＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

[保有割合の算定に当たり、事業の見込みと実績との間に大きなかい離が生じていたもの]
＜事例9＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

[保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していなかったもの]
＜事例10＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

［改正適正化令等に基づき返納根拠規定を整備することとなっているのに、都道府県が必要となる基金残高を設定しているとして、返納根拠規定を整備していなかったもの］
＜事例11＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

［事業規模の精査に伴い、当該事業のために保有していた資金から国庫返納させた分を差し引いた額について、今後の使用見込額を算出した上で、国庫返納も含めてその取扱いを検討する必要があったのに、十分な検討を行っていなかったもの］
＜事例12＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

［基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地があったのに、検討を行っていなかったもの］
＜事例13＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第1　検査の背景及び実施状況

1　検査の要請の内容

会計検査院は、令和6年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

（一）検査の対象

内閣、内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人、基金法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く）及び都道府県

（二）検査の内容

国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金のうち令和5年度末に基金保有額があるものに関する次の各事項

①　基金の設置造成等の状況

②　基金事業の実施や基金の管理費の状況

③　基金に対する点検等の取組状況

2　基金の概要、予算額の推移等

(1) 基金の概要

国は、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、地方公共団体等が、基金(注1)の設置又は積増し（以下「設置造成」という。）を行い、単年度では完結しない特定の目的を持つ事務又は事業（以下「基金事業」という。）を実施する場合に、その基金の設置造成に必要な資金を対象として、国庫補助金等(注2)を交付している。そして、国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、地方公共団体等（以下「基金設置団体」という。）は、国の交付要綱等に基づき、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理するなどして、基金事業を実施している。

（注1）　「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月行政改革推進会議）によると、保有される資金の名称は問わず、積立金、勘定、資金等の名称であっ

ても、国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているなどの条件を満たす場合に基金として扱われることとなっている。

（注2）　国庫補助金等　　本報告書では、資金の名称や交付方法の別を問わず、その全部又は一部を原資として基金を設置造成するために国から交付される資金をいう。

一般的な基金に係る資金の流れを示すと図表0-1のとおりであり、国が基金設置団体に国庫補助金等を交付する際には、あらかじめ国の歳出予算に計上され、交付後には支出済歳出額として歳出決算に計上される。一方、基金設置団体が事業費や管理費（基金事業を管理するために毎年度恒常的に要する支出をいう。以下同じ。）を支払う際には、国の支出ではないことから国の歳出予算及び歳出決算には計上されず、これらによって基金からの支出額を確認することはできない。

図表0-1　基金に係る資金の流れ

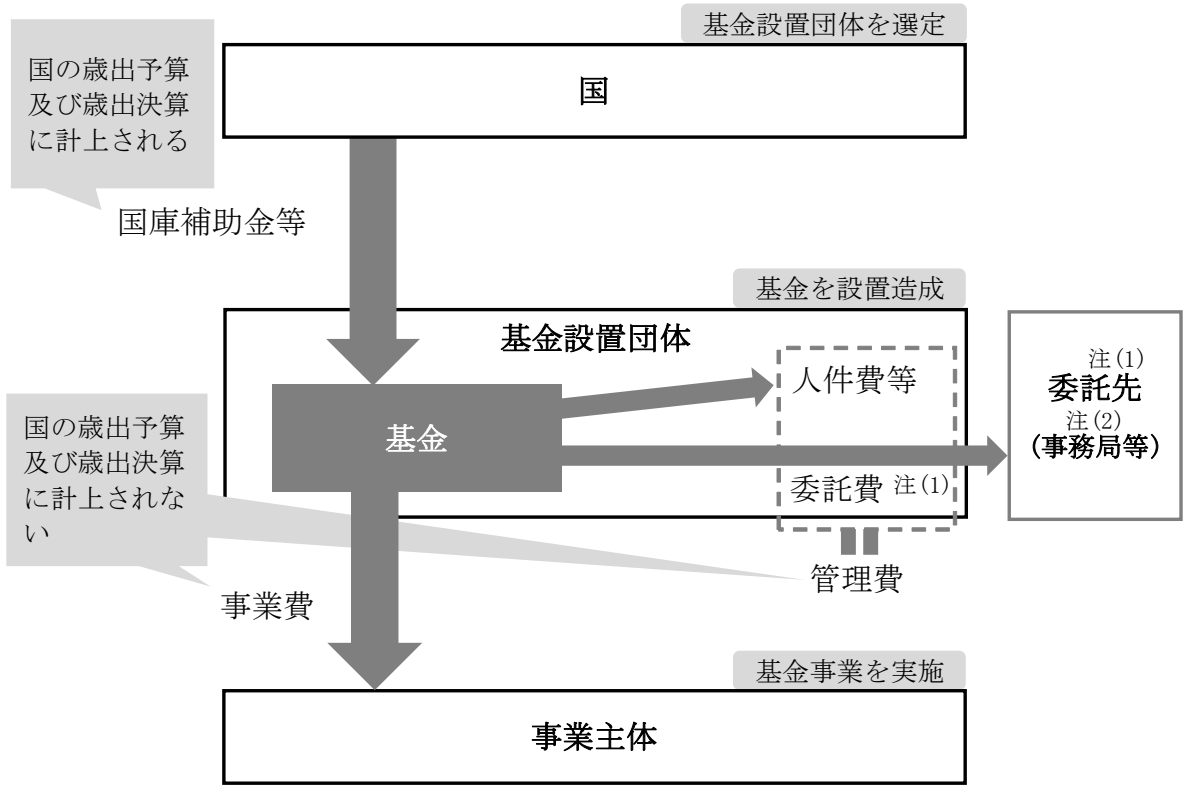

注(1)　基金設置団体が基金事業の実施に関する業務を民間企業等に委託する場合の委託先及び委託費である。

注(2)　事務局とは、基金事業の実施に関する業務の一部について基金設置団体から一括して委託を受けた民間企業等である。

また、基金を運営形態別に分類すると、おおむね図表0-2のとおりとなる。

図表0-2　運営形態の分類

分類	内容
取崩し型	基金を各事業の財源に充てることによって費消していくもの
回転型	貸付けの返済金等を再び貸し付けるなど基金を繰り返し回転させて使用するもの
保有型	基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するもの
運用型	基金を運用元本として、その運用益を事業の財源に充てていくもの

さらに、基金事業は、その事業内容によって、補助事業、補塡(注3)事業、利子助成事業、調査等事業、貸付事業、出資事業、債務保証事業及びその他事業に分類することができる。

（注3）　補塡事業　　損失補償の事業のように、事業者において生じた損失等を補塡する事業

(2) 基金に係る予算額の推移等

平成27年度から令和6年度までの10年間の基金に係る予算額の推移をみると、図表0-3のとおり、平成27年度から令和元年度までの間と比較して、2年度から6年度までの間は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月閣議決定）、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月閣議決定）等に対応した事業を実施するために、補正予算による予算額が大幅に増加している。

図表0-3　基金に係る予算額の推移

（単位：兆円）

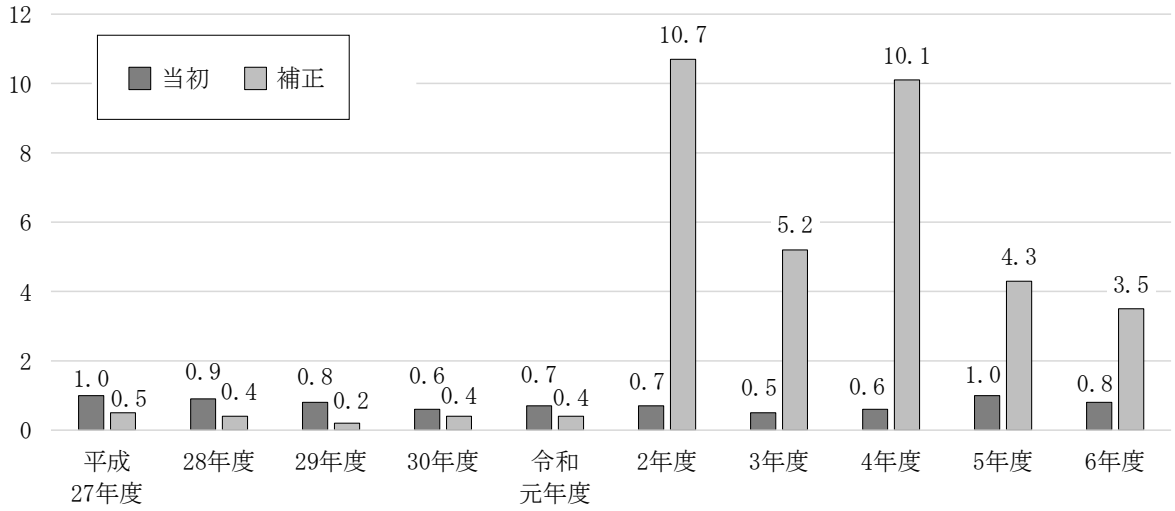

（注）　平成27年度から令和5年度までについては財務省が財政制度等審議会財政制度分科会（令和6年4月開催）に提出した資料等を基にしている。また、6年度については財務省のウェブサイトで公表されている「基金造成費補助金等によって措置される基金一覧」を基にしている。

3　基金に係る基準の整備、見直しなどの経緯及び概要

(1) 基金に係る基準の整備、見直しなどの経緯

政府は、国会における議論等を踏まえて、図表0-4のとおり、累次にわたり、基金に係る基準の整備、見直しなどを行っており、その主なものは、次のとおりである。

図表0-4　基金に係る基準の整備、見直しなどの経緯

年度	基金に係る基準、見直しなど	方針の決定を行った主体等	主な内容
平成16	今後の行政改革の方針	閣議決定	平成18年度末までに、基金等を保有する法人について、基金事業に係る見直しの時期の設定に係る基準等を策定すること
18	補助金等の交付により造成した基金等に関する基準	閣議決定	使用見込みの低い基金については、国庫補助金等の国庫への返納等を検討することなどを交付要綱等に明記すること（(2)ア参照）
21	事務事業の横断的見直しについて	行政刷新会議	基金の形態で事業を行う必要性や事業実施期間のうち当面の所要額等を厳しく見直し、必要性が十分に見込めないものや当面の所要額を超えるものなどについては、国への返納等を行うなどの見直しを行うこと
25	行政事業レビュー実施要領	行政改革推進会議	各府省庁が、基金法人等に設置造成された基金及び地方公共団体に設置造成された基金について執行状況等の点検を行うこと（(2)ウ及びエ参照）
26	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令	閣議決定	法令上明確でなかった基金事業の性質等について規定（(2)イ参照）
26	基金造成費補助金等の活用に関する指針について	財務省	各省各庁の長は、基金事業の目標に対する達成度等の情報を交付要綱等に基づき毎年度報告させるとともに、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認すること（(2)イ参照）
令和4	行政事業レビューの抜本見直しについて	行政改革推進会議	基金事業について、執行状況の点検を強化して、効率的な資金利用、余剰資金の国庫返納等を進めること（(2)エ参照）
5	基金の点検・見直しの横断的な方針について	行政改革推進会議	基金の終了期限については、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行うこと（(2)オ参照）
6	基金全体の点検・見直し結果について	行政改革推進会議	点検・見直しの結果、点検・見直し対象事業全てについて、定量的な成果目標が設定されるとともに、原則として一定の範囲内で終了予定時期が設定された（(2)オ参照）

(2) 基金に係る基準の整備、見直しなどの概要

ア　補助金等の交付により造成した基金等に関する基準の閣議決定

政府は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）を閣議決定して、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。）が当該基金により実施している事業に関して、各府省庁が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。

基金基準において、各府省庁は、新たに設置する基金については原則として10年を超えない範囲で基金事業を終了する時期（新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了する時

期。以下「終了予定時期」という。）を設定することとなっており、国庫補助金等を交付する際に、これを交付要綱等に明記することとなっている。

また、各府省庁は、上記のほか、基金法人が行う次の事項等を交付要綱等に明記することとなっている。

① 少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと

② 定期的な見直しの際に、あらかじめ事業の効果に着目して定めた目標の達成度を評価して、当該結果を公表すること

③ 基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するために、基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合（以下「保有割合」という。）を合理的な事業見通し又は実績を用いて算出すること

④ 直近3年以上事業実績がない基金、保有割合が1を大幅に上回っている基金等の使用見込みの低い基金については、国庫補助金等の国庫への返納等を検討すること

そして、基金基準において保有割合の算定式が例示されており、図表0-2の運営形態別に、その一部を示すと、次のとおりである。

○補助・補塡事業（取崩し型）
　直近年度末の基金額
　　÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補塡額及び管理費）

○貸付事業（回転型）
　直近年度末の基金額÷（貸付残高＋貸付見込額－回収見込額＋管理費）

○債務保証事業（保有型）
　直近年度末の基金額×基金保有額に対する債務保証限度額の倍率
　　÷（債務保証残高＋債務保証見込額＋損失引当金等＋管理費）

○補助・補塡事業（運用型）
　基金の運用益見込額÷（補助・補塡見込額＋管理費）

さらに、各府省庁及び基金法人は、基金の名称、基金額、終了予定時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標等を公表することとなっている。

イ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の改正等

各省各庁の長が基金造成費補助金等(注4)を交付する場合に補助事業者等に対して付すべき条件の明確化を図るために、平成26年10月に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第341号。以下「改正政令」という。）が施行され、これにより、補助金等に係る予算の執行の適正化

に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）が改正された（以下、改正後の施行令を「改正適正化令」という。）。そして、改正適正化令において、基金事業は、「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう」と規定された。

また、改正適正化令によれば、各省各庁の長は、国庫補助金等の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても補助事業者等が従うべき事項等を定めることとされており、国庫補助金等が基金造成費補助金等に該当する場合には、次の事項を定めることとされている。

① 基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと

② 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと

③ 基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合、又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと

（注4） 基金造成費補助金等　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第2条第1項に定める補助金等で、補助事業者等が基金事業の財源として設置造成する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する国庫補助金等

そして、改正政令の施行に関して必要な事項を示すために、財務大臣は各省各庁の長宛てに「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年10月財計第2534号。以下「指針」という。）を発出した。

指針によれば、具体の事務又は事業が、改正適正化令において定められた基金事業の性質に該当するか否かについては、個々に判断することとなるが、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業、③事業の実施が他の事業の進捗に依存するものについては、基金事業の性質に該当し得ると考えられるとされている。他方、これら以外の事務又は事業については、基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討す

べきであるとされている。

また、指針によれば、各省各庁の長は、保有割合、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度等の情報を交付要綱等に基づき毎年度報告させて、これらの情報に基づき毎年度基金の見直しを行うとともに、これらの情報を公表することとされている。そして、基金法人に設置造成された基金については基金基準に従って、独立行政法人、地方公共団体等に設置造成された基金については基金基準を参考として、それぞれ、あらかじめ基金の廃止時期を設定するとともに、当該廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することとされている。

さらに、一般的に、法的安定性及び信頼保護の原則から、不利益効果をもつ法律の遡及適用は許されないものと考えられていることなどから、改正適正化令は、改正政令の施行後に、新たに基金を設置するために交付する基金造成費補助金等及び既存の基金に積増しを行うために交付する基金造成費補助金等が対象となるが、指針によれば、積増しを行わない基金についても、補助事業者等と協議して、できる限り、交付要綱等に改正適正化令と同旨の内容を盛り込むように努めることとされている。

ウ　行政事業レビュー実施要領の策定

行政改革推進会議は、「今後の行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月行政改革推進会議）及び行政事業レビュー実施要領を策定しており、この中で、各府省庁は基金法人等(注5)に設置造成された基金及び地方公共団体に設置造成された基金について執行状況等の点検を行うことが示されている。

そして、各府省庁は、基金法人等に設置造成された基金については基金シートにより、地方公共団体に設置造成された基金については地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）により、基金名、基金保有額、基金事業の概要、成果目標、成果実績、収支の状況、国庫補助金等により基金を設置造成して事業を実施する必要性等を、それぞれ公表することとなっている。

また、基金法人等に設置造成された基金については、各府省庁において、基金事業の厳格な点検を行い、その結果を基金シートにより公表すること、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うことなどとなっている。地方公共団体に設置造成された基金については、各府省庁において、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、基金

法人等に設置造成された基金に対して行われる点検内容を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫返納を促すとともに、地方公共団体に対する指導及び監督の内容を執行状況表により公表することとなっている。

（注5）　基金法人等　　基金法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、法人格のない組合等

エ　行政事業レビューによる点検等

行政事業レビュー実施要領によれば、各府省庁は基金について執行状況等の点検を行うこととされている。また、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、毎年6月を目途に、各府省庁が外部有識者とともに公開の場で自らの事業の点検を行うこととされている。さらに、行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に予算の概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているかなどについて検証を行うこととされており、また、同会議の下、「秋の年次公開検証」が実施されることとなっている。

そして、改正政令が施行された26年度以降、毎年、行政改革推進会議は各府省庁に対して、秋の年次公開検証における指摘事項等を踏まえて改めて基金の点検を行うこと、余剰資金について国庫返納を行うとともに引き続き不断の見直しを行うこと、基金の積増しなどを行う場合においては過去の執行実績や具体的な需要等を基に算定された精度の高い事業見込みに基づく適切な保有資金規模とするよう留意すべきことなどを通知している。

また、「行政事業レビューの抜本見直しについて」（令和5年3月行政改革推進会議）においては、令和5年度から、近年活用が拡大している基金事業の執行状況の点検を強化して、効率的な資金の利用や余剰資金の国庫返納等を進めていくこととなっている。具体的には、短期、中期及び長期の段階的成果目標及び目標年度を設定すること、目標年度において政策効果を確認して見直しを行うことなどによって基金シート(注6)にもＥＢＰＭの手法を取り入れて、基金事業の効果の見える化及び最大化を進めるとともに、保有資金規模、事業の終期設定及び管理費について記載を充実して、基金法人等に設置造成された基金について外部有識者による点検を導入することとなっている。

（注6）　ＥＢＰＭ　　Evidence-Based Policy Makingの略。合理的な根拠に基づく政策立案

オ　「基金の点検・見直しの横断的な方針について」による点検・見直し

デジタル行財政改革会議（令和5年11月開催）において、内閣総理大臣は、基金については期間設定や予算措置に合わせて長期・短期の成果目標を検証することでＰＤＣＡサイクルを機能させる必要があるとして、5年秋の年次公開検証における指摘に基づいて、具体的な基金の見直しの横断的な方針をまとめるよう指示を行った。この指示を踏まえて定められた「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月行政改革推進会議。以下「点検・見直しの横断的な方針」という。）において、次の各項目が定められており、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格に見直しを行うこととなっている。

1　基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。

2　予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表する。

3　基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。（毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。）

4　足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。

5　基金の終了期限については、基金基準とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。（基金基準や行政事業レビュー実施要領を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。）

6　担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

そして、点検・見直しの横断的な方針にのっとり、基金法人等に設置造成された基金を対象として基金の点検や見直しが行われて、「基金全体の点検・見直し結果について」（令和6年4月行政改革推進会議。以下「点検・見直し結果」という。）において、定量的な成果目標、基金への予算措置、終了予定時期等の項目ごとに点検・見直し結果に係る概要が示されるなどしている（点検・見直し結果の概要については別図表1参照）。

その後、6年秋の年次公開検証が実施されて、基金を所管する全ての府省庁においては、①事業の効果検証に必要な成果目標・指標が具体的に設定されているか、②

基金に関する業務を民間企業に外注する場合は適切なルールの厳格な運用を通じて各府省庁による責任を持った事業の管理が徹底されているか、③管理費の水準は適切かなどの観点から、早急に基金の再点検を実施すべきであり、基金の適切な管理に不断に取り組むべきであるなどの指摘がなされている。

4　これまでの検査の実施状況

会計検査院は、これまで、国庫補助金等により設置造成された基金について検査を行っており、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、平成23年10月に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」、25年10月に「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」及び30年12月に「国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について」を報告するなどしている（これらの報告における所見の概要については別図表2参照）。また、個別の基金について同法第34条又は第36条の規定に基づき意見を表示し又は処置を要求するなどしている（個別の基金の規模等に関する主な検査報告掲記事項については別図表3参照）。

5　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請の国庫補助金等により基金法人等及び都道府県に設置造成された基金に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性（注7）の確保、国民への説明責任の向上（注7）等の観点から、次の点に着眼して検査した。

（注7）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア　基金の設置造成等の状況

(ｱ) 基金数及び基金保有額の推移等はどのようになっているか。

(ｲ) 国庫補助金等により基金を設置造成して事業を実施する方式（以下「基金方式」という。）により事業を実施する必要性について、どのように整理されているか。

(ｳ) 基金設置団体はどのように選定されているか。

(ｴ) 基金の積増しを行う額は適切に算定されているか。

(ｵ) 基金の保有形態はどのようになっているか。また、運用収入及び運用損失はどのようになっているか。

イ　基金事業の実施や基金の管理費の状況

(ｱ) 基金事業の進捗状況はどのようになっているか。

(ｲ) 事務局が実施する業務（以下「事務局業務」という。）の内容及び実施体制はどのようになっているか。また、各府省庁は、事務局業務の実施体制を適切に把握しているか。

(ｳ) 基金事業における管理費はどのようになっているか。支出が管理費のみとなっている基金はどのような状況となっているか。事務局への委託を行っている場合、事務局に対する支出はどのようになっているか。また、各府省庁は、管理費の確認を適切に行っているか。

ウ　基金に対する点検等の取組状況

(ｱ) 定量的な成果目標及び具体的な終了予定時期は設定されているか。

(ｲ) 基金規模の把握は適切に行われているか。

(ｳ) 使用見込みのない資金等を保有している場合に適切に国庫返納が行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

国庫補助金等により基金法人等に設置造成されている(注8)基金及び都道府県に設置造成されている基金のうち令和5年度末時点で基金保有額がある基金（基金保有額のうち国庫補助金等相当額がある基金に限る。以下同じ。）を対象とする（図表0-5参照）とともに、基金を設置造成するための国庫補助金等の交付状況、基金数及び基金保有額の状況、国庫返納の状況等については、元年度から4年度までの各年度末時点で基金保有額がある基金も対象として検査した。

検査に当たっては、(注9)13府省庁等の本省等及び外局、(注10)10府県並びに(注11)22基金法人等において、637人日を要して会計実地検査を行い、基金保有額が記載された報告書等の関係資料を確認するとともに、担当者等から説明を聴取するなどした。また、(注12)14府省庁及び令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けるなどした新潟、富山、石川各県を除く44都道府県から調書、関係資料等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

図表0-5　検査の対象とした基金の基金設置団体

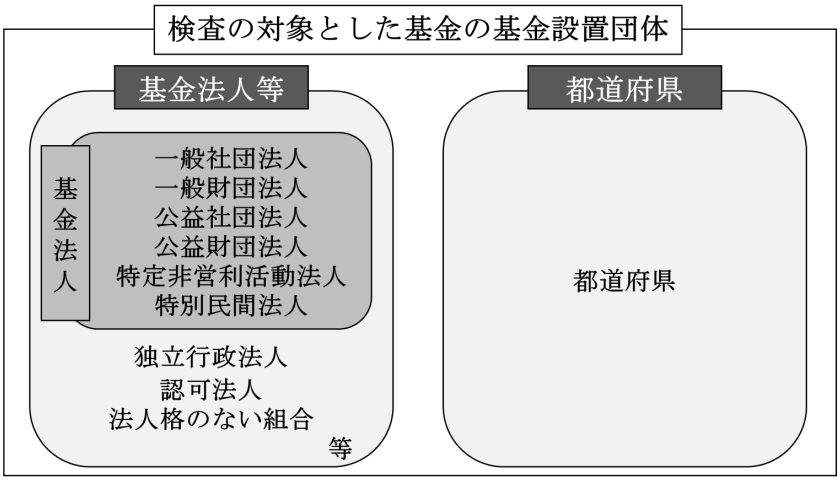

（注8）　地方公共団体を経由して間接的に国庫補助金等が交付されることにより法人等に設置造成されている基金については、検査の対象としていない。

（注9）　13府省庁等　　内閣官房、内閣府本府、こども家庭庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

（注10）　10府県　　大阪府、山形、福島、埼玉、静岡、奈良、山口、高知、長崎、熊本各県

（注11）　22基金法人等　　独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター、一般社団法人日本養鶏協会、一般社団法人漁業経営安定化推進協会、一般社団法人全国信用保証協会連合会、一般社団法人環境パートナーシップ会議、一般財団法人住宅金融普及協会、公益社団法人福島相双復興推進機構、公益財団法人福島県産業振興センター、公益財団法人日本特産農産物協会、公益財団法人農林水産長期金融協会、公益財団法人原子力安全技術センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、地方公共団体情報システム機構、社会保険診療報酬支払基金

（注12）　14府省庁　　内閣府本府、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

第2　検査の結果

検査したところ、基金法人等に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額がある基金は191基金（基金保有額計18兆7969億余円、国庫補助金等相当額計18兆5388億余円。別図表4参照）、都道府県に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額がある基金は63基金（869県基金、基金保有額計1兆6188億余円、国庫補助金等相当額計1兆1119億余円。別図表5参照）となっていた。

そして、基金の設置造成等の状況、基金事業の実施や基金の管理費の状況及び基金に対する点検等の取組状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

1　基金の設置造成等の状況

(1) 基金を設置造成するための国庫補助金等の交付状況

第1の2(2)のとおり、2年度以降、基金に係る予算額が増加している。基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額を、元年度から5年度までの予算が計上された年度ごとにみたところ、図表1-1のとおりであり、基金法人等に設置造成されている基金に係るものが計33兆2451億余円、都道府県に設置造成されている基金に係るものが計1兆4428億余円、計34兆6879億余円となっていた。これらについて、当初予算、補正予算及び予備費ごとにみたところ、基金法人等に設置造成されている基金は、補正予算として計上されたものが計25兆6586億余円（交付額全体に占める割合77.2%）と最も多く、次いで予備費の使用決定により配賦された予算に係るものが計5兆0991億余円（同15.3%）となっていた。また、都道府県に設置造成されている基金は、当初予算として計上されたものが計8405億余円（同58.3%）と最も多くなっていた（国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとの基金ごとの交付額については別図表6及び別図表7参照）。

図表1-1　基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額

（単位：件、億円、％）

区分		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		計		
		件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	割合
基金法人等に設置造成されている基金														
	当初予算	26	3612	28	5028	29	3495	33	3944	38	8792	154	2兆4873	7.5
	補正予算	16	3150	40	7兆5593	40	3兆8771	61	9兆9595	44	3兆9474	201	25兆6586	77.2
	予備費	5	371	4	8409	3	2兆3952	5	1兆8257	－	－	17	5兆0991	15.3
	小計	47	7133	72	8兆9031	72	6兆6220	99	12兆1798	82	4兆8267	372	33兆2451	100.0
都道府県に設置造成されている基金														
	当初予算	13	2115	17	1742	18	1502	17	1394	20	1651	85	8405	58.3
	補正予算	3	40	7	1981	3	929	3	221	3	2773	19	5945	41.2
	予備費	－	－	－	－	－	－	1	68	1	8	2	76	0.5
	小計	16	2156	24	3723	21	2431	21	1684	24	4432	106	1兆4428	100.0
計														
	当初予算	39	5728	45	6770	47	4997	50	5339	58	1兆0443	239	3兆3279	9.6
	補正予算	19	3190	47	7兆7575	43	3兆9701	64	9兆9817	47	4兆2248	220	26兆2532	75.7
	予備費	5	371	4	8409	3	2兆3952	6	1兆8325	1	8	19	5兆1067	14.7
	計	63	9289	96	9兆2755	93	6兆8652	120	12兆3482	106	5兆2699	478	34兆6879	100.0

注(1)　基金を設置造成するための国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとに、件数及び交付額を集計している。

注(2)　件数は、国庫補助金等を原資として設置造成されている基金数と対応しており、複数の都道府県に設置造成されている基金であっても、同一の執行状況表で公表されている場合には、まとめて1件として集計するなどしている。

注(3)　割合は、「小計」又は「計」欄の交付額に占める各区分の交付額の割合を示している。

注(4)　予算の区分は、各府省庁における整理を基に集計している。

注(5)　「予備費」欄は、予備費の使用決定により配賦された予算に係る国庫補助金等を原資として設置造成されている基金に係る件数、交付額等を記載している。

また、2年度以降に、基金に係る予算額が大幅に増加していることから、2年度以降に設置された基金に係る交付額と、元年度以前に設置された基金に係る交付額について、それぞれ予算が計上された年度ごとにみたところ、図表1-2のとおり、基金法人等に設置造成されている基金は、2年度以降に設置された基金に係る交付額が計26兆3460億余円となっていて、全体の79.2％を占める状況となっていたのに対して、都道府県に設置造成されている基金は、元年度以前に設置された基金に係る交付額が計9773億余円となっていて、全体の67.7％を占める状況となっていた。

図表1-2　令和元年度以前に設置された基金及び2年度以降に設置された基金別の国庫補助金等の交付額

（単位：件、億円、％）

区分		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		計		
		件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	割合
基金法人等に設置造成されている基金														
	元年度以前に設置された基金	47	7133	53	2兆4450	48	8237	51	1兆4485	47	1兆4683	246	6兆8990	20.8
	2年度以降に設置された基金	-	-	19	6兆4581	24	5兆7982	48	10兆7312	35	3兆3583	126	26兆3460	79.2
	小計	47	7133	72	8兆9031	72	6兆6220	99	12兆1798	82	4兆8267	372	33兆2451	100.0
都道府県に設置造成されている基金														
	元年度以前に設置された基金	15	2150	19	2198	20	2221	19	1521	21	1681	94	9773	67.7
	2年度以降に設置された基金	1	6	5	1524	1	209	2	162	3	2751	12	4654	32.3
	小計	16	2156	24	3723	21	2431	21	1684	24	4432	106	1兆4428	100.0
計														
	元年度以前に設置された基金	62	9283	72	2兆6649	68	1兆0459	70	1兆6007	68	1兆6364	340	7兆8763	22.7
	2年度以降に設置された基金	1	6	24	6兆6106	25	5兆8192	50	10兆7475	38	3兆6335	138	26兆8115	77.3
	計	63	9289	96	9兆2755	93	6兆8652	120	12兆3482	106	5兆2699	478	34兆6879	100.0

注(1)　基金を設置造成するための国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとに、件数及び交付額を集計している。

注(2)　件数は、国庫補助金等を原資として設置造成されている基金数と対応しており、複数の都道府県に設置造成されている基金であっても、同一の執行状況表で公表されている場合には、まとめて1件として集計するなどしている。同一の基金について、同一年度に当初予算と補正予算の両方で予算措置されている場合等は、予算ごとに1件として集計している。

注(3)　割合は、「小計」又は「計」欄の交付額に占める各区分の交付額の割合を示している。

注(4)　令和元年度予算として措置されて、2年度に設置された基金については、元年度の「2年度以降に設置された基金」欄に計上している。

さらに、元年度から5年度までの予算に基づき交付された国庫補助金等の交付額について、基金ごとにその分布状況をみたところ、図表1-3-1及び図表1-3-2のとおり、基金法人等に設置造成されている基金において、1兆円を上回っている基金が6件見受けられた（予算ごとの国庫補助金等の交付額が1兆円を上回っている基金については別図表8参照）。

図表1-3-1　基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額の分布状況（基金法人等）
（令和元年度～5年度）

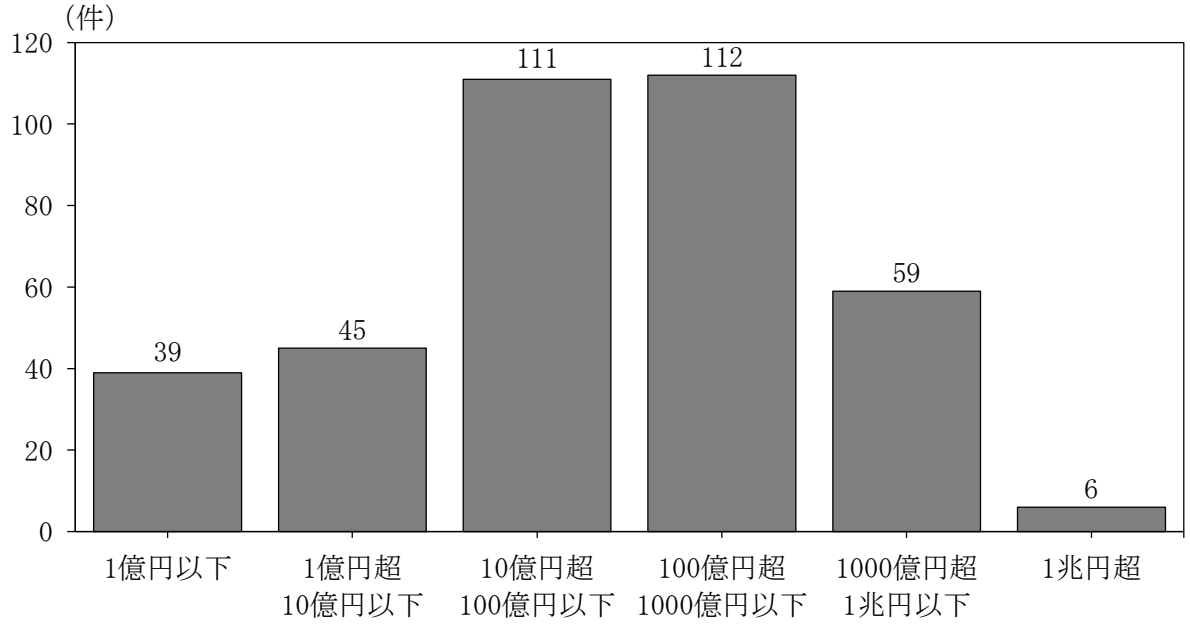

（注）　同一の基金について、同一年度に当初予算と補正予算の両方で予算措置されている場合等は、予算ごとに1件として集計している。

図表1-3-2　基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額の分布状況（都道府県）
（令和元年度～5年度）

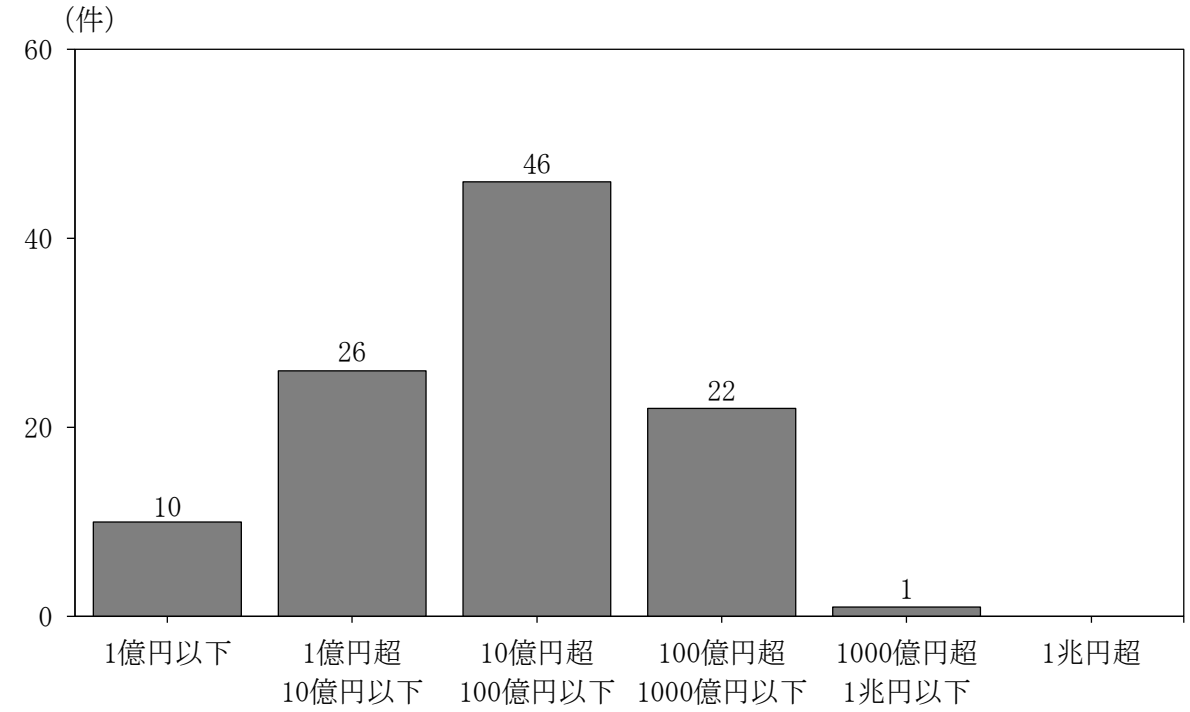

（注）　同一の基金について、同一年度に当初予算と補正予算の両方で予算措置されている場合等は、予算ごとに1件として集計している。ただし、各府省庁において交付した金額を予算別に区分していない基金については、複数の予算に係る交付額を合わせて1件として集計している。

(2) 基金数及び基金保有額の状況

ア　基金法人等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等

基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額は2年度以降大幅に増加している。そこで、基金法人等に設置造成されている基金について、元年度末時点の状況と5年度末時点の状況を比較したところ、年度末時点で国庫補助金等相当額が含まれている基金数は、元年度計162基金、5年度計191基金となっており、5年度末時点における基金数は対元年度末時点比で117.9％と増加していた。また、基金保有額は、元年度計2兆3780億余円（国庫補助金等相当額計2兆1146億余円）、5年度計18兆7969億余円（同計18兆5388億余円）となっており、5年度末時点における基金保有額は対元年度末時点比で790.4％（国庫補助金等相当額の対元年度末時点比876.7％）と大幅に増加していた。これらの推移を示すと、図表1-4のとおりである。

図表1-4　基金法人等に設置造成されている基金の基金数、基金保有額等の推移

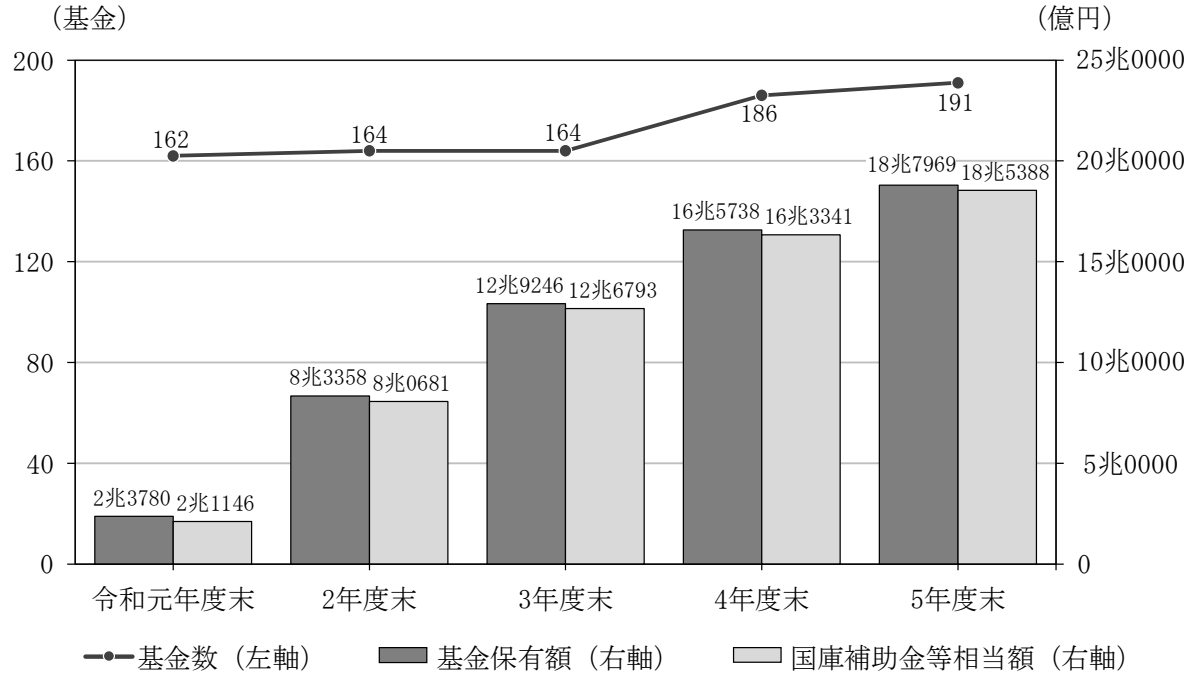

また、元年度から5年度までの各年度末時点における各基金の基金保有額の分布状況についてみたところ、図表1-5のとおり、3年度以降、基金保有額が100億円を上回る基金数の割合が増加していた。5年度末時点において基金保有額が1兆円を上回っている基金は、図表1-6のとおりである。

図表1-5　基金法人等に設置造成されている各基金の基金保有額の分布状況

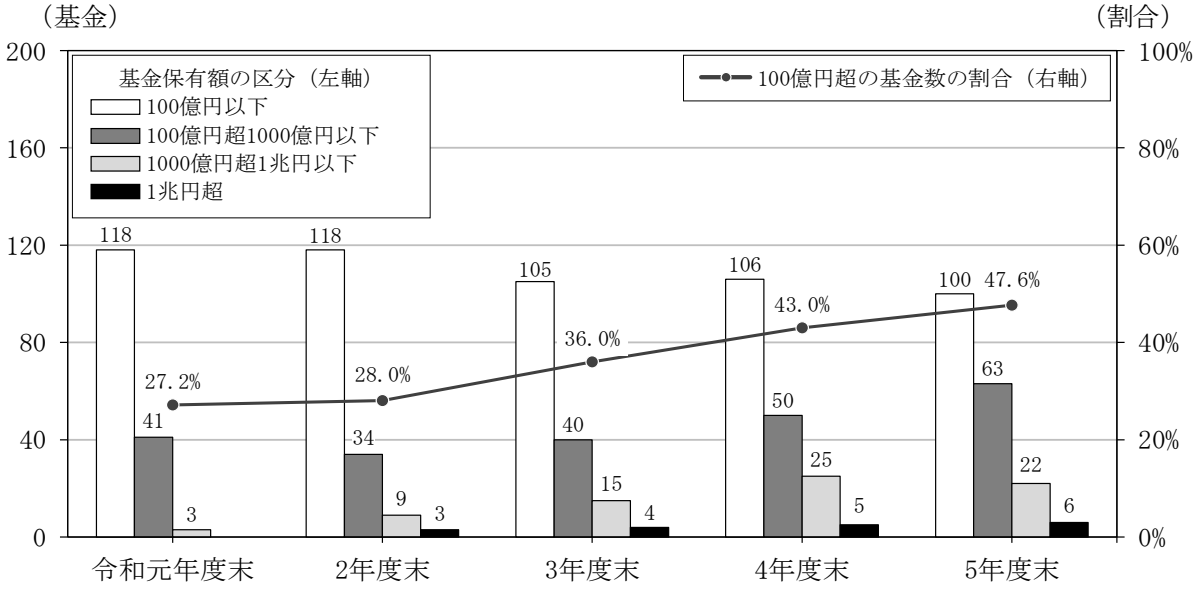

図表1-6　基金法人等に設置造成されている基金のうち基金保有額が1兆円を上回っている基金（令和5年度末時点）

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金保有額	国庫補助金等相当額
1143	経済産業省	－	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	2兆5041	2兆5041
1144	経済産業省	－	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	1兆5179	1兆5179
1145	経済産業省	－	特定半導体基金	特定半導体基金事業	1兆3496	1兆3496
1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	1兆3016	1兆3016
1114	経済産業省	－	経営安定関連保証等特別基金	経営安定関連保証等対策費補助事業	1兆2657	1兆2657
1136	経済産業省	－	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	1兆1083	1兆1083

（注）　「予算の移替先」欄には、所管府省庁から予算の移替えを受けて執行している府省庁がある場合に、当該府省庁名を記載している。以下同じ。

さらに、所管府省庁別の基金数、基金保有額等についてみたところ、図表1-7のとおり、5年度末時点の基金保有額が最も多いのは経済産業省で、基金保有額計13兆3

612億余円（国庫補助金等相当額計13兆3415億余円）となっていた。

図表1-7　基金法人等に設置造成されている基金の所管府省庁別の基金数、基金保有額等

（単位：基金、億円、％）

所管府省庁名	令和元年度末			2年度末			3年度末			4年度末			5年度末					
																対元年度末時点比		
	基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額
内閣府本府	1	100	100	1	101	101	2	1637	1637	5	3375	3375	7	3894	3894	700.0	3894.9	3894.9
消費者庁	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
こども家庭庁	1	102	102	1	88	88	1	85	85	1	83	83	1	80	80	100.0	79.0	79.0
復興庁	12	3099	3099	11	2839	2839	11	2630	2630	11	2460	2460	10	2258	2258	83.3	72.9	72.9
総務省	－	－	－	2	2087	2087	3	2791	2791	4	3248	3248	6	8642	8642	－	－	－
外務省	2	86	86	2	79	79	2	79	79	2	66	66	2	456	456	100.0	525.9	525.9
財務省	1	34	21	1	34	21	1	34	21	1	34	21	1	34	21	100.0	99.3	98.9
文部科学省	4	2295	2294	5	2603	2602	7	5351	5350	14	1兆3392	1兆3391	19	1兆7960	1兆7960	475.0	782.5	782.7
厚生労働省	7	827	827	6	3355	3355	7	2兆7050	2兆7050	8	1兆8166	1兆8166	8	1兆1055	1兆1055	114.3	1336.3	1336.3
農林水産省	57	9437	8084	58	9274	7841	55	8026	6779	56	8537	7318	55	7216	5818	96.5	76.5	72.0
経済産業省	47	4218	3988	47	5兆8930	5兆8728	46	7兆7992	7兆7791	55	11兆3504	11兆3315	53	13兆3612	13兆3415	112.8	3167.0	3344.8
国土交通省	22	2225	2036	22	2646	2460	21	2322	2139	21	1699	1518	21	1209	1031	95.5	54.3	50.6
環境省	7	1349	502	7	1314	472	7	1242	434	7	1168	373	6	1145	351	85.7	84.8	70.0
防衛省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	401	401	200.0	25458.7	25458.7
計	162	2兆3780	2兆1146	164	8兆3358	8兆0681	164	12兆9246	12兆6793	186	16兆5738	16兆3341	191	18兆7969	18兆5388	117.9	790.4	876.7

注(1)　令和5年度末時点の所管府省庁の区分により集計しているため、5年度に設置されたこども家庭庁についても、元年度から4年度までの基金数及び基金保有額を計上している。

注(2)　複数の府省庁が所管している基金の場合は、基金シートにおいて所管府省庁として記載されている府省庁の基金として集計している。

そして、5年度末時点で基金保有額がある基金について、運営形態別及び事業内容別に5年度末時点の基金数及び基金保有額の割合をみたところ、図表1-8及び図表1-9のとおり、いずれも運営形態別では取崩し型の割合が最も高く、事業内容別では補助事業の割合が最も高くなっていた。

図表1-8　基金法人等に設置造成されている基金の運営形態別の基金数及び基金保有額の割合（令和5年度末時点）

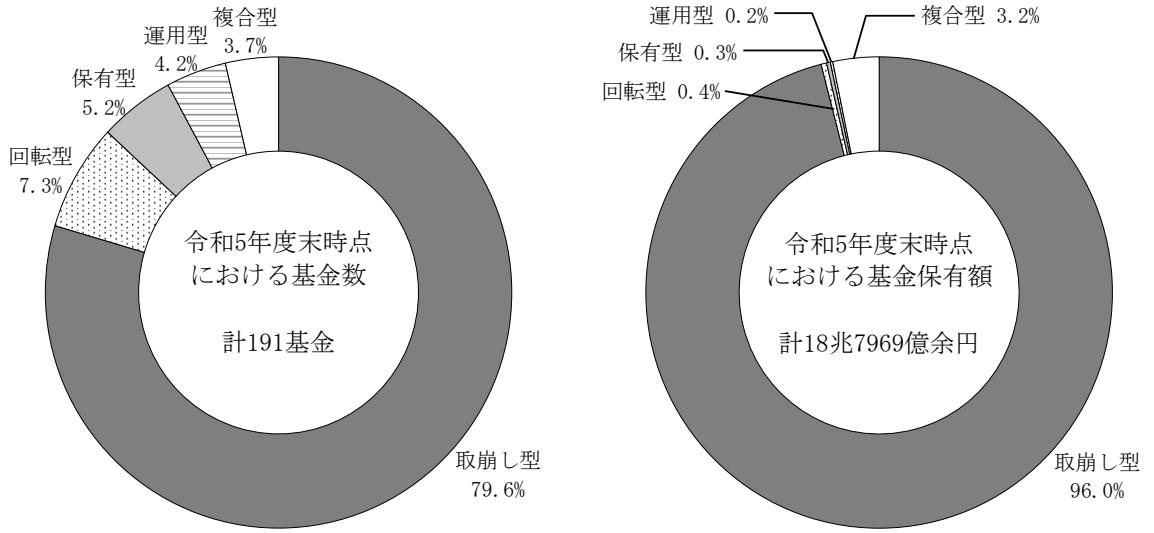

注(1)　運営形態の分類については、図表0-2参照
注(2)　「複合型」とは、取崩し型、回転型、保有型又は運用型のうち、複数の運営形態に該当するものである。以下同じ。

図表1-9　基金法人等に設置造成されている基金の事業内容別の基金数及び基金保有額の割合（令和5年度末時点）

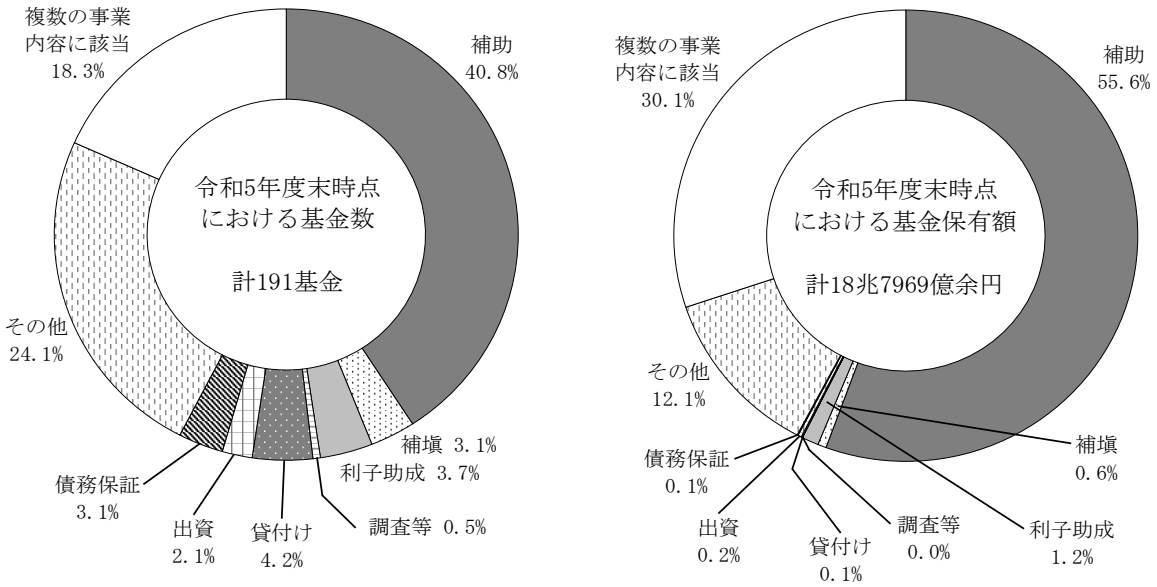

事業内容のうち貸付事業及び出資事業は、貸付け又は出資に当たり基金を取り崩すことになるため、取り崩した額は図表1-9の基金保有額に含まれないが、これらについては、将来、資金の全部又は一部の回収が見込まれるものであることから、5年度末時点における貸付残高及び出資残高をみたところ、合わせて計1336億余円（国庫補助金等相当額計1214億余円）となっていた。

イ　都道府県に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等

都道府県に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額がある63基金の中には、全ての都道府県に設置造成されている基金がある一方で、一つの都道府県のみに設置造成されている基金もある。そこで、都道府県に設置造成されている基金（新潟、富山、石川各県に設置造成されているものを除く。）の元年度末時点と5年度末時点の状況について、都道府県ごとに区別するなどして数えた基金数等で比較したところ、年度末時点で国庫補助金等相当額が含まれている基金数は、元年度計864県基金、5年度計869県基金となっており、5年度末時点における基金数は対元年度末時点比で100.6％と横ばいとなっていた。また、基金保有額も、元年度計1兆6208億余円（国庫補助金等相当額計1兆2412億余円）、5年度計1兆6188億余円（同計1兆1119億余円）となっており、5年度末時点における基金保有額は対元年度末時点比で99.9％と横ばいになっている一方で、これに係る国庫補助金等相当額は対元年度末時点比で89.6％と減少していた。これらの推移を示すと、図表1-10のとおりである。

図表1-10　都道府県に設置造成されている基金の基金数、基金保有額等の推移

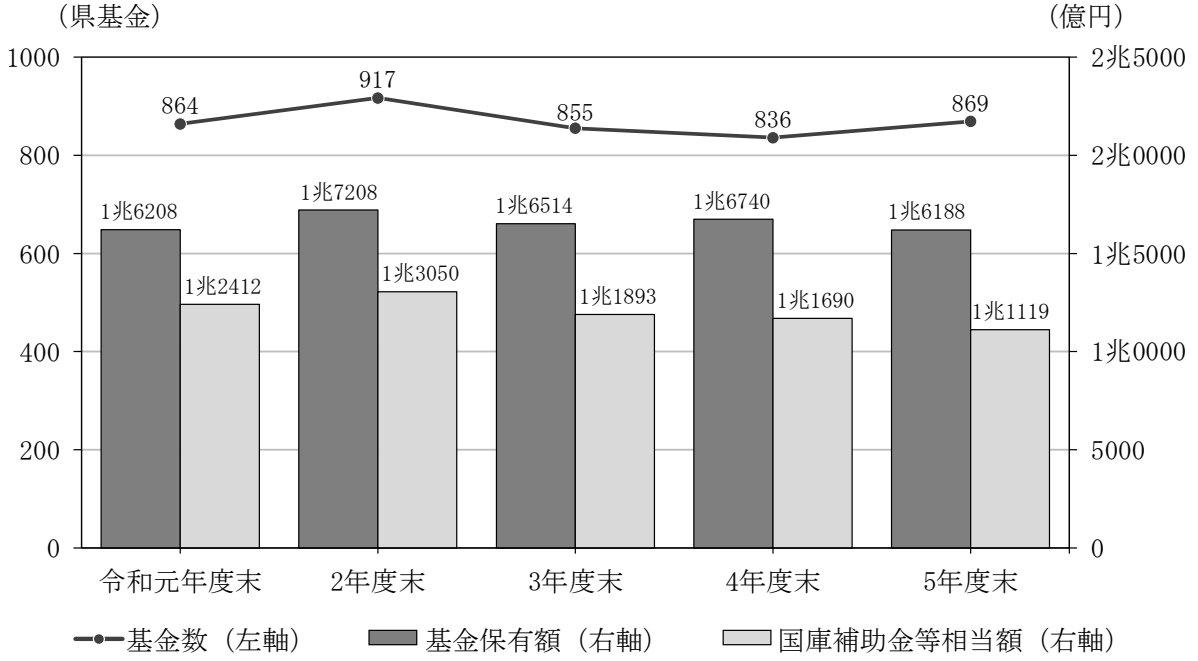

また、元年度から5年度までの各年度末時点における各基金の基金保有額の分布状況についてみたところ、図表1-11のとおり、いずれの年度においても「1億円超10億円以下」の基金数が最も多くなっていた。5年度末時点において基金保有額が多い上

位5基金は、図表1-12のとおりである。

図表1-11　都道府県に設置造成されている各基金の基金保有額の分布状況

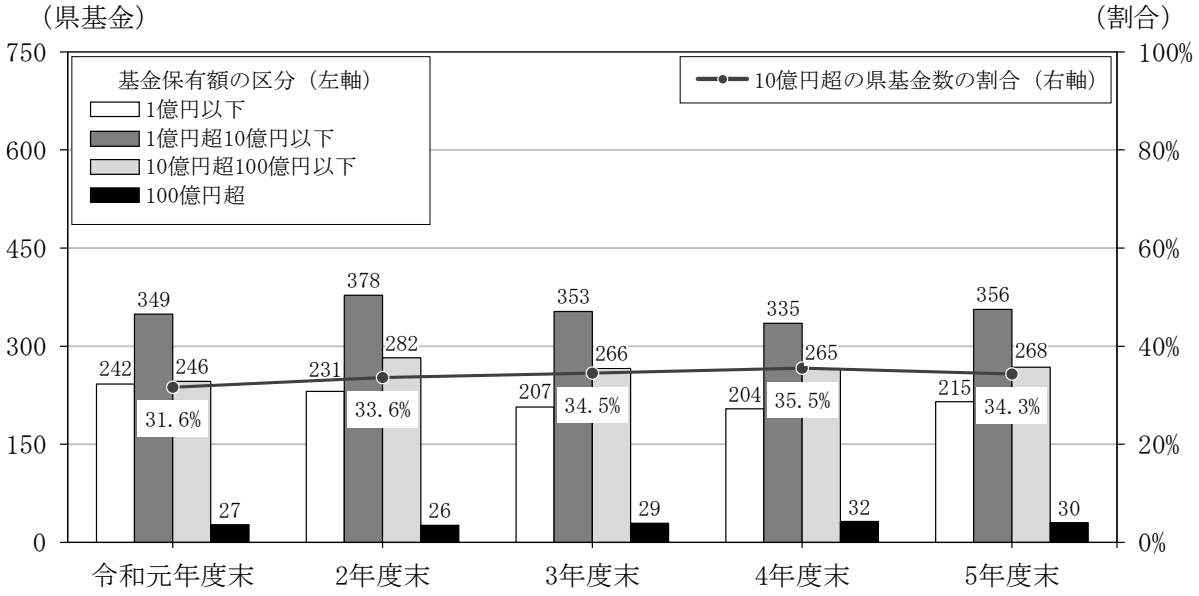

図表1-12　都道府県に設置造成されている基金の基金保有額が多い上位5基金（令和5年度末時点）

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	基金保有額	国庫補助金等相当額
2014	復興庁	-	福島原子力災害復興交付金基金	福島原子力災害復興交付金	福島県	718	718
2028	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	福島県	636	636
2059	環境省	-	福島県民健康管理基金	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	福島県	445	378
2044	厚生労働省	-	国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険財政安定化基金補助金	兵庫県	366	83
2031	復興庁	環境省	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金	福島県	332	332

さらに、所管府省庁別の基金数、基金保有額等についてみたところ、図表1-13のとおり、5年度末時点の基金保有額が最も多いのは厚生労働省で、基金保有額計8963億余円（国庫補助金等相当額計4649億余円）となっていた。

図表1-13　都道府県に設置造成されている基金の所管府省庁別の基金数、基金保有額等

（単位：県基金、億円、％）

所管府省庁名	令和元年度末			2年度末			3年度末			4年度末			5年度末					
																対元年度末時点比		
	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額
内閣府本府	17	380	323	45	1242	1169	45	1287	1083	46	1255	1028	45	1005	841	264.7	264.5	260.0
消費者庁	11	2	2	6	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0	0.0	0.0
こども家庭庁	44	269	268	44	735	732	44	722	719	44	1056	1055	44	972	971	100.0	361.6	361.2
復興庁	32	4792	4791	29	3391	3391	24	2978	2977	24	2700	2700	23	2640	2639	71.9	55.1	55.1
総務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	50	326	326	94	1080	1080	50	430	430	49	424	424	89	806	806	178.0	246.7	246.7
厚生労働省	285	8405	5360	283	8852	5401	274	9233	5410	264	9446	5239	260	8963	4649	91.2	106.6	86.7
農林水産省	290	791	448	283	751	412	278	756	419	276	743	411	274	699	377	94.5	88.3	84.1
経済産業省	85	372	288	82	340	281	94	356	298	90	389	296	91	407	308	107.1	109.3	107.1
国土交通省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
環境省	49	824	558	50	753	521	45	688	491	42	647	458	42	600	430	85.7	72.8	77.1
防衛省	1	42	42	1	58	58	1	61	61	1	75	75	1	94	94	100.0	220.2	220.2
計	864	1兆6208	1兆2412	917	1兆7208	1兆3050	855	1兆6514	1兆1893	836	1兆6740	1兆1690	869	1兆6188	1兆1119	100.6	99.9	89.6

注(1)　令和5年度末時点の所管府省庁の区分により集計しているため、5年度に設置されたこども家庭庁についても、元年度から4年度までの基金数及び基金保有額を計上している。

注(2)　複数の府省庁が所管している基金の場合は、執行状況表において所管府省庁として記載されている府省庁の基金として集計している。

そして、都道府県別の基金数、基金保有額等についてみたところ、図表1-14のとおり、5年度末時点の基金保有額が最も多いのは福島県で、基金保有額計3274億余円（国庫補助金等相当額計3052億余円）となっていた。

図表1-14　都道府県に設置造成されている基金の都道府県別の基金数、基金保有額等

（単位：県基金、億円、％）

都道府県名	令和元年度末			2年度末			3年度末			4年度末			5年度末					
																対元年度末時点比		
	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額	県基金数	基金保有額	国庫補助金等相当額
北海道	19	313	203	19	358	248	18	470	265	18	494	287	18	426	245	94.7	136.1	120.6
青森県	21	191	126	22	237	156	21	247	142	21	294	181	22	322	218	104.8	168.7	173.0
岩手県	21	372	334	20	252	208	17	235	177	17	240	177	18	231	172	85.7	62.3	51.7
宮城県	24	640	565	26	375	306	21	359	292	21	361	290	22	378	286	91.7	59.1	50.7
秋田県	17	99	56	19	148	103	18	165	113	17	150	100	18	132	85	105.9	133.2	151.3
山形県	18	92	55	19	177	140	16	180	121	16	183	108	17	182	95	94.4	196.4	171.6
福島県	73	5085	4890	85	4071	3892	90	3636	3466	89	3337	3152	89	3274	3052	121.9	64.4	62.4
茨城県	22	268	186	22	295	209	20	303	214	20	300	208	24	301	209	109.1	112.3	112.4
栃木県	19	196	136	18	204	141	17	186	126	17	306	134	18	225	127	94.7	114.7	93.5
群馬県	15	144	96	17	222	170	15	215	162	15	244	175	16	240	159	106.7	166.7	165.8
埼玉県	17	421	292	18	486	361	17	483	363	17	491	346	18	499	353	105.9	118.6	120.9
千葉県	14	393	267	16	398	282	14	366	253	14	397	283	15	444	301	107.1	112.9	112.5
東京都	15	1221	915	18	1919	1618	15	1413	1105	14	1394	1089	13	983	688	86.7	80.5	75.2
神奈川県	14	597	342	16	708	452	15	671	429	14	603	403	15	627	453	107.1	105.0	132.4
福井県	26	146	103	24	140	100	22	156	117	21	187	124	22	181	112	84.6	123.6	107.8
山梨県	15	91	47	16	109	65	15	110	65	15	119	71	16	125	71	106.7	137.9	150.3
長野県	17	159	96	17	181	115	17	194	124	17	196	122	18	199	126	105.9	125.0	130.6
岐阜県	18	175	119	19	177	119	18	146	98	15	136	87	16	150	92	88.9	85.8	77.7
静岡県	18	288	195	19	359	264	17	349	259	16	463	239	17	446	220	94.4	154.8	113.0
愛知県	14	449	317	16	494	362	15	458	339	15	469	349	14	433	316	100.0	96.4	99.9
三重県	21	141	71	20	211	111	18	239	87	16	232	92	16	246	96	76.2	174.5	135.3
滋賀県	17	85	55	19	119	67	18	126	70	17	98	65	18	103	69	105.9	120.2	125.8
京都府	19	173	117	19	205	125	18	181	102	18	165	103	19	159	101	100.0	91.9	86.7
大阪府	14	587	422	15	571	410	14	586	431	14	645	481	15	657	484	107.1	111.8	114.8
兵庫県	33	502	311	29	698	347	24	795	357	21	760	349	21	788	352	63.6	157.0	113.1
奈良県	17	126	84	18	176	133	17	255	203	17	313	262	17	260	209	100.0	206.6	249.7
和歌山県	16	216	90	17	195	83	16	194	83	16	198	80	17	198	82	106.3	91.5	90.8
鳥取県	17	81	49	19	183	143	16	274	136	16	263	108	17	189	91	100.0	233.2	184.1
島根県	19	111	65	21	156	98	19	138	82	19	139	81	21	132	76	110.5	119.2	117.6
岡山県	15	169	104	18	203	140	16	192	131	16	202	137	17	196	132	113.3	115.9	126.4
広島県	11	246	158	11	267	176	10	246	157	10	244	161	12	237	163	109.1	96.3	103.0
山口県	17	178	120	19	206	147	18	212	151	18	248	175	18	268	196	105.9	150.6	162.7
徳島県	21	115	76	21	126	85	22	122	80	22	122	80	24	134	81	114.3	116.3	106.3
香川県	15	109	62	15	117	64	14	127	57	14	124	61	15	124	60	100.0	114.1	95.4
愛媛県	17	180	110	17	192	122	16	195	124	16	218	132	17	231	135	100.0	128.3	123.0
高知県	15	88	51	17	161	123	16	134	99	16	116	83	17	101	69	113.3	115.4	135.8
福岡県	19	375	229	21	448	298	18	438	291	18	469	311	19	496	314	100.0	132.4	136.7
佐賀県	26	111	74	28	188	137	28	180	126	27	181	109	23	153	83	88.5	138.1	112.5
長崎県	22	186	120	24	209	128	23	205	125	23	248	127	24	281	143	109.1	150.4	119.4
熊本県	20	194	120	21	257	162	19	247	153	17	253	138	18	274	154	90.0	141.2	127.6
大分県	18	143	73	19	166	87	17	207	89	18	224	88	19	216	75	105.6	151.4	102.8
宮崎県	18	167	107	19	215	124	18	244	114	18	253	118	18	252	115	100.0	150.8	108.0
鹿児島県	19	210	121	21	248	133	20	261	134	19	293	146	19	276	141	100.0	131.1	116.2
沖縄県	21	355	262	23	367	274	22	352	259	21	349	258	22	396	295	104.8	111.6	112.4
計	864	1兆6208	1兆2412	917	1兆7208	1兆3050	855	1兆6514	1兆1893	836	1兆6740	1兆1690	869	1兆6188	1兆1119	100.6	99.9	89.6

また、5年度末時点で基金保有額がある基金について、運営形態別及び事業内容別に5年度末時点の基金数及び基金保有額の割合をみたところ、図表1-15及び図表1-16のとおり、いずれも運営形態別では取崩し型の割合が最も高く、事業内容別では補助事業の割合が最も高くなっていた。そして、基金法人等に設置造成されている基金と比較して、運営形態別では複合型の割合が高く、事業内容別では貸付事業の割合が高い状況となっていた。

図表1-15　都道府県に設置造成されている基金の運営形態別の基金数及び基金保有額の割合（令和5年度末時点）

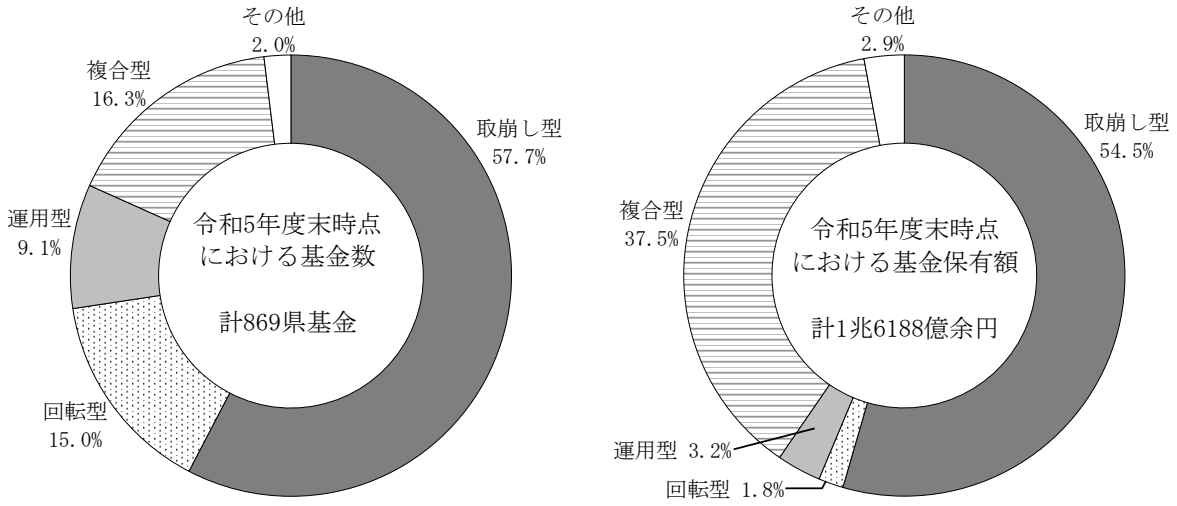

（注）　運営形態の分類については、図表0-2参照

図表1-16　都道府県に設置造成されている基金の事業内容別の基金数及び基金保有額の割合（令和5年度末時点）

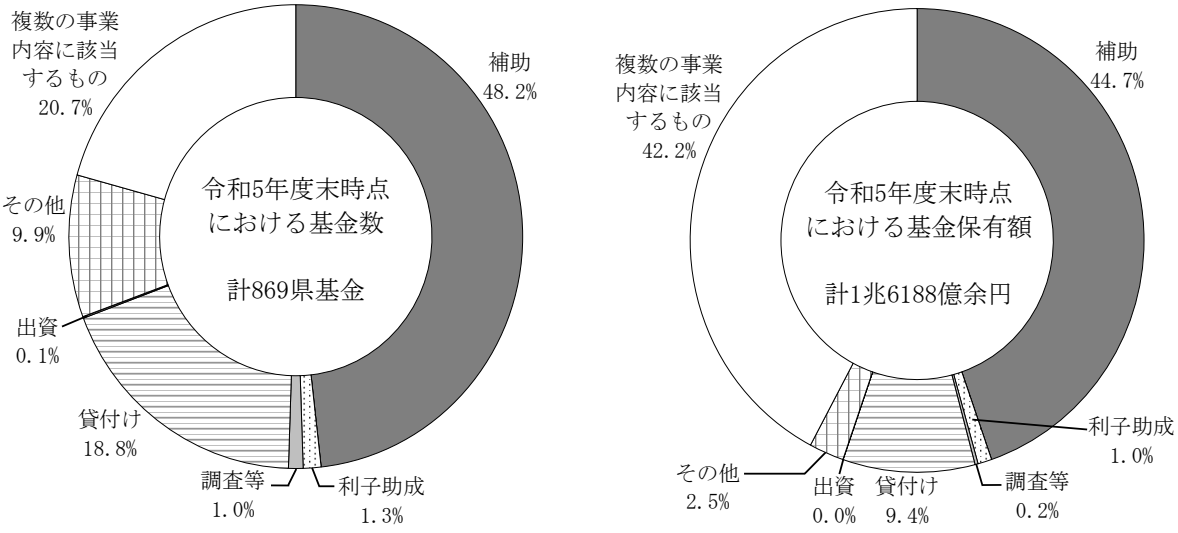

事業内容のうち、貸付事業及び出資事業は、貸付け又は出資に当たり基金を取り崩すことになるため、取り崩した額は図表1-16の基金保有額に含まれないが、これらについては、将来、資金の全部又は一部の回収が見込まれるものであることから、5年度末時点における貸付残高及び出資残高をみたところ、合わせて計309億余円（国庫補助金等相当額計218億余円）となっていた。

(3) 基金方式により実施する必要性

指針によれば、具体の事務又は事業が改正適正化令において定められた基金事業の性質（第1の3(2)イ参照）に該当するか否かについては、個々に判断することとなるが、次の3類型の事業については、該当し得ると考えられるとされている。

① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業

② 資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業

③ 事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの

一方、これら以外の事務又は事業（以下「その他の事業」という。）については、基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討すべきであるとされている。

また、行政事業レビュー実施要領において、基金法人等に設置造成された基金について、前記①から③までのいずれにも該当しない事業は、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討することとなっており、都道府県に設置造成された基金についても、上記の内容を踏まえて精査を行うこととなっている。そして、行政事業レビュー実施要領等に基づき、基金シート又は執行状況表において、前記①から③までの類型のうち該当する類型を公表することとなっており、指針に定められた類型に該当しない場合には、基金方式によらざるを得ない理由を公表することとなっている。

そこで、5年度末時点で基金法人等に設置造成されている191基金及び都道府県に設置造成されている63基金について、基金方式により事業を実施する必要性を確認するために、前記①から③までのどの類型に該当するかなどについてみたところ、図表1-17のとおり、指針に定められた類型に該当しないもの（「④その他の事業」）が半数以上となっていた。

図表1-17　基金方式で実施する必要性の分類

（単位：基金、％）

区分	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業		②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業		③事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの		④その他の事業		計
	基金数	割合	基金数	割合	基金数	割合	基金数	割合	基金数
基金法人等に設置造成されている基金	61	31.9	13	6.8	16	8.4	101	52.9	191
都道府県に設置造成されている基金	4	6.3	10	15.9	13	20.6	36	57.1	63

（注）　割合は、「計」欄の基金数に占める割合を示している。

そして、「④その他の事業」に該当する基金について、改正適正化令で定められた基金事業の性質を踏まえて、「④-1 災害対応等で各年度の所要額を見込めない事業」、「④-2 長期間にわたる研究開発等で各年度の所要額を見込めない事業」、「④-3 社会経済情勢の影響を強く受ける事業で各年度の所要額を見込めない事業」、「④-4 その他」の四つの分類を会計検査院が設定した上で、該当する分類等について各府省庁に確認した。その結果、図表1-18のとおり、基金法人等に設置造成されている基金は、「④-2 長期間にわたる研究開発等で各年度の所要額を見込めない事業」又は「④-3 社会経済情勢の影響を強く受ける事業で各年度の所要額を見込めない事業」の割合が高かったのに対して（「④その他の事業」に占める割合30.7％及び35.6％）、都道府県に設置造成されている基金は「④-4 その他」の割合が高い状況となっていた（同75.0％）。

図表1-18　基金方式で実施する必要性の分類（その他の事業の内訳）

（単位：基金、％）

区分	④-1　災害対応等で各年度の所要額を見込めない事業		④-2　長期間にわたる研究開発等で各年度の所要額を見込めない事業		④-3　社会経済情勢の影響を強く受ける事業で各年度の所要額を見込めない事業		④-4　その他（④-1～④-3に該当しないもの）		計
	基金数	割合	基金数	割合	基金数	割合	基金数	割合	基金数
基金法人等に設置造成されている基金	6	5.9	31	30.7	36	35.6	28	27.7	101
都道府県に設置造成されている基金	5	13.9	2	5.6	2	5.6	27	75.0	36

（注）　割合は、「計」欄の基金数に占める割合を示している。

「④-4 その他」に該当するとされた基金について、基金シート又は執行状況表における基金方式によらざるを得ない理由の記載内容をみたところ、都道府県に設置造成されている基金において、事業が複数年度にわたって実施されることや法律に基づき

基金が設置造成されていることは示されているものの、改正適正化令において定められた基金事業の性質の要素である「各年度の所要額をあらかじめ見込み難い理由」等が必ずしも明確に示されていないものも見受けられた（「④-4 その他」の基金シート又は執行状況表に記載されている基金方式によらざるを得ない理由については別図表9及び別図表10参照）。

(4) 基金設置団体の選定状況

5年度末時点で基金法人等に設置造成されている基金について、基金設置団体の種類別に基金数（191基金）及び基金保有額（18兆7969億余円）の状況をみたところ、独立行政法人74基金、12兆4604億余円、一般社団法人又は一般財団法人51基金、4兆8550億余円となっていて、図表1-19のとおり、いずれも独立行政法人に設置造成されているものが最も多くなっていた。

図表1-19　基金設置団体の種類別の基金数及び基金保有額の状況（令和5年度末時点）

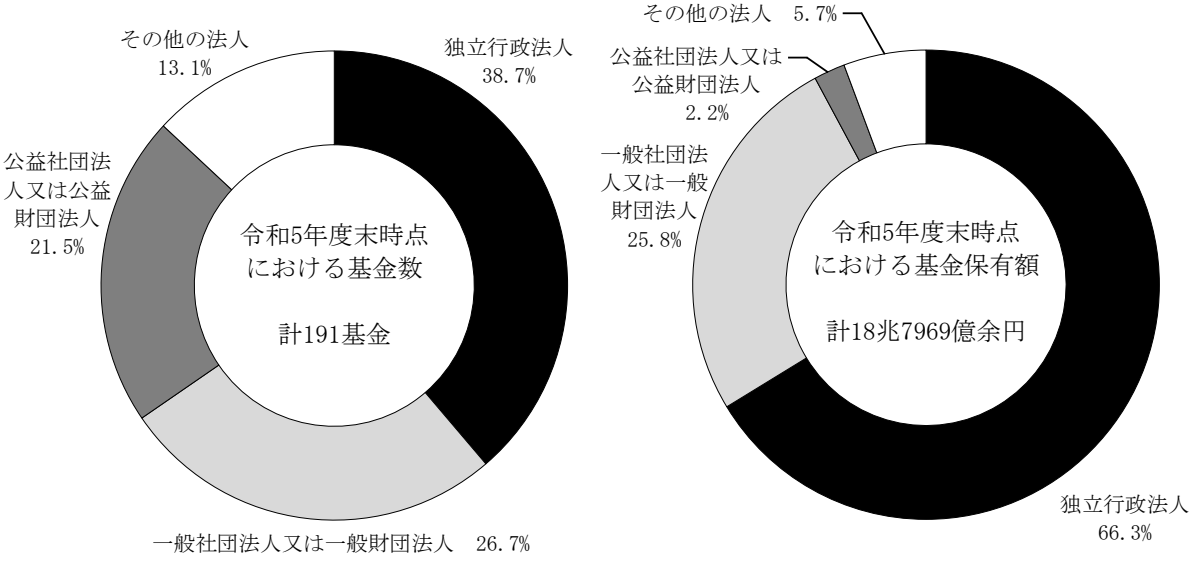

基金法人等に設置造成されている基金について、基金設置団体の選定経緯をみたところ、公募により選定しているものが42基金（5年度末時点の基金保有額計3兆4384億余円、国庫補助金等相当額計3兆4156億余円）となっていたのに対して、基金事業を実施するために必要な知見を有する特定の法人を基金設置団体とする必要があったなどの理由から公募により選定していないものが149基金（5年度末時点の基金保有額計15兆3585億余円、国庫補助金等相当額計15兆1231億余円）となっていた。

そして、公募を実施して基金設置団体を選定した42基金について、公募の応募者数をみたところ、1者が31基金（73.8%）、2者が8基金（19.0%）、3者が3基金（7.1

%）となっていて、応募者数が1者である基金が最も多い状況となっていた。

(5) 基金の積増しを行う額の算定状況

基金の積増しを行う場合には、過年度の執行状況等を十分に勘案するなどして、その額を適切に算定することが重要である。

そこで、積増しを行う額の算定が適切に行われているかについてみたところ、農林水産省所管の畜産業振興資金（1098番）、環境省所管の産業廃棄物適正処理推進基金（補助率7/10）（1185番）、こども家庭庁所管（4年度以前は内閣府本府及び厚生労働省所管）の安心こども基金（2011番）及び厚生労働省所管の地域医療介護総合確保基金（介護分）（2040番）において、過年度の執行状況、基金保有額、基金設置団体が調査するなどした所要額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を算定していた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞　過年度の執行状況、前年度末時点の基金保有額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を算定していたもの

農林水産省は、平成15年度から令和5年度までの各年度において、独立行政法人農畜産業振興機構に対して、農畜産業振興対策交付金を交付しており、同機構は、同交付金の一部を原資とするなどして、畜産業振興資金（1098番）を設置造成している。そして、同機構は、平成29年度から、国産乳製品等競争力強化対策事業（以下「対策事業」という。）を実施するなど、同資金を取り崩して複数の事業を実施している。

同省は、同機構が同交付金の交付申請を行う場合には、事業ごとに必要となる額等が記載された農畜産業振興対策交付金交付対象事業計画（以下「事業計画」という。）を提出させて、事業計画に基づき同交付金に係る毎年度の交付額を決定している。そして、同機構は、同交付金に係る交付額のうち対策事業に係るものについて、同交付金の交付を受けた翌年度に事業を実施しており、翌々年度までにその支払を完了している。また、同省は、同機構に対して、対策事業に係るものとして29年度から令和5年度までに計383億6042万余円を交付している。

対策事業に係る同資金の執行状況をみたところ、平成29年度から令和2年度までの対策事業に係る同交付金の交付額計223億4930万余円について、同機構は、4年度までに対策事業の実施及び支払を完了しており、同年度末時点において、執行額計187億7242万余円との差額35億7688万余円（同年度末時点の基金保有額の一部）は具体的な使用予定がない状況となっていた。しかし、同機構は、5年度の同交付金の交付申請における対策事業に必要となる額の算定に当たり、この35億7688万余円の全部又は一部を除くなどしていなかった。このように、同機構は、対策事業に係る過年度の執行状況、前年度末時点の基金保有額等を十分に考慮することなく、翌年度の対策事業に必要となる額を54億8013万余円と算出して事業計画に記載していた。そして、同省も同様に、対策事業に係る過年度の執行状況、前年度末時点の基金保有額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を事業計画に記載された額と同額と算定し、交付していた。

なお、会計検査院の検査を踏まえて、同省は、6年度の補正予算について、5年度末時点の基金保有額や、対策事業の実施及び支払が想定より増加する可能性等を考慮して、翌年度の対策

事業に必要となる額62億円のうち11億円は基金保有額を使用することとして、当該金額を除いた51億円を計上したとしている。

＜事例2＞　都道府県が所要額調査により確認した所要額を上回る額を、基金の積増しを行う額として算定していたもの

内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省（令和5年度以降はこども家庭庁及び文部科学省）は、認定こども園等の新たな保育需要への対応等を実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的として、平成20年度から令和4年度までの間に都道府県に対して子育て支援対策臨時特例交付金計1兆0440億7153万余円を交付している。そして、都道府県は、同交付金を原資として、安心こども基金（2011番及び2032番）を設置造成して、基金事業として、府省が定めた管理運営要領に規定されている複数の事業を実施している。

そして、厚生労働省は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）の6年4月の施行に先立って、都道府県や市町村等が3年度から5年度までの各年度に母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業等（以下「整備事業等」という。）を実施するために、3、4両年度に、都道府県に対して同交付金を計601億9208万余円交付して、同基金（2011番）の積増しを行っていた。その際、同省は、4年3月（1回目）、同年8月（2回目）及び5年2月（3回目）の3回に分けて、積増しに係る同交付金の交付決定を行っていて、各回の交付決定に当たり、各都道府県に対して、受入希望額の調査（以下「受入額調査」という。）を行っていた。受入額調査に当たって、同省は、当該都道府県及び管内の市町村等における今後の具体的な取組内容等を確認して、その結果を踏まえて回答することを都道府県に対して求めていた。そして、27都道府県では受入額調査に回答するために当該都道府県や管内の市町村等における所要額を確認するための調査（以下「所要額調査」という。）を実施していた。

しかし、同省は、整備事業等に係る同交付金の予算額である601億9208万余円について全国の20歳未満人口に対する当該都道府県の同人口の比率に応じて各都道府県に配分することとした場合の額（以下「配分額」という。）を算出して、配分額を基に同交付金を交付していた。その結果、所要額調査を実施していた27都道府県のうち21都道府県に交付した額は、所要額調査により確認した所要額を上回る額となっていた。すなわち、同省は、3回目の交付決定に当たり、改正法の施行により6年4月から実施されることとなる児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づく事業を円滑に進めるための体制整備に必要と考え、配分額全額を受け入れることなどを各都道府県に対して周知するなど、所要額調査の結果より配分額を優先して受入希望額とすることを各都道府県に対して求めていた。そして、21都道府県においては、上記の周知等を受けて配分額計298億5604万余円が所要額調査により確認した所要額計51億3368万余円を計247億2235万余円上回っていたにもかかわらず、最終的には、同省に対して配分額全額を受け入れる旨を回答していた。

このような経過を経て、同基金の積増しが行われた結果、上記の21都道府県に対する同基金の積増しに係る同交付金の交付額計301億4405万余円に5年度末までの運用益計755万余円を加えた計301億5160万余円のうち、整備事業等を完了した6年度までの使用額は計54億2129万余円となっていて、計247億3030万余円は整備事業等に使用されなかった。

なお、こども家庭庁は、計247億3030万余円のうち、整備事業等以外の事業に使用することが見込まれる額等を除いた15都府県に係る計90億3262万余円について、7年3月に国庫に返納するよう指示して、15都府県は同年4月までに同額を国庫に返納していた。

このように、過年度の執行状況、基金保有額、基金設置団体が調査するなどした所

要額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を算定していた基金が見受けられたことを踏まえて、各府省庁において、基金の積増しを行う額の算定に当たり、これらを十分に考慮することが重要である。

(6) 基金の保有形態等の状況

基金基準によれば、基金法人のうち公益法人が行う基金の運用は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月閣議決定）の規定によることとされ、公益法人以外の基金法人が行う基金の運用は当該規定に準ずることとされている。そして、当該規定によれば、「運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと」とされている。

さらに、都道府県に設置造成された基金については、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、その設置目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないこととなっている。そして、一般に、都道府県は、基金に属する現金を金融機関への預金その他確実かつ有利な方法で保管すること、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることなどを定めている。

そこで、基金法人等に設置造成されている基金及び都道府県に設置造成されている基金について、5年度末時点における基金の保有形態別の基金保有額の状況をみたところ、図表1-20-1及び図表1-20-2のとおり、いずれも普通預金等又は定期預金によって保有しているものが大部分を占めている状況となっていた。

図表1-20-1　基金法人等に設置造成されている基金の保有形態別の基金保有額の状況（令和5年度末時点）

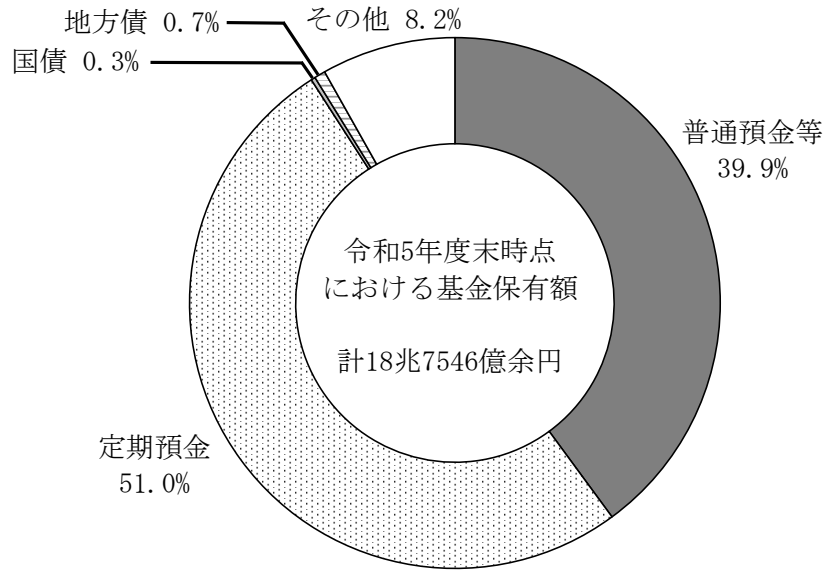

（注）　基金保有額に未収金を含めるなどしている基金があるが、本図表の保有形態別の基金保有額には未収金を含めるなどしていないため、他の図表で示している基金保有額と一致しない。

図表1-20-2　都道府県に設置造成されている基金の保有形態別の基金保有額の状況（令和5年度末時点）

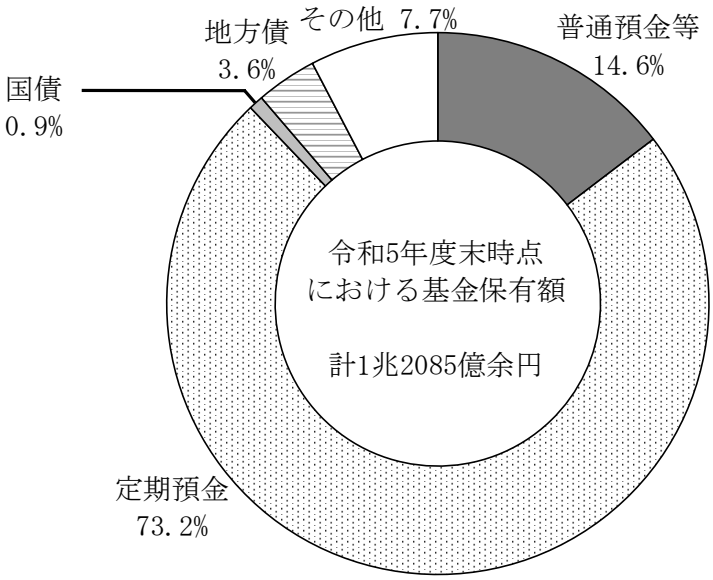

（注）　複数の基金を一括で運用するなどしている基金を集計対象から除いている。また、基金保有額に未収金を含めるなどしている基金があるが、本図表の保有形態別の基金保有額には未収金を含めるなどしていないため、他の図表等で示している基金保有額と一致しない。

また、元年度から5年度までの運用収入の状況についてみたところ、図表1-21のとおり、基金法人等に設置造成されている基金の5年度の運用収入が計30億余円、都道府県に設置造成されている基金の5年度の運用収入が計9億余円などとなっていた。

図表1-21　運用収入の状況

（単位：億円）

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基金法人等に設置造成されている基金						
	前年度末時点の基金保有額（参考）	2兆2208	2兆3656	8兆3255	12兆9170	16兆5735
	運用収入	31	26	24	26	30
都道府県に設置造成されている基金						
	前年度末時点の基金保有額（参考）	1兆5678	1兆5239	1兆5991	1兆6015	1兆6298
	運用収入	12	10	9	7	9

注(1)　前年度末時点の基金保有額は、令和5年度末時点で基金保有額がある基金について集計しているため、図表1-4、図表1-7、図表1-10、図表1-13及び図表1-14における元年度から4年度までの各年度末時点の基金保有額と一致しない。
注(2)　運用収入には、運用損失が生じている基金の運用損失額は含まない。

一方、元年度から5年度までの各年度の運用損失の合計額は19億1942万余円となっていた。このうち、元年度から5年度までに合わせて1000万円以上の運用損失が生じている基金についてみたところ、図表1-22のとおり、2基金において、元年度から5年度までの運用損失が計19億1362万余円となっていて、このほかに計3億3671万余円の運用経費を要していた。

図表1-22　令和元年度から5年度までに合わせて1000万円以上の運用損失が生じている基金

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金事業名	運用損失	運用経費	（参考）令和5年度末時点における基金保有額
1051	厚生労働省	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	18億5997	3億0660	7852億0958
1181	国土交通省	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	5364	3011	86億5929
計				19億1362	3億3671	

（注）　運用損失には、平成28年2月に導入された日本銀行のマイナス金利政策の影響を受けて、マイナス金利相当分として信託報酬等の運用経費とは別に基金設置団体が負担している信託事務費用が含まれる。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞　基金において運用損失が生じていたもの

厚生労働省は、令和2年度から4年度までの各年度において、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターに対して、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金

計4兆4191億8891万余円を交付して、同センターは、同交付金を原資としてワクチン生産体制等緊急整備基金（1051番）を設置造成している。

同交付金の交付要綱等によれば、基金の運用に当たり、保有することができる資産は国債や地方債その他の確実かつ有利な有価証券、金融機関への預金等の安全資産に限定されていて、これ以外の方法による場合には事前に同省の了解を得ることとされている。

同省は、4年3月30日及び31日に同交付金2兆2968億9033万余円を同センターに対して交付していた。

そして、同センターは、上記の交付金2兆2968億9033万余円について事前に同省の了解を得た上で、金銭の信託による日本国債、政府保証債及び地方債を投資対象とする運用をすることとし、その全額を同月30日及び31日に、それぞれ信託銀行に信託していた。

その後、同センターは、金融機関に対する定期預金等の預入が可能になったとして、5年4月から、金銭の信託による運用から定期預金等の預入に順次、切替えを行い、同年10月に金銭の信託による運用を終了していた。

このように、同センターは、4年3月から5年10月までの間、同交付金の一部について金銭の信託による運用を行っており、その結果、4、5両年度において18億5997万余円の運用損失が生ずるとともに、信託報酬等の運用経費3億0660万余円を要していた。

同省は、金銭の信託による運用を了解した理由について、同センターとともに複数の金融機関と交渉を行ったものの、マイナス金利が適用されていた当時の金融市況において多額の預金を受け入れる金融機関がなかったことから、基金を継続的に運営するためのやむを得ない手段であったと認められたことによるとしている。

2　基金事業の実施や基金の管理費の状況

(1) 基金事業の実施状況等

ア　基金事業の進捗状況

元年度から5年度までの基金からの支出額についてみたところ、図表2-1のとおり、基金法人等に設置造成されている基金では、元年度6651億余円（国庫補助金等相当額6253億余円）、5年度5兆1366億余円（同5兆0709億余円）、都道府県に設置造成されている基金では、元年度2841億余円（同2333億余円）、5年度3708億余円（同2658億余円）となっており、いずれも増加していた。

図表2-1　基金からの支出額

（単位：億円）

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基金法人等に設置造成されている基金	支出額	6651 (6253)	1兆8074 (1兆7623)	2兆1181 (2兆0246)	6兆3561 (6兆2413)	5兆1366 (5兆0709)
	事業費	6412 (6019)	1兆7867 (1兆7421)	2兆0830 (1兆9899)	6兆3162 (6兆2018)	5兆0914 (5兆0261)
	管理費	239 (234)	207 (202)	351 (346)	398 (395)	452 (448)
都道府県に設置造成されている基金	支出額	2841 (2333)	2841 (2178)	3383 (2564)	4029 (2758)	3708 (2658)
	事業費	2835 (2327)	2835 (2171)	3376 (2558)	4023 (2752)	3702 (2653)
	管理費	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	5 (5)

（注）　下段の括弧内の数字は、国庫補助金等相当額を示している。

そして、基金法人等に設置造成されている基金について、支出額が大幅に増加していることから、各年度の支出額が多い上位5基金及び上位10基金の支出額が全ての基金の支出額に占める割合をみたところ、図表2-2のとおり、いずれの年度においても上位10基金で70％以上を占める状況となっていた（支出額が多い上位10基金については別図表11参照）。

図表2-2　支出額が多い上位5基金及び支出額が多い上位10基金が全ての基金の支出額に占める割合（基金法人等）

（単位：億円、％）

区分	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
上位5基金の支出額	3659	55.0	1兆2597	69.7	1兆2944	61.1	5兆1634	81.2	3兆4363	66.9
上位10基金の支出額	4796	72.1	1兆5448	85.5	1兆6326	77.1	5兆5986	88.1	4兆2182	82.1
全ての基金の支出額	6651	100.0	1兆8074	100.0	2兆1181	100.0	6兆3561	100.0	5兆1366	100.0

（注）　割合は、「全ての基金の支出額」に占める割合を示している。

また、基金法人等に設置造成された基金については、行政事業レビュー実施要領等に基づき作成される基金シートにおいて、前年度の基金シートに記載された事業見込額、事業見込額と当年度の基金シートに記載された実際の事業費との差額（以下「かい離額」という。）[注13]、事業見込額に対するかい離額の割合（以下「かい離率」という。）[注13]等が記載されることとなっている（図表2-3参照）。

（注13）　実際の事業費が前年度の基金シートに記載された事業見込額を上回っている場合、かい離額及びかい離率はマイナスとなる。

図表2-3　かい離額及びかい離率の概念図

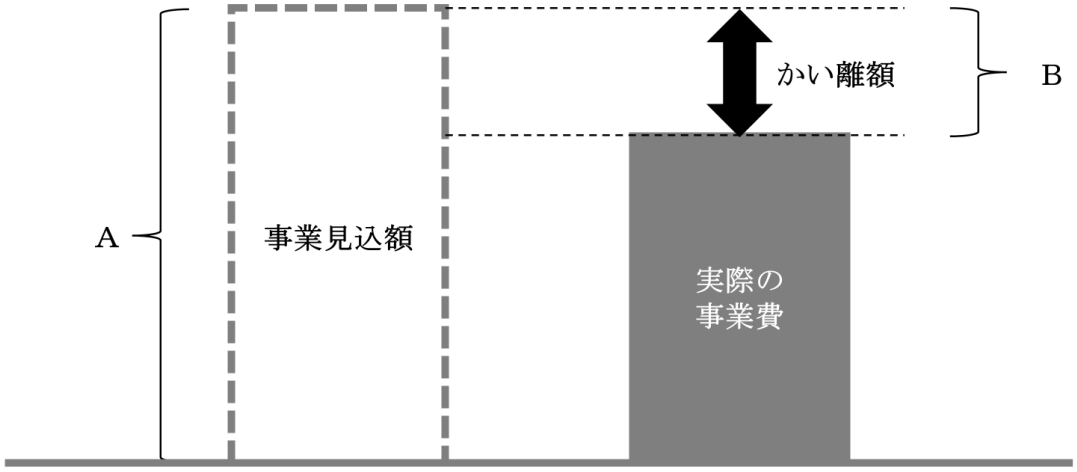

かい離率 ＝ かい離額（B） ÷ 事業見込額（A） × 100

そこで、5年度末時点で基金法人等に設置造成されている191基金のうち、事業見込額の算出が困難であること、5年度に新たに設置造成された基金であること、既に基金事業が終了していること又は支出が6年度から発生することからかい離率が算定されていない計30基金を除く161基金について、5年度のかい離率の状況をみたところ、図表2-4のとおり、多くの基金はかい離率が25％未満となっている一方で、36基金（161基金に占める割合22.4％）はかい離率が75％以上となっていて、実際の事業費が事業見込額に比べて大幅に低くなっていた。

図表2-4　かい離率の状況（令和5年度）

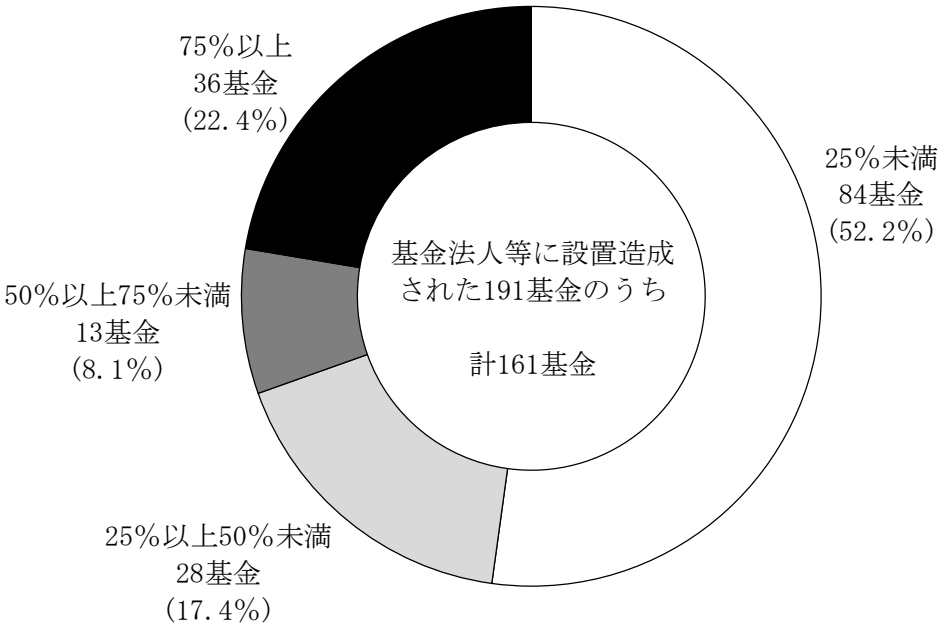

(注)　「25%未満」の基金の中には、実際の事業費が前年度の基金シートに記載された事業見込額を上回っている基金も含まれる。

このうち、2年度末時点の基金保有額が100億円以上であり、かつ、3年度から5年度までの間にかい離率が複数年度継続して75%以上となっている基金について、5年度末時点の状況を示す基金シートに記載されたかい離の理由をみたところ、図表2-5のとおり、かい離が生じている理由は基金ごとに様々となっていた。

図表2-5　令和2年度末時点の基金保有額が100億円以上であり、かつ、3年度から5年度までの間にかい離率が複数年度継続して75%以上となっている基金

（単位：億円、%）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	令和2年度末時点基金保有額	かい離率			5年度末時点の状況を示す基金シートに記載されたかい離の理由（注）
						3年度	4年度	5年度	
1019	総務省	-	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	1787	99.3	95.2	77.8	令和5年度以前に交付決定をしているが支払が令和6年度となる団体が存在すること、また、移行困難システムへの該当など地方公共団体における移行作業の進捗により乖離が生じたもの
1062	農林水産省	-	産地パワーアップ事業基金	産地生産基盤パワーアップ事業	375	82.0	80.4	77.0	2023年度の事業費見込みについては、コロナウイルスの感染拡大からの回復等を見込み、コロナ前の3年間（平成29～令和元年度）の事業費（管理費を含む）の平均から見込額を算定（略）。しかしながら、引き続き、同感染拡大の影響やウクライナ情勢、これに伴う為替市場の不安定化等による、農業者を取り巻く環境が厳しい状況にあったことから、2023年度の事業費は事業費見込みから大きく乖離する結果となった。（略）
1114	経済産業省	-	経営安定関連保証等特別基金	経営安定関連保証等対策費補助事業	1兆3160	95.0	88.2	△2.1	コロナの影響の長期化や物価高等、対応に万全を期すため、過去の危機時における保証承諾実績等を踏まえ、令和2年度及び令和4年度に十分な予算を措置したところ。 足下では執行の乖離があるものの、信用補完制度の性質から将来にわたって基金からの損失補填等が行われる可能性がある。
1143	経済産業省	-	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	2兆0000	98.9	76.1	39.0	実施中のプロジェクトにおいて、新型コロナ感染症の影響の長期化及びウクライナ情勢に伴い、世界的な半導体不足や部材の供給遅延などが発生したことにより、開発計画の見直しが行われ、執行計画の一部が後倒しとなったため。 令和4年度事業費見込みを算定した際には、国際情勢の変化など当初想定し得ない事情が発生したことにより、乖離が生じた。（略）
1189	環境省	-	地域脱炭素化出資事業基金	地域脱炭素化出資事業	144	△94.1	81.8	81.9	令和5年度中に出資を見込んでいた事業について、ロシア・ウクライナ情勢の影響から、鋼材価格や物流価格が高騰し事業計画の見直し等が発生する等事業者都合により出資実行に至らなかった。

（注）　経営安定関連保証等特別基金は、令和5年度の事業費が前年度の基金シートに記載された事業見込額を上回っているため、また、グリーンイノベーション基金は、5年度のかい離率が75%を下回っているため、それぞれ4年度末時点の状況を示す基金シートにおけるかい離の理由を記載している。

そして、これらの基金の中には、かい離率が複数年度継続して75%以上となった後に、事業完了までの事業見込額を精査した結果として多額の国庫返納が行われていた基金が見受けられた。

上記について、詳細を示すと次のとおりである。

＜事例4＞　かい離率が複数年度継続して75%以上となった後に、事業完了までの事業見込額を精査した結果として多額の国庫返納が行われていたもの

経済産業省（中小企業庁）は、平成12年度から令和5年度までの各年度において、一般社団法人全国信用保証協会連合会に対して、経営安定関連保証等対策費補助金計1兆9224億9020万余円を交付して、同連合会は、同補助金を原資として経営安定関連保証等特別基金（1114番）を設置造成している。

同連合会は、基金事業として、平成12年度以降、各都道府県等に設置された信用保証協会（以下「協会」という。）が中小企業者等への債務保証において代位弁済を行った場合に、各協会が負担する損失の一部を補塡するために、各協会に対して損失補償金を出えんする事業（以下「損失補償事業」という。）を実施している。また、令和3年度以降、中小企業者等が協会に支払う保証料の一部を補助する事業（以下「保証料補助事業」という。）を新たに実施している。

同省は、損失補償事業に係る元年度から4年度までの各年度の事業見込額について、過年度の代位弁済額等に基づいて算出していて、また、保証料補助事業に係る3、4両年度の事業見込額について、保証料補助事業のために措置された予算を全額執行するなどとして算出していた。

その後、同省は、5年度の事業見込額について、当初は前年度までと同様の方法により算出していたが、5年12月に点検・見直しの横断的な方針が示されたことなどを踏まえて、見直しを行い、損失補償事業及び保証料補助事業共に見直し時点で把握できた5年度の進捗状況に基づいて、1751億9700万円と算出していた。この結果、見直し後の5年度の事業見込額は、3年度の6216億6500万円や4年度の5966億7030万円と比べて大幅に減少していた。

そして、かい離率等の状況をみると、表のとおり、3、4両年度共に75%以上となっていたが、5年度については、上記のとおり事業見込額の見直しを行ったこと、民間ゼロゼロ融資(注)からの借換えなどにより保証料補助事業の実績額が増加したことなどから、マイナス2.1%となっていた。

同省は、3、4両年度にかい離率が高くなっていた理由について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や物価高騰等の対応に万全を期すために、過去の金融危機時における保証承諾実績等を踏まえて、2年度及び4年度に十分な予算を措置したことなどによるとしている。

一方、同省は、5年度末時点の基金保有額1兆2657億5644万余円（国庫補助金等相当額同額）について、民間ゼロゼロ融資からの借換えに備えるなどのために、当該金額を引き続き保有する必要があるとしていたが、6年6月に民間ゼロゼロ融資からの借換えに係る債務保証の申請期間が終了したことなどを踏まえて、事業完了までの事業見込額を精査した結果、7452億円の使用見込みがないとして、7年1月に、同連合会に対して同額の国庫返納を指示していた。そして、同連合会は、同年2月に、同省からの指示を受けて、上記の7452億円を国庫に返納していた。

（注）　民間ゼロゼロ融資　　一定の要件を満たした中小企業者等を対象に保証料補助や民間金融機関の貸付けに係る利子を当初3年間実質無利子化するための利子補給等を行うことにより、民間金融機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策に伴う実質無利子・無担保の融資

表　かい離率等の状況

（単位：万円）

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経営安定補助金交付額	79億0000	1兆2510億9000	60億8020	1888億7500	90億8000
見込額	133億1132	131億1900	6216億6500	5966億7030	1751億9700
実績額	145億5356	127億4739	313億9182	706億9826	1788億4111
かい離額	△ 12億4224	3億7160	5902億7317	5259億7203	△ 36億4411
かい離率	△ 9.3%	2.8%	95.0%	88.2%	△ 2.1%
年度末基金保有額	757億4711	1兆3160億3873	1兆3005億9107	1兆4235億1418	1兆2657億5644

また、基金事業を開始できる見込みがなく事業見込額が算出されていなければ、かい離率も算定されないが、基金が設置造成されてから基金事業を開始するまでに相当の期間があった場合、その間、設置造成された基金の全部又は一部が基金事業に供されないことになる。

そこで、基金の設置造成から基金事業の開始までの期間についてみたところ、図表2-6のとおり、基金が設置造成されてから基金事業が開始されるまでに2年以上が経過していて、その間、設置造成された基金の全部又は一部が基金事業に供されていないものが3基金見受けられた。

図表2-6　基金が設置造成されてから基金事業が開始されるまでに2年以上が経過している基金

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金が設置造成されてから開始されるまでに2年以上が経過している事業の名称	基金保有額（令和5年度末時点）	設置造成年月	事業開始年月（7年3月末時点）	基金の設置造成から事業開始年月又は7年3月までの経過年数
1021	総務省	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業のうち、水底線路陸揚局整備事業及び水底線路整備事業	267億1083万余円	4年3月	開始されていない	3年
1041	文部科学省	先端国際共同研究推進基金	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業	635億8037万余円	5年3月	開始されていない	2年
1050	厚生労働省	医療情報化支援基金	医療提供体制設備整備交付金のうち、電子カルテ情報標準規格準拠対応事業	148億6098万余円	2年3月	6年3月	4年

（注）　「基金保有額（令和5年度末時点）」欄は、「基金が設置造成されてから開始されるまでに2年以上が経過している事業の名称」欄に記載した事業に係る基金保有額である。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例5＞　基金が設置造成されてから相当の期間が経過しても基金事業の一部が開始されないままとなっていて、基金の一部が基金事業に供されない状況となっていたもの

総務省は、令和4年3月に、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会に対して、特定電気通信施設等整備推進基金補助金500億円を交付して、同協会は、同月に同補助金を原資としてデジタルインフラ整備基金（1021番）を設置造成している。

そして、同協会は、基金事業として、国内海底ケーブル陸揚局に必要な施設の設置等を行う水底線路陸揚局整備事業、国内海底ケーブルに必要な施設の設置等を行う水底線路整備事業等の事業を実施することとしていて、水底線路陸揚局整備事業及び水底線路整備事業については、公募により両事業を実施する民間事業者を選定して、両事業を開始することとしていた。

しかし、同協会は、5年度末時点に至っても、両事業に係る公募を行っておらず、同基金が設置造成された4年3月から5年度末までの2年間が経過しても両事業は開始されないままとなっていて、両事業に係る267億1083万余円の資金が基金事業に供されない状況となっていた。

このような状況となっている理由について、同省は、公募に応ずることを検討していた民間事業者において、事業の実施体制の構築、海底ケーブルを敷設するルートや海底ケーブルの陸揚げ地点の検討、昨今の資材価格の高騰を踏まえた事業費の精査等に想定よりも時間を要していることから、同協会が公募を実施しても応募者がいないことが想定されたためであるとしている。

なお、同協会は、6年度末時点でも公募を行っておらず、両事業は開始されていなかった。

このように、実際の事業費が事業見込額に比べて大幅に低くなっている基金が見受けられたことを踏まえて、各府省庁において、かい離率が大きくなっているなどしている基金については、その原因を究明して、事業の規模や実施方法等を検討して必要に応じて基金の規模を見直すことが重要である。また、設置造成されてから基金事業が開始されるまでに相当の期間が経過している基金が見受けられたことを踏まえて、各府省庁において、速やかに基金事業を開始できるようにするための方策や必要に応じて基金の規模を見直すことを検討することが重要である。

イ　基金事業間の調整等の状況

基金事業を実施するに当たっては、他の類似の事業の事業内容等について事前に検討を行い、必要に応じて調整等を行うことが重要である。

そこで、必要な事項について適切に調整等が行われているかみたところ、異なる基金の所管府省庁が事業の開始前に相互に事業内容についての調整等を行っていなかったため、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業者の経営の安定又は負担の低減を目的とした事業をそれぞれ実施している状況が見受けられた。

上記について、詳細を示すと次のとおりである。

＜事例6＞　異なる基金の所管府省庁が事業の開始前に事業内容についての調整等を行っていなかったため、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業者の経営の安定又は負担の低減を目的とした事業をそれぞれ実施していたもの

農林水産省（水産庁）は、燃油・配合飼料の価格が高騰したときに漁業者等に補塡金を交付することにより、漁業・養殖業経営への影響を緩和することで、経営の安定と水産物の安定供給に資するために、平成22年度から令和5年度までに、一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「推進協会」という。）に対して漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金計1506億5974万余円を交付し、推進協会は、同補助金及び漁業者等から納付される積立金を原資として、漁業経営セーフティーネット構築等事業基金（1087番）を設置造成している。

推進協会は、同基金を取り崩して、Ａ重油等の漁業用燃油の価格に影響を与える原油価格が上昇した際に、積立金を納付した漁業者に対して漁業用燃油価格差補塡金（以下「補塡金」という。）を交付する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油事業」という。）等の事業を実施している。このうち燃油事業は、同省が定めた同補助金の交付要綱等に基づき、1kL当たりのドバイ原油価格（以下「原油価格」という。）の四半期ごとの平均価格（以下「平均原油価格」という。）が上昇し、過年度の平均原油価格から算出した補塡基準価格を超えたなどの場合に、積立金を納付した漁業者に対して、平均原油価格と補塡基準価格との差額（以下「補塡金単価」という。）に、当該漁業者が購入した漁業用燃油の数量を乗じて算出した補塡金を交付する事業である。そして、3年度から5年度までの補塡金の交付額は、3年度157億7551万余円（国庫補助金等相当額77億9066万余円）、4年度384億2215万余円（同275億8713万余円）、5年度239億9683万余円（同167億1407万余円）、計781億9449万余円（同520億9187万余円）となっていた。

一方、経済産業省（資源エネルギー庁）は、原油の価格高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぎ、消費者の負担を低減するために、3年度から5年度までの各年度において、一般社団法人全国石油協会（以下「石油協会」という。）に対して燃料油価格激変緩和対策補助金等計6兆1133億0275万余円を交付し、石油協会はこれを原資として燃料油価格激変緩和基金（1148番）を設置造成している。

石油協会は、4年1月から、同基金を取り崩して、燃油の小売価格の急騰を抑制する燃料油価格激変緩和対策補助事業（以下「急騰対策事業」という。）を実施している。急騰対策事業は、毎週のガソリン1Ｌ当たりの全国平均小売価格が、同省が定める基準価格以上となったときに、燃油の卸売事業者に対して燃油の販売数量に応じて補助金を交付する事業であり、事業の対象となる燃油には、漁業用燃油も含まれている。そして、3年度から5年度までの燃油の卸売事業者に対する補助金交付額は、3年度468億6795万余円（国庫補助金等相当額同額）、4年度2兆9424億4787万余円（同）、5年度1兆8222億8866万余円（同）、計4兆8116億0449万余円（同）となっていた。

このように、4年1月以降、図のとおり、高騰した原油価格を用いて算定した補塡金の交付を受ける燃油事業の対象漁業者が、急騰対策事業により急騰が抑制された小売価格で漁業用燃油を購入できることになった。しかし、農林水産省（水産庁）及び経済産業省（資源エネルギー庁）は、対象事業の開始前に燃油事業及び急騰対策事業の事業内容の調整等を行っていなかったため、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業者の経営の安定又は負担の低減を目的とした事業をそれぞれ実施していた。

図　燃油事業及び急騰対策事業の概念図

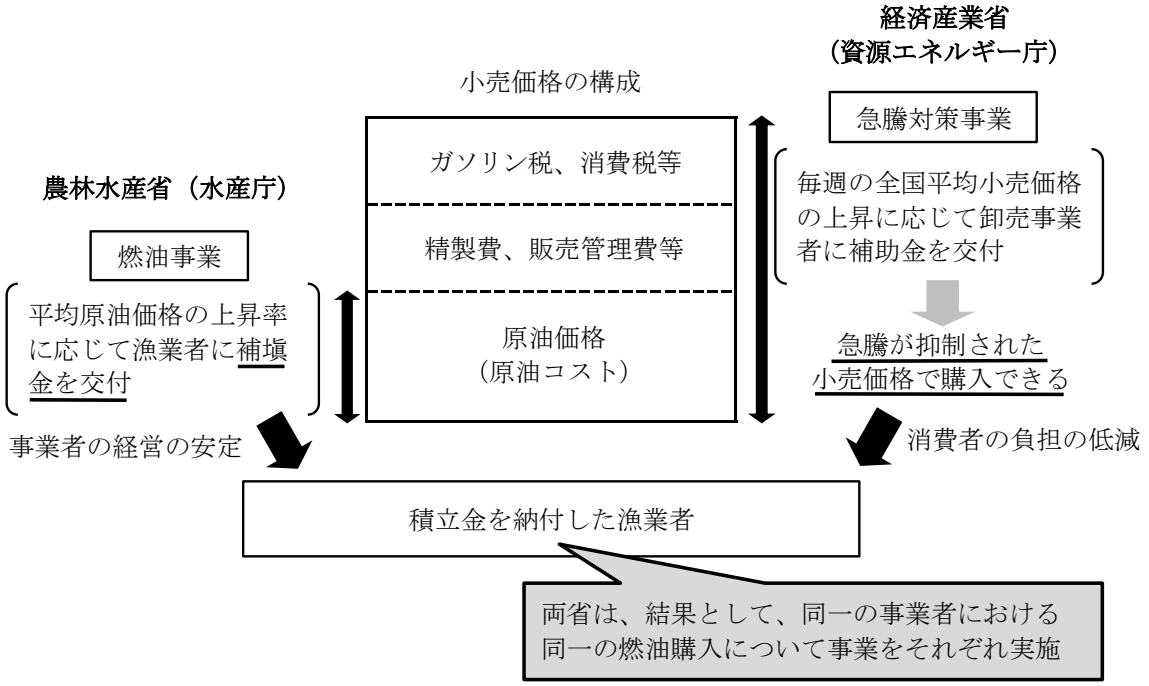

両省は、4年1月から燃油事業及び急騰対策事業が並行して実施されることを把握していたものの、急騰対策事業が短期的な施策になることも想定されたこと、既に推進協会と漁業者との間で燃油事業等に係る契約が締結されていたことなどから、3、4両年度の燃油事業の補塡金の算定に当たっては、急騰対策事業との調整を行わなかったとしていたが、急騰対策事業が4年度以降も継続的に実施されていることなどを踏まえて、農林水産省（水産庁）は、5年3月に交付要綱等を改正し、5年度以降の補塡金の算定に当たっては、補塡金単価から急騰対策事業による小売価格の抑制相当額を差し引いて算出した単価を用いることとした。

仮に上記5年度以降の補塡金の算定方法を用いて、4年1月から5年3月までの期間に係る補塡金の交付額を試算すると、305億0265万余円、これに係る国庫補助金等相当額は214億3288万余円となり、交付された補塡金433億2105万余円に係る国庫補助金等相当額310億0792万余円との差額95億7503万余円については、結果として、両省が、同一の事業者における同一の燃油購入に対する支援をそれぞれ行っていたことになると考えられる。

また、各府省庁は、国庫補助金等の交付要綱等において、基金事業の目的、資金の使途等を規定しており、基金事業を実施するに当たっては、資金が基金事業の目的に沿って使用されることが重要である。

そこで、資金が基金事業の目的に沿って使用されているかについてみたところ、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に設置された、環境省所管の産業廃棄物適正処理推進基金（補助率7/10）（1185番。5年度末時点の基金保有額14億9171万余円、国庫補助金等相当額12億0639万余円）において、当該基金の資金の一部が他の資金と同じ預金口座で管理されていて、預金口座から支払を行う際に、その支払が

いずれの資金からの支払に該当するかが区別されていなかったことなどから、少なくとも5年度末時点で基金の収入額及び支出額から算定される基金保有額に対して預金口座の残高が不足しており、基金の一部が基金事業以外の目的に使用されている状況が見受けられた。なお、同財団は、5年度末時点で不足していた額について翌年度に補塡しており、基金保有額に対して預金口座の残高が不足している状況を解消していた。

このように、異なる基金の所管府省庁が、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業をそれぞれ実施している状況が見受けられたことを踏まえて、各府省庁において、基金事業の実施に当たり、他の類似の事業の事業内容等について事前に検討を行い必要に応じて調整等を行うことが重要である。また、基金の一部が基金事業以外の目的に使用されている状況が見受けられたことを踏まえて、各府省庁において、資金が基金事業以外の目的に使用されることのないように基金設置団体に適切に管理させることが重要である。

ウ　基金事業の実施に関する事務局への委託等の状況

(ｱ) 事務局業務の委託の状況

基金法人等の中には、基金事業の実施に関する業務の一部を一括して事務局に委託しているものがある。この場合、例えば、基金事業として多数の者に対して補助金等を交付することを主な事業内容とする基金では、①補助金等の交付規程等の策定、②補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択、③補助金等の交付決定等、④補助金等の額の確定等に係る事務等を事務局に委託し、事務局に対する指導監督、基金に属する資金の運用、各府省庁への基金事業に係る実施状況の報告等の事務等を基金法人等において自ら実施することがある（図表2-7参照）。

図表2-7　基金事業の実施に関する事務局業務の委託の例（概念図）

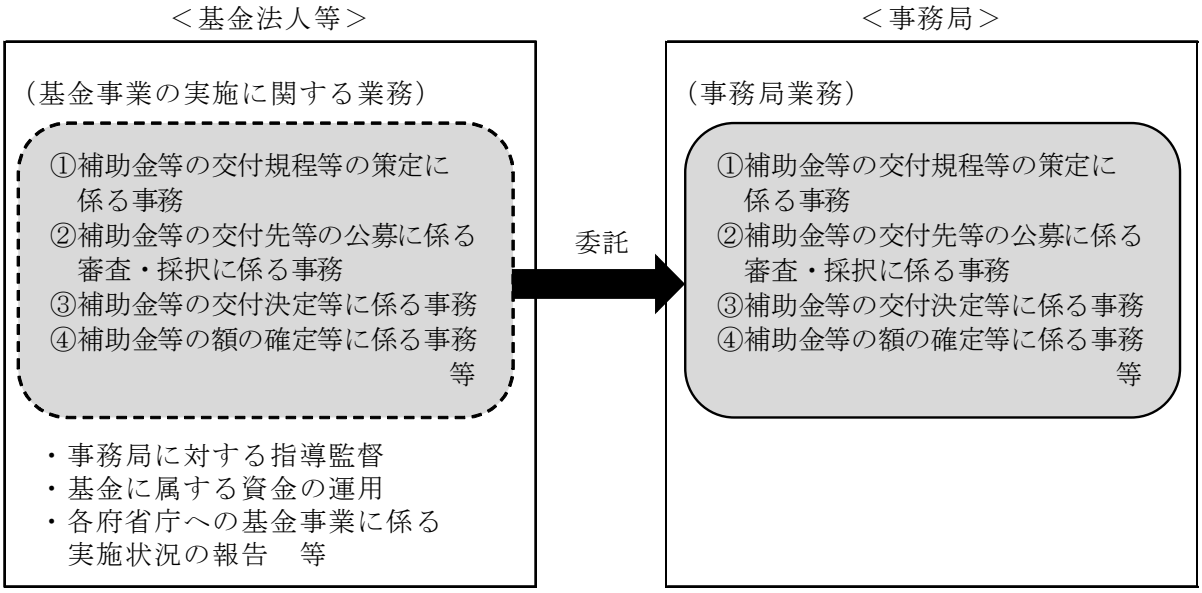

（注）　図表中の①から④までは、別図表12の「事務局が実施している事務」の①から④までに対応している。

そこで、事務局業務の委託状況についてみたところ、5年度末時点において基金法人等に設置造成されている191基金のうち、29基金（191基金に占める割合15.2％）において基金法人等から事務局への委託が行われていた（基金法人等から事務局への委託が行われている基金については別図表12参照）。

そして、これらの基金における5年度末時点の事務の分担状況についてみたところ、図表2-8のとおり、事務局が補助金等の交付規程等の策定を実施しているものが13基金（当該業務を実施している28基金に占める割合46.4％）、事務局が補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択を実施しているものが9基金（当該業務を実施している23基金に占める割合39.1％）等となっていた。また、補助金等の交付規程等の策定、補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択、補助金等の交付決定等及び補助金等の額の確定等の全ての事務について事務局への委託が行われているものが6基金見受けられた（各基金の事務局が実施している事務については別図表12参照）。

図表2-8　事務局への委託が行われている基金における事務の分担状況（令和5年度末時点）

（単位：基金、％）

事務の内容	①から④までの事務が行われている基金数	各府省庁又は基金法人等が実施している基金		事務局が実施している基金	
		基金数	割合	基金数	割合
①補助金等の交付規程等の策定	28	15	53.6	13	46.4
②補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択	23	14	60.9	9	39.1
③補助金等の交付決定等	28	17	60.7	11	39.3
④補助金等の額の確定等	28	13	46.4	15	53.6

①又は②を事務局が実施している16基金

注(1)　各府省庁、基金法人等及び事務局のうち、複数の者が協議して決定を行うなどしていた場合は、最終的な決定を行っている者について集計している。

注(2)　「①から④までの事務が行われている基金数」欄の基金数は、事務局への委託が行われている29基金のうち新規申請受付が終了するなどしていて令和5年度末時点において実施されていない事務の内容がある基金を除いた基金数である。

注(3)　割合は、「①から④までの事務が行われている基金数」に占める割合を示している。

事務局への委託が行われている基金については、点検・見直しの横断的な方針において、各府省庁や基金法人等が果たすべき役割についての方針が示され、根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避けることとされた（第1の3(2)オ参照）。基金事業における個別具体の事務が「根幹的な業務」に該当するかについては、個々の基金事業における委託内容に即して判断されるものの、点検・見直しの横断的な方針の趣旨を踏まえると、図表2-8の①や②に係る事務として、補助金等の交付要件を定めることや、応募内容を審査して補助事業を採択することなどについては、事業の根幹に関わり得る事務であるため、各府省庁や基金法人等が責任を持って実施することが望ましい。

そこで、5年度末時点で事務局への委託が行われている29基金のうち、補助金等の交付規程等の策定（図表2-8の①）又は補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択（図表2-8の②）を事務局が実施している16基金について、これらを所管するなどしている経済産業省、農林水産省及び国土交通省における点検・見直しの横断的な方針を踏まえた対応状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

①　上記16基金のうち13基金を所管するなどしている経済産業省は、6年4月に、執行体制の在り方及び基金法人等と基金に関する業務を担う民間事業者等（事務局等）との役割分担に関する規律の強化のためのルールを策定していた。具

体的には、補助金等の交付基準の策定や個々の補助金等の審査といった根幹的な業務は国及び基金法人等において責任を持って実施することを徹底し、事務局においては形式審査や事務補助業務といった国及び基金法人等が策定した基準や指示に従って行われる業務のみを実施することとしていた。そして、同省は、同月以降に補助金等の新規申請受付等を予定している3基金について、交付要綱等を改正して、補助金等の交付基準の策定及び個々の補助金等の審査の事務は基金法人等が行うこととするなどの見直しをしていた。

② 前記16基金のうち2基金を所管している農林水産省は、6年4月以降も補助金等の新規申請受付等を予定しているものの、いずれの基金も同省及び基金法人等の指示に従って行われる申請書類の確認等の補助的な業務のみを事務局に実施させており、補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択に係る事務のうちの根幹的な業務は同省及び基金法人等が実施しているとしていた。

③ 前記16基金のうち1基金を所管している国土交通省は6年3月に補助金等の新規申請受付を終了することとしていた。これを踏まえて、基金法人等は、7年3月に基金を廃止していた。

(ｲ) 第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係の確認状況

基金事業の実施に当たり補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択を行う基金においては、交付要綱等において、専門的な知見を有する者等で構成される第三者委員会等を設置することとなっているものがある。そして、第三者委員会等による審査・採択の結果は、一般に、補助金等の交付先等の選定に影響を及ぼすものであることから、第三者委員会等の構成員は、補助金等の交付先等の公募に係る応募者と利害関係を有していない者とすることが適切である。

そこで、5年度末時点で事務局への委託が行われている29基金のうち、事務局が第三者委員会等を設置している11基金について、交付要綱等において、第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係を確認することが規定されているかをみたところ、確認することが規定されていないものが経済産業省が所管するなどしている3基金及び農林水産省が所管する1基金の計4基金（11基金に占める割合36.4％）見受けられた（第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係を確認することについての規定の状況については別図表13参照）。

そして、これらの4基金について、実際に応募者との利害関係を確認しているか

をみたところ、経済産業省が復興庁から予算の移替えを受けて執行している1基金は、確認の結果、応募者との利害関係が認められた第三者委員会等の構成員について、当該応募者に係る審査を行わないように対応したとしていたが、残りの3基金は確認を行っていないとしていた。

(ｳ) 事務局業務の実施体制

事務局業務の実施体制についてみたところ、基金法人等からの委託を受けた事務局（第1次受託事業者）の中には、受託した業務の一部を更に他の民間企業等（第2次受託事業者）に委託（以下「再委託」という。）しているものがあり、また、その再委託の相手方が事務局から受託した業務の一部を更に他の民間企業等（第3次受託事業者）に委託しているものが見受けられた（以下、再委託とそれ以降に行われた委託とを合わせて「再委託等」という。）。

そこで、5年度末時点で事務局への委託が行われている29基金について、事務局業務の再委託等の状況をみたところ、図表2-9のとおり、再委託等を行っていないものが12基金となっている一方で、再委託等を行っているものが17基金（うち第4次受託事業者まで再委託等を行っているものが1基金）見受けられた（各基金の再委託等の最大の階層については別図表12参照）。

図表2-9　事務局業務の再委託等の状況（令和5年度末時点）

（単位：基金）

所管府省庁名	予算の移替先	再委託等を行っていない基金	再委託等を行っている基金				計
				基金法人等からみた再委託等の最大の階層　(注)			
				第2次受託事業者	第3次受託事業者	第4次受託事業者	
内閣府本府	文部科学省	－	1	1	－	－	1
	経済産業省	－	1	1	－	－	1
	厚生労働省	1	－	－	－	－	1
	国土交通省	1	－	－	－	－	1
復興庁	－	－	1	－	1	－	1
	経済産業省	－	2	2	－	－	2
農林水産省	－	5	－	－	－	－	5
経済産業省	－	5	11	7	3	1	16
国土交通省	－	－	1	－	1	－	1
計		12	17	11	5	1	29

(注)　令和元年度から5年度までに「契約額100万円以上の契約を締結している」又は「支払額が計100万円以上の年度がある」のいずれかに該当する再委託等を対象として、基金法人等からみた再委託等の最大の階層を集計している。

そして、事務局への委託が行われている29基金における5年度の委託費の支払額について、委託、再委託等の階層ごとにみたところ、図表2-10のとおり、事務局への委託が行われている29基金における事務局に対するものが計299億8465万余円、再委託等を行っている17基金における第2次受託事業者に対するものが計78億5419万余円、第3次受託事業者又は第4次受託事業者までの再委託等を行っている6基金における第3次受託事業者に対するものが計20億7159万余円、第4次受託事業者までの再委託等を行っている1基金における第4次受託事業者に対するものが計1379万余円となっていた。

図表2-10　29基金における委託、再委託等の階層ごとの委託費の支払額（令和5年度）

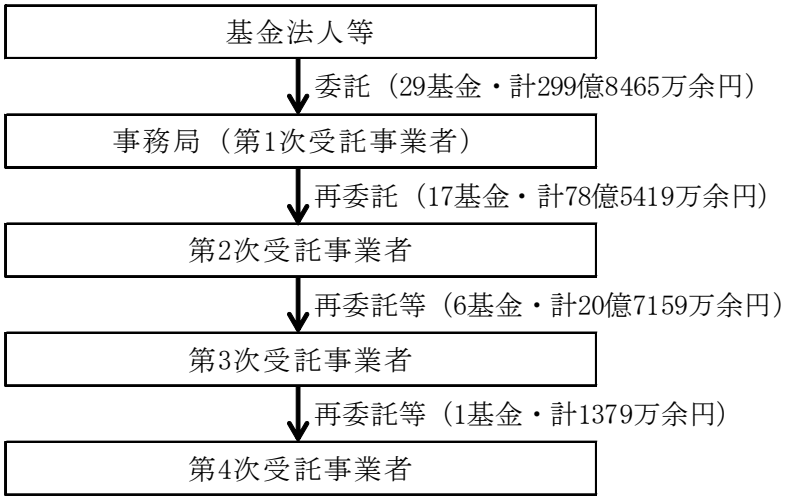

（注）　括弧内の基金数は各階層の受託事業者に対して委託又は再委託等が行われている基金数を、金額は各階層の受託事業者に対して令和5年度に支払われた委託費の合計額をそれぞれ示している。

このうち、第4次受託事業者までの再委託等が行われ、その階層が最大であった経済産業省所管の中小企業等事業再構築促進基金（1144番）について5年度の再委託等の状況をみたところ、中小企業等事業再構築促進事業において、再委託等の相手方は計20者に上っていた（同事業における5年度の再委託等の状況については別図表14参照）。

(ｴ) 事務局業務の再委託を行う場合の承認の状況

一般に、委託契約においては、受託者に対して、契約の全部又は一部を更に第三者に再委託することを無条件に認めると、当該受託者を選定した発注者の意図に沿わない結果となるリスク、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保が阻害されるリスク、再委託の必要性や合理性についての検討が十分に

行われないまま再委託が行われることにより、業務の効率性が損なわれるリスク等がある。

そして、再委託については上記のようなリスクがあることから、これに対処するために、事務局が事務局業務の再委託を行う場合には、再委託を行う合理的な理由、再委託の相手方が業務を履行する能力等について各府省庁が自ら審査して、適当と認められた場合に限って再委託の承認を行うことを各府省庁が定める交付要綱等に規定し、確実に再委託の承認を行う体制を確保することが重要である。

そこで、各府省庁が定める交付要綱等において、事務局が事務局業務の再委託を行う場合にあらかじめ各府省庁の承認を得る必要があることが規定されているかについてみたところ、5年度末時点において事務局業務の再委託等が行われていた17基金のうち、承認を得る必要があることが規定されていて実際に各府省庁の承認を得ているものが10基金（17基金に占める割合58.8%）となっている一方、承認を得る必要があることが規定されていないものが7基金（同41.2%）見受けられた。

これらの承認を得る必要があることが規定されていない7基金は、基金法人等と事務局の間で締結した委託契約書において、再委託を行う場合にあらかじめ基金法人等の承認を得ることなどとなっていた（事務局業務の再委託を行う場合に各府省庁の承認を得る必要があることが規定されていない基金については別図表15参照）。

(ｵ) 事務局業務の実施体制の把握状況

(ｴ)のとおり、再委託については、これを無条件に認めると受託者を選定した発注者の意図に沿わない結果となるなどのリスクがあることから、各府省庁において、再委託等の相手方を含む事務局業務の実施体制を把握できるようにすることが重要である。

そこで、各府省庁が定める交付要綱等において、事務局業務の再委託等を行う場合に、再委託等の相手方の名称、再委託等を行う業務の内容等について記載した書面（以下「実施体制図」という。）を各府省庁に提出することが規定されているか、また、実施体制図の提出時期がどのように規定されているかなどについてみたところ、5年度末時点において事務局業務の再委託等が行われていた17基金のうち、提出することが規定されていないものが2基金（17基金に占める割合11.

8%）見受けられた（事務局業務の再委託等を行う場合に実施体制図を各府省庁に提出することが規定されていない基金については別図表16(1)参照）。

このうち1基金について、所管府省庁は、実施体制に変更が生ずる都度、所管府省庁、基金法人等及び事務局で協議を行うなどして実施体制を把握していた。一方で、残りの1基金について、所管府省庁は、基金法人等から毎年度提出を受けることとなっている実績報告書を確認するなどして実施体制を把握していて、事務局業務の実施体制の変更を適時に把握できるようになっていなかった。

また、実施体制図を提出することが規定されている15基金（17基金に占める割合88.2%）のうち、1基金は、事務局業務に係る委託契約の締結時に提出することとされているものの、実施体制の変更の都度提出することとされておらず、事務局業務の実施体制の変更を適時に把握できるようになっていなかった（実施体制図を実施体制の変更の都度提出することとされていない基金については別図表16(2)参照）。

このように、各府省庁が定める交付要綱等において、事務局が事務局業務の再委託を行う場合にあらかじめ各府省庁の承認を得る必要があることが規定されていない基金、事務局業務の再委託等を行う場合に実施体制図を各府省庁に提出することが規定されていない基金及び事務局業務に係る委託契約の締結時に実施体制図を提出することとされているものの実施体制の変更の都度提出することとされていない基金が見受けられた。これらを踏まえて、各府省庁は、各府省庁が定める交付要綱等において、基金法人等から委託を受けた事務局が事務局業務の再委託を行う場合等に、あらかじめ各府省庁の承認を得る必要がある旨の規定を定めること、委託契約の締結時に加えて、実施体制の変更がある都度実施体制図を各府省庁に提出する旨の規定を定めることなどにより、事務局業務が適切に実施されるようにすることが重要である。

(2) 管理費の状況等

ア　管理費の状況

(ｱ) 支出額に占める管理費の割合等

行政事業レビュー実施要領等によれば、基金法人等に設置造成された基金については、基金シートにより支出額を事業費と管理費に区分して公表することとされており、このうち管理費には各種の事業を管理するために毎年度恒常的に要す

る支出を記載することとされている。

そして、公表されている基金シートに管理費として計上されている費用は、基金法人等の人件費、事務局に対する委託費等となっており、都道府県に設置造成されている基金の5年度の管理費は計5億余円であるのに対して、基金法人等に設置造成されている基金の5年度の管理費は計452億余円と多額になっていた。

そこで、5年度末時点において基金法人等に設置造成されている191基金のうち、5年度において基金からの支出がなかった13基金を除く178基金について、各基金における支出額に占める管理費の割合についてみたところ、図表2-11のとおり、5年度における当該割合は、10%以下のものが114基金見受けられた一方で、100%となっているもの、すなわち、支出が管理費のみとなっているものが24基金見受けられた（5年度の支出が管理費のみとなっている基金については別図表17参照）。

図表2-11　基金法人等に設置造成されている基金の支出額に占める管理費の割合の分布状況（令和5年度）

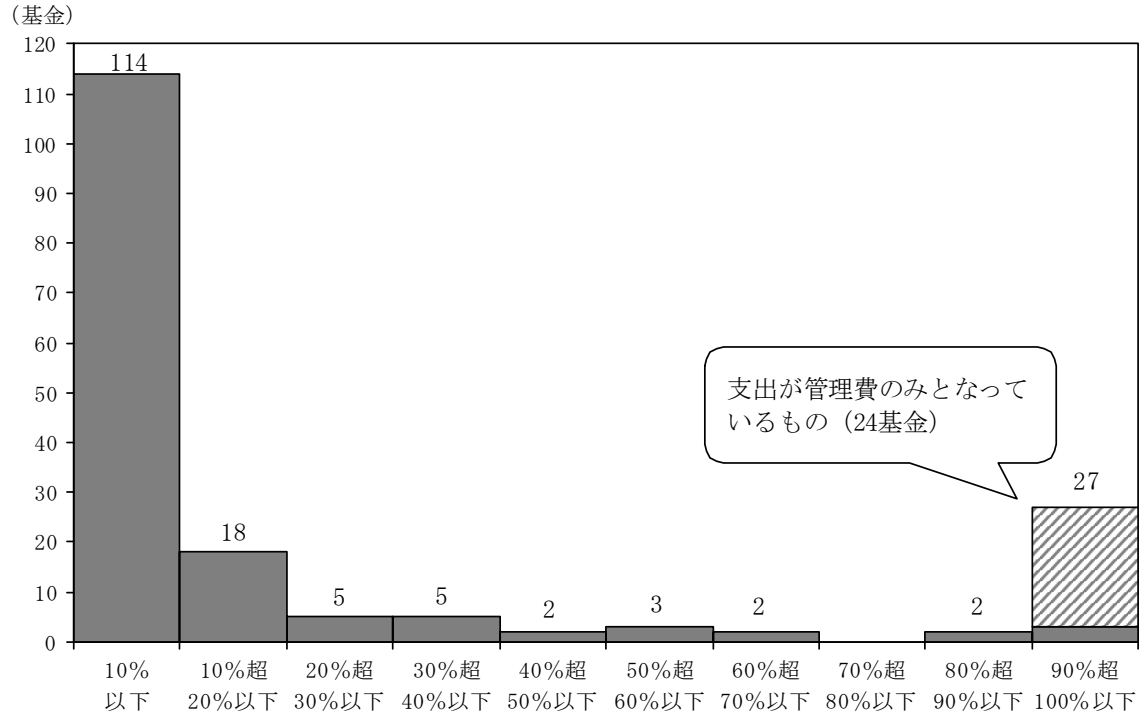

上記の24基金（管理費の5年度の支出額計4億9959万余円（国庫補助金等相当額同額）。5年度末時点の基金保有額計1兆0813億9597万余円（同））について、5年度における支出が管理費のみとなっている理由を確認したところ、図表2-12のとおり、①基金の設置造成から間がなく、5年度においては事業費の支出に至らなかったためとしているものが13基金、②災害等の要件が発生した場合に事業費を支

出する基金であって、5年度には事業費を支出する要件が発生しなかったためとしているものが3基金、③既に基金事業が終了していて、基金法人等が事業の効果検証等を実施していたためとしているものが8基金となっていた（①から③までに該当する基金については別図表17参照）。

図表2-12　支出が管理費のみとなっている基金の状況（令和5年度）

（単位：基金、％、万円）

理　由	基金数	割合	管理費の支出額	令和5年度末の基金保有額
①基金の設置造成から間がなく、5年度においては事業費の支出に至らなかったため	13	54.2	4億5303	1兆0702億0797
②災害等の要件が発生した場合に事業費を支出する基金であって、5年度には事業費を支出する要件が発生しなかったため	3	12.5	1443	109億9016
③既に基金事業が終了していて、基金法人等が事業の効果検証等を実施していたため	8	33.3	3212	1億9783
計	24	100.0	4億9959	1兆0813億9597

（注）　割合は、「計」欄の基金数に占める割合を示している。

そして、上記③の8基金について、元年度以降の事業費の支出の状況についてみたところ、元年度から5年度までの5年間の支出が管理費のみとなっているものが4基金、2年度から5年度までの4年間の支出が管理費のみとなっているものが1基金、3年度から5年度までの3年間の支出が管理費のみとなっているものが3基金となっていた（上記の期間ごとに該当する基金については別図表17(3)参照）。

なお、6年4月、行政改革推進会議は、点検・見直し結果において、「支出が管理費のみとなっている事業のうち事業が終了しているものについては廃止することを原則とした結果、該当する11事業全てについて、令和6年度までに廃止することとされた」ことを公表した。そして、当該11事業を実施するために設置造成されている11基金の状況についてみたところ、3基金は5年度までに廃止されていた（この3基金は5年度末時点の基金保有額がないため前記の③には含まれていない。）。また、残りの8基金（前記の③と同じ。）は、6年度末までに廃止されていた。

(ｲ) 管理費等の内訳

(ｱ)のとおり、基金法人等に設置造成されている基金の管理費の支出額は、都道府県に設置造成されている基金の管理費の支出額と比べて多額に上っている。そ

こで、基金法人等に設置造成されている基金の管理費の支出額の内訳についてみたところ、図表2-13のとおり、5年度に基金法人等が支出した管理費の支出額計452億余円のうち、人件費は65億余円（管理費の支出額に占める割合14.6%）、委託費は309億余円（同68.4%）等となっていた。

図表2-13　基金法人等に設置造成されている基金における管理費の支出額の内訳

（単位：億円、%）

費　目	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
管理費の支出額	239	100.0	207	100.0	351	100.0	398	100.0	452	100.0
人件費	27	11.7	25	12.5	38	11.0	45	11.4	65	14.6
委託費	144	60.1	141	68.3	261	74.4	297	74.6	309	68.4
その他	67	28.2	39	19.3	51	14.6	55	14.0	76	17.0

注(1)　「その他」は、物件費、旅費、一般管理費等である。
注(2)　割合は、「管理費の支出額」に占める割合を示している。

そして、委託費309億余円のうち、事務局に対する支出額は299億余円（委託費に占める割合96.8%）に上っている。

そこで、事務局に対する支出額の内訳についてみたところ、図表2-14のとおり、5年度においては、人件費137億余円（事務局に対する支出額に占める割合46.0%）、再委託費75億余円（同25.2%）等となっていた。

図表2-14　事務局に対する支出額の内訳

（単位：億円、%）

費　目	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
事務局に対する支出額	96	100.0	106	100.0	164	100.0	211	100.0	299	100.0
人件費	13	13.5	15	14.7	35	21.5	58	27.7	137	46.0
再委託費	77	79.7	76	71.6	84	51.4	97	46.1	75	25.2
その他	6	6.8	14	13.7	44	27.1	55	26.2	86	28.8

注(1)　「その他」は、物件費、旅費、一般管理費等である。
注(2)　割合は、「事務局に対する支出額」に占める割合を示している。

イ　各府省庁による管理費の確認状況

基金によっては事務局への委託が行われていて、更に再委託等が多層にわたり行

われているなど、基金事業における資金の流れが複雑なものとなっている場合がある。また、一般的な国庫補助事業等については、原則として単年度で事業が終了して、これに伴い各府省庁によって事業に係る支出等に対する確認が行われるため、仮に、支出額に誤りや不適切な点があったとしても、年度ごとにそれらの状況を把握して適切な額に是正することなどが可能である。一方で、基金事業については、複数年度にわたり実施されるものであり、終了するまでに10年以上かかる場合もあるため、事業終了を待って支出等に対する確認を行おうとする場合には、是正すべき状況が長期に及ぶことなどが想定される。

したがって、各府省庁は、基金法人等において管理費が適切に支出されているかなどの確認について、基金事業の終了を待って行うのではなく、必要に応じて確認を行うことができるようにするとともに、適時適切に確認を行うことが重要である。そして、各府省庁は、補助事業者等である基金法人等に対しては、補助金適正化法等の規定に基づいて帳簿書類の確認等を行うことができる一方で、基金法人等の委託先である事務局や再委託等の相手方に対しては、事務局及び再委託等の相手方が補助事業者等に該当しないため、補助金適正化法等の規定に基づいて帳簿書類の確認等を行うことができない。このため、各府省庁は、必要に応じて、自ら又は基金法人等や事務局を通じて、証ひょう書類によって事務局及び再委託等の相手方における支出の裏付けを確認できるように、基金事業に要した経費の証ひょう書類を徴するなどして行う確認（以下「証ひょう書類の確認」という。）に関する規定を定めておくことなどが重要である。

(ｱ) 証ひょう書類の確認体制

各府省庁が事務局及び再委託の相手方に対して必要に応じて証ひょう書類の確認ができるようにしているかをみたところ、5年度末時点で事務局への委託が行われている29基金のうち、基金法人等と事務局が締結した委託契約書等において、各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて事務局に対して証ひょう書類の確認ができることが規定されていないものが2基金（29基金に占める割合6.9%）見受けられた。

また、再委託等が行われている17基金について、事務局と再委託の相手方が締結した委託契約書等において、事務局が再委託の相手方に対して証ひょう書類の確認ができるようにしているかをみたところ、各府省庁が5年度末時点において、

事務局が再委託の相手方に対して証ひょう書類の確認ができる規定（以下「事務局による確認規定」という。）の有無を把握していなかったものが2基金（17基金に占める割合11.8%）見受けられた。これらについて、事務局による確認規定の有無をみたところ、1基金は事務局による確認規定が定められていたが、残りの1基金は定められていなかった。

一方、各府省庁が事務局による確認規定の有無を把握していた残りの15基金においては、いずれも事務局による確認規定が定められていた。これらについて、各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて再委託の相手方に対して証ひょう書類の確認ができる規定が定められているかをみたところ、定められているものが12基金（15基金に占める割合80.0%）、定められていないものが3基金（同20.0%）見受けられた（各府省庁による証ひょう書類の確認体制については別図表18参照）。

(ｲ) 証ひょう書類の確認状況

5年度末時点において基金法人等に設置造成されている191基金のうち、5年度に設置造成された12基金及び4年度までに設置造成されて元年度から5年度までの間に管理費の支出がなかった48基金の計60基金を除く131基金について、元年度から5年度までの間における各府省庁等による基金法人等に対する管理費に関する証ひょう書類の確認状況(注14)をみたところ、毎年度確認しているものが55基金（131基金に占める割合42.0%）、毎年度ではないものの1回以上確認しているものが10基金（同7.6%）となっている一方、一度も確認していないものが66基金（同50.4%）見受けられ、このうち29基金は、基金の設置造成から5年以上が経過していた。

(注14)　国庫補助金等を原資として、独立行政法人が基金法人等に国庫補助金等を交付して基金が設置造成されている場合は、当該独立行政法人による管理費に関する証ひょう書類の確認状況を含む。

そして、上記66基金のうち、水産業競争力強化基金（1090番）及び資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）（1091番）において、所管府省庁が基金法人等に対して、管理費に関する証ひょう書類の確認を行っておらず、人件費の算定が適切に行われていない事態を把握していなかった状況が見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例7＞　所管府省庁が基金法人等に対して、管理費に関する証ひょう書類の確認を行っておらず、人件費の算定が適切に行われていない事態を把握していなかったもの

農林水産省（水産庁）は、平成27年度から令和5年度までの各年度において、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して、漁業経営安定対策事業費補助金計1435億9963万余円を交付して、同機構は、同補助金を原資として水産業競争力強化基金（1090番）を設置造成している。同機構は、同基金を取り崩して、漁業者の所得向上に取り組むために必要な漁船の導入経費等の助成を行うなどの事業を行っている。また、同機構は、同基金に関する事務処理等に要した管理費についても同基金を取り崩して充当していて、元年度から5年度までの管理費は計4億8535万余円、このうち人件費は4億0945万余円となっていた。

同機構は、同基金を取り崩して充当する人件費について定められた「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「適正化通知」という。）によれば、作業時間を記録する業務日誌を整備することとされているのに、この業務日誌を整備していなかった。そして、人件費の算定に当たり、適正化通知で定められた方法（事業の従事者ごとに1時間当たりの単価に事業に従事した作業時間を乗ずる方法）により算定するのではなく、事業の従事者ごとの賃金等に、独自の考え方に基づき当該従事者ごとに定めた事業への従事比率を乗ずるなどの方法により算定しており、人件費の算定が適切に行われていなかった。

しかし、同省は、元年度から5年度までの間、一度も同機構の管理費に関する証ひょう書類の確認を行っておらず、上記のとおり、人件費の算定が適切に行われていない事態を把握していなかった。

なお、会計検査院の検査を踏まえて、同省は、6年6月に、同機構に対して、今後の事業の実施に当たっては業務日誌を整備するとともに、適正化通知において定められた方法により人件費を算定するよう指導した上で、6年度末に証ひょう書類の確認を行ったとしている。

このように、基金法人等と事務局が締結した委託契約書等において各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて事務局に対して証ひょう書類の確認ができることが規定されていない基金、各府省庁が事務局による確認規定の有無を把握していなかった基金及び元年度から5年度までの間において各府省庁等が基金法人等の管理費に関する証ひょう書類を一度も確認していない基金が見受けられた。これらを踏まえて、各府省庁において、基金法人等、事務局及び再委託の相手方に対する証ひょう書類の確認に関する規定を定めることなどにより必要に応じて証ひょう書類の確認を行うことができるようにするとともに、当該規定に基づくなどして管理費が適切に支出されていることを適時適切に確認することが重要である。

3　基金に対する点検等の取組状況

(1) 成果目標及び終了予定時期の設定状況等

ア　成果目標の設定状況等

(ｱ) 基金法人等に設置造成されている基金における成果目標の設定状況

各府省庁は、行政事業レビュー実施要領等に基づき、基金法人等に設置造成された基金について、毎年度、成果の達成状況、保有資金規模、基金への拠出額等の厳格な点検を行い、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うこととなっている。

これらのうち、成果の達成状況の点検に関して、基金基準によれば、基金事業については基金法人に委ねられ長期にわたり実施されるため、効率的・効果的に基金事業が実施されているかどうかについて的確に検証することが必要であるとされている。そして、基金法人は、基金についての定期的な見直しを行う際に、所管府省が「政策評価に関する基本方針の改定について」（平成17年12月閣議決定）等の規定に準じてあらかじめ事業の効果に着目して定めた目標の達成度を評価し、当該結果を公表することとされている。

そして、「政策評価に関する基本方針の改定について」によれば、政策効果の把握に当たっては、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いることとされている。そして、これが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いることとされており、この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図ることとされている。

また、点検・見直しの横断的な方針においても、予算決定と同時に、3年程度の短期のものも含めて、定量的な成果目標を策定して公表することとされている。そして、点検・見直し結果において、4年度末時点の状況を示す基金シート（5年9月公表）では、基金法人等に設置造成された基金（152基金、200事業）（注15）（注16）のうち、定量的な短期の成果目標が設定されていない事業が71、長期の成果目標が設定されていない事業が63あったが、点検・見直し対象事業全てについて、定量的な成果目標が設定されたことが示された。

（注15）　行政事業レビュー実施要領において、1つの基金において複数の基金事業を実施している場合には、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配意して、適切な基金事業の単位を設定した上で、基金事業別に基金シートを作成することとなっている。一方、点検・見直し結果においては、複数の基金シートが作成されている場合であっても、基金が1つであれば1基金として計上されている。以下同じ。

（注16）　事業数は作成された基金シートごとに1事業として計上されている。

(ｲ) 都道府県に設置造成されている基金における成果目標の設定状況

各府省庁は、行政事業レビュー実施要領等に基づき、都道府県に設置造成された基金についても、都道府県の事務負担に留意しつつ、基金法人等に設置造成された基金に対して行われる点検内容を踏まえて、精査を行うこととなっており、執行状況表には各府省庁が定める成果目標（以下「全国単位の成果目標」という。）を記載し、公表することとなっている。

そして、都道府県に設置造成された基金については、「独法・公益法人等に造成された基金全体の点検・見直しに係る調書の作成について」（令和5年12月内閣官房行政改革推進本部事務局長事務連絡）等において、点検・見直しの横断的な方針を踏まえた見直しの対象であることが示されていて、必要に応じて各府省庁から都道府県に点検・見直しの横断的な方針の内容を連絡して、5年度末時点の状況を示す執行状況表により見直し後の状況を公表することとなっている。しかし、執行状況表の具体的な記載内容は各府省庁に委ねられていて、点検・見直し結果のように、全ての基金の見直し結果をまとめた資料は公表されていない。

そこで、5年度末時点で都道府県に設置造成されている63基金について、全国単位の成果目標の設定状況をみたところ、図表3-1のとおり、各府省庁が全国単位の成果目標を設定していないものが2基金（国民健康保険広域化等支援基金（2043番）及び農業改良資金（2046番）。63基金に占める割合3.2%）見受けられた。これらの2基金は、いずれも新規の事業がなく事業者からの償還金の国庫返納のみを行っているものであった。

また、図表3-1のとおり、全国単位の成果目標を設定している基金についても、成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていないものが10基金（63基金に占める割合15.9%）見受けられた（各基金において定量的な成果目標が含まれていない理由については別図表19参照）。

図表3-1　都道府県に設置造成されている基金における全国単位の成果目標の設定状況（令和5年度末時点）

（単位：基金、%）

各府省庁が成果目標を設定しているもの				各府省庁が成果目標を設定していないもの		計
定量的な成果目標が含まれているもの　注(1)		定量的な成果目標が含まれていないもの				
基金数	割合	基金数	割合	基金数	割合	基金数
51	81.0	10	15.9	2	3.2	63

各府省庁が定量的な成果目標を設定していないもの　12基金

注(1)　「定量的な成果目標が含まれているもの」には、都道府県がそれぞれ設定した定量的な目標を達成することをもって全国単位の成果目標としているものが2基金含まれる。
注(2)　割合は、「計」欄の基金数に占める割合を示している。

一方、都道府県が1県基金ごとに設定する成果目標（以下「都道府県単位の成果目標」という。）は、全国単位の成果目標とは異なり、執行状況表に記載することとなっておらず、設定状況が明らかになっていない。しかし、基金事業の実施状況、成果の達成状況等は都道府県ごとに異なる場合があるため、基金事業が効果的に実施されているかなどを的確に検証するためには、都道府県単位の成果目標を設定することが有効と考えられる。また、都道府県単位の成果目標を設定する際には、全国単位の成果目標と同様に、定量的な成果目標を設定することが望ましいと考えられる。

そこで、5年度末時点で都道府県に設置造成されている869県基金のうち1都、1道、1府又は1県のみに設置造成されている基金（32県基金）を除く837県基金について、都道府県単位の成果目標の設定状況をみたところ、図表3-2のとおり、各都道府県が定量的な成果目標を設定しているものが435県基金（837県基金に占める割合52.0%）となっていた一方で、都道府県単位の成果目標を設定していないものが344県基金（同41.1%）見受けられた。その理由を確認したところ、244県基金（同29.2%）については、各府省庁が定める要領等で成果目標の設定を求められていないためとしていた（各基金において都道府県単位の成果目標が設定されていない理由については別図表20参照）。

また、図表3-2のとおり、都道府県単位の成果目標を設定している基金についても、成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていないものが58県基金（837県基金に占める割合6.9%）見受けられた。

図表3-2　都道府県に設置造成されている基金における都道府県単位の成果目標の設定状況（令和5年度末時点）

（単位：県基金、%）

各都道府県が成果目標を設定しているもの				各都道府県が成果目標を設定していないもの		計
定量的な成果目標が含まれているもの		定量的な成果目標が含まれていないもの				
県基金数	割合	県基金数	割合	県基金数	割合	県基金数
435	52.0	58	6.9	344	41.1	837

各都道府県が定量的な成果目標を設定していないもの　402県基金

（注）　割合は、「計」欄の県基金数に占める割合を示している。

そして、新規の事業がなく事業者からの償還金の国庫返納のみを行っている国民健康保険広域化等支援基金（2043番）及び農業改良資金（2046番）（2基金、29県基金）を除いても、計10基金について各府省庁が定量的な全国単位の成果目標を設定しておらず、計373県基金について都道府県が定量的な都道府県単位の成果目標を設定していない状況となっていた。

(ｳ) 成果目標及び成果指標の内容

行政事業レビュー実施要領等に基づき、基金法人等に設置造成された基金については、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果目標や短期・中長期の成果目標を達成するための効果発現経路を基金シートにおいて公表することとなっており、成果目標に加えて、成果目標の測定基礎となる単位（事業の効果により変動する数値）も、成果指標として基金シートに記載することとなっている。そして、都道府県に設置造成された基金についても、執行状況表において、同様の内容を公表することとなっている。

しかし、各府省庁が成果目標や成果指標として定量的な目標や指標を設定しているものの、次のとおり、基金事業が効果的に実施されているかなどについて検証する上で、成果目標及び成果指標が適切なものとなっていないものが2基金見受けられた（これらの基金の成果目標及び成果指標の詳細については別図表21参照）。

①　内閣府本府所管（総務省に移替え）の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金（2007

番）において、内閣府本府は成果目標を「地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施する」、成果指標を「基金の造成を希望する団体のうち、基金を造成した団体の割合」と設定していて、成果指標が事業の効果により変動する数値となっておらず、基金事業の目的の達成度合を表すものとなっていなかった。

② 厚生労働省所管の地域医療介護総合確保基金（医療分）（2038番）において、同省は成果目標を「都道府県が計画を作成」等、成果指標を「都道府県計画の作成数」等と設定していて、成果指標が事業の効果により変動する数値となっておらず、基金事業の目的の達成度合を表すものとなっていなかった。

イ 終了予定時期の設定状況等

(ｱ) 基金法人等に設置造成されている基金における終了予定時期の設定状況

基金基準によれば、基金法人に新たに設置する基金について、原則として設置後10年を超えない範囲で、各府省庁が終了予定時期を設定することとされている。ただし、法律を受けて実施される事業であって終了予定時期について法律に特段の定めがない基金事業、終了予定時期の設定が国際交渉に影響を及ぼすおそれのある基金事業又は犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業については、この限りではないとされている。そして、設定した終了予定時期は、行政事業レビュー実施要領等に基づき、基金シート又は執行状況表において公表することとなっている。

また、点検・見直しの横断的な方針においても、基金の終了期限については、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行うこととされている。そして、点検・見直し結果において、4年度末時点の状況を示す基金シート（5年9月公表）では、基金法人等に設置造成された基金（152基金、200事業）のうち終了予定時期が設定されていない事業が65あったが、原則として、次のとおり終了予定時期が設定されて、点検・見直しの対象事業全てについて成果の検証を行うこととしたことが示された。

① 設置から10年を経過していない事業については設置から10年以内

② 設置から10年を経過している事業については点検・見直し結果の公表から3年以内（遅くとも8年度末まで）

③ 基金基準において終了予定時期を設定する必要がないとされている事業につ

いては点検・見直し結果の公表から10年以内（遅くとも15年度末まで）

そこで、基金法人等に設置造成されている基金について、点検・見直し結果の後に公表された5年度末時点の状況を示す基金シートにおける終了予定時期の設定状況をみたところ、基金事業等の性質、内容等を踏まえると具体的な終了予定時期を設定することがそぐわないと考えられるとして、各府省庁が終了予定時期を設定していないものが11基金見受けられた。これらの11基金について、各府省庁は、それぞれの基金事業の状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証するなどとしていた（終了予定時期が設定されていない基金については別図表22参照）。

また、各府省庁が終了予定時期を設定しているものの、点検・見直し結果において示された前記①及び②の期間内で設定していないものが7基金見受けられた。これらの7基金について、各府省庁は、基金シートにおいて、前記①及び②の期間内に成果の検証を行うなどとしていた（終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金については別図表23参照）。なお、前記の③に該当して終了予定時期をその期間内で設定していない基金は見受けられなかった。

(ｲ) 都道府県に設置造成されている基金における終了予定時期の設定状況

都道府県に設置造成された基金については、「独法・公益法人等に造成された基金全体の点検・見直しに係る調書の作成について」等において、点検・見直しの横断的な方針を踏まえた見直しの対象であることが示されており、必要に応じて各府省庁から都道府県に連絡して、5年度末時点の状況を示す執行状況表で見直し後の状況を公表することとなっている。しかし、執行状況表の具体的な記載内容は各府省庁に委ねられていて、点検・見直し結果のように、全ての基金の見直し結果をまとめた資料は公表されていない。

そこで、都道府県に設置造成されている63基金について、5年度末時点の状況を示す執行状況表における終了予定時期の設定状況をみたところ、各府省庁が終了予定時期を設定していないものが22基金（都道府県に設置造成されている63基金に占める割合34.9%）見受けられた（終了予定時期が設定されていない基金については別図表24参照）。

これらの22基金について、終了予定時期が設定されていない理由を確認したところ、法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に

特段の定めがない基金事業のためなどとしていた。しかし、前記のとおり、点検・見直し結果によると、このような基金事業を含め、基金基準において終了予定時期を設定する必要がないとされている事業についても点検・見直し結果の公表から10年以内（遅くとも15年度末まで）で終了予定時期を設定することが原則となっており、「独法・公益法人等に造成された基金全体の点検・見直しに係る調書の作成について」等において、都道府県に設置造成された基金についても点検・見直しの横断的な方針を踏まえた見直しの対象であることが示されている。

また、各府省庁が終了予定時期を設定しているものの、点検・見直し結果において示された前記①及び②の期間内で設定していないものが2基金見受けられた（終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金については別図表25参照）。なお、前記の③に該当して終了予定時期をその期間内で設定していないものは見受けられなかった。

これらの2基金について、前記①及び②の期間内で設定されていない理由を確認したところ、目的を達成した場合には終了予定時期の前に基金を廃止することになっているためなどとしていた。

(ｳ) 終了予定時期の延長の状況

基金基準において、事業を終了する時期を延長することができる事業として、法律を受けて実施される事業であって終了予定時期について法律に特段の定めがない基金事業及び当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために事業を継続する必要性が認められる基金事業が挙げられている。

また、点検・見直し結果において、終了予定時期の到来後の対応については、成果の検証を踏まえて検討することとなっている。

そして、基金法人等に設置造成されている17基金及び都道府県に設置造成されている9基金は、4年度末時点の状況を示す基金シート又は執行状況表において設定していた終了予定時期(注17)を、5年度末時点の状況を示す基金シート又は執行状況表において延長しており、これらの中には、所管府省庁が基金事業を終了する時期を延長した後に、新たな事業を実施していたものが見受けられた（終了予定時期を延長している基金については別図表26及び別図表27参照）。

(注17)　新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業について、基金基準では「新規申請の受付を終了する時期」が「終了予定時期」となるが（第1の3(2)ア参照）、これに加えて、「基金事業を終了する時期」のみを延長している場合も「終了予定時期を延長している

基金」として集計している。

上記について、詳細を示すと次のとおりである。

＜事例8＞　所管府省庁が基金事業を終了する時期を延長した後に、新たな事業を実施していたもの

厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）等の生産体制を整備し、新型コロナウイルス等の感染症の発生及び流行時に必要なワクチン等をより迅速に製造できる体制を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症治療薬を確保し、国民の保健衛生の向上に寄与することを目的として、令和2年度から4年度までの各年度において、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターに対して、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金計4兆4191億8891万余円を交付している。そして、同センターは、同交付金を原資としてワクチン生産体制等緊急整備基金（1051番）を設置造成して、ワクチン等の生産体制を整備する事業、ワクチンの確保及び安定的な国内供給に向けた環境を整備する事業（以下「ワクチン確保等事業」という。）及び同治療薬を確保するなどの事業を実施していて、5年度末時点の基金保有額は7852億0958万余円となっている。

上記のうち、ワクチン確保等事業については、2年度から、海外ワクチン（5年11月以降は国内外のワクチン）の確保及び供給に向けた環境整備として、国と国内供給計画、ワクチンの価格及び購入計画について協議が整った法人に対して、ワクチンの保管に必要となる設備の新設等に必要な工事請負費、委託料等を助成する事業を実施している。そして、4年度末時点の同基金の管理運営要領によれば、基金事業を終了する時期は5年度末までとされていた。その後、同省は、国内における新型コロナウイルスの変異株の流行等の状況の変化に伴い、ワクチン等の生産体制を整備する事業において、当該変異株に対応したワクチンの生産体制を整備する必要が生じたことから、5年10月に管理運営要領を改正して、基金事業を終了する時期を6年度末まで延長していた。

その後、同省は、6年度からワクチン接種が予防接種法（昭和23年法律第68号）上の定期接種に位置付けられ、国がワクチンの確保や配送指示等を行う特例臨時接種から、自治体や医療機関においてワクチンの調達を行う定期接種に移行されたことを受けて、5年12月に、ワクチンの1回当たりの接種費用を7,000円（原則、被接種者が自己負担）と積算して、同月のワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会において周知し、当該説明会の資料を同省のウェブサイトに掲載していた。

同省は、6年2月に、複数のワクチン製造販売事業者にワクチンの希望小売価格を聴取したところ、1回当たりの接種費用が当初に積算していた7,000円ではなく15,300円程度になることが見込まれた。そのため、特例臨時接種から定期接種への移行期における激変緩和措置を講ずることにして、同年3月のワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会において、同基金から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して助成金を交付することにより、被接種者が7,000円の自己負担でワクチン接種を受けられるようにすることを周知していた。そして、同年5月に管理運営要領を改正して、ワクチン確保等事業の一環として、希望する全ての対象者がワクチンの定期接種を受けられるよう、市町村が新型コロナウイルスに係る定期の予防接種を行うために必要なワクチンを確保する費用の一部を助成する事業（以下「定期接種ワクチン確保事業」という。）を新たに実施していた。

同省は、激変緩和措置として新たに定期接種ワクチン確保事業を実施することとした理由について、自治体からの財政支援の要望も踏まえ、ワクチンの確保や安定供給に支障を来さず、接種を希望する国民が安心して接種できるようにする必要があるためとしている。そして、同基金で実施することとした理由について、定期接種ワクチン確保事業もワクチン等の生産体制

を整備し、新型コロナウイルス等の感染症の発生及び流行時に必要なワクチン等をより迅速に製造できる体制を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症治療薬を確保し、国民の保健衛生の向上に寄与するという前記の同交付金の交付要綱等における事業目的の範囲内であるためなどとしている。

このように、同省は、基金事業を終了する時期を延長した後、6年3月には、同基金により定期接種ワクチン確保事業を新たに実施することとしていたが、5年度末の状況を示す基金シート（6年9月公表）において、定期接種ワクチン確保事業に係る事業見込額を記載するなどしておらず、定期接種ワクチン確保事業を実施することを公表していなかった。公表していなかった理由について、同省は、同基金シートは、5年度までの状況を示すものと認識しているため、また、6年度は定期接種の初年度であり今後の事業見込額を算出することが困難であるためなどとしている。

このように、都道府県に設置造成されている基金について、全国単位の成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていない基金、成果目標及び成果指標が適切なものとなっていない基金、終了予定時期が設定されていない基金及び終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金が見受けられた。これらを踏まえて、各府省庁において、基金法人等だけではなく都道府県に設置造成されている基金についても、基金事業の目的、内容等を考慮して、適切かつ定量的な全国単位の成果目標及び具体的な終了予定時期を設定するなどして、適時に的確な点検を実施できるようにすることが必要である。また、都道府県単位の成果目標が設定されていない基金及び設定されている都道府県単位の成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていない基金が見受けられたことを踏まえて、基金事業が効果的に実施されているかなどを的確に検証するために、各府省庁において、必要に応じて定量的な都道府県単位の成果目標を設定するよう都道府県に求めることが望ましいと考えられる。

(2) 国庫返納の検討状況等

ア　基金の国庫返納の状況

基金基準によれば、使用見込みの低い基金等を保有する基金法人は、定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納等、その取扱いを検討することとされている。

また、行政事業レビュー実施要領によれば、基金法人等に設置造成された基金について、基金事業の厳格な点検を行い、余剰資金の国庫返納を行うこととされており、都道府県に設置造成された基金についても、都道府県の事務負担に留意しつつ、基金法人等に設置造成された基金に対して行われる点検内容を踏まえて精査を行い、

余剰資金があれば、都道府県に国庫納付を促すこととされている。

さらに、平成26年度以降、毎年、行政改革推進会議は各府省庁に対して、余剰資金について国庫返納を行うとともに引き続き不断の見直しを行うことなどを通知している。

そこで、基金法人等に設置造成されている基金及び都道府県に設置造成されている基金について、令和元年度から5年度までの所管府省庁別の国庫返納の状況をみたところ、図表3-3-1及び図表3-3-2のとおり、それぞれ計1兆2469億1753万余円及び計1059億1133万余円の国庫返納が行われていた。

図表3-3-1　所管府省庁別の国庫返納の状況（基金法人等）

（単位：基金、万円）

所管府省庁名	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		計
	基金数	国庫返納額	基金数	国庫返納額	基金数	国庫返納額	基金数	国庫返納額	基金数	国庫返納額	国庫返納額
内閣府本府	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
こども家庭庁	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
復興庁	3	401億8348	4	6億9914	2	6832	2	1億0809	4	48億1460	458億7366
総務省	－	－	－	－	－	－	－	－	1	185億8729	185億8729
外務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	1	9億9557	－	－	－	－	1	9億2973	1	2億8231	22億0761
厚生労働省	6	176億4482	4	2億7397	1	20	1	55	2	1008億0065	1187億2021
農林水産省	16	371億5089	14	47億5443	15	34億8068	13	21億2752	15	39億4919	514億6273
経済産業省	21	607億6527	18	492億9242	24	5336億2621	12	81億0984	10	2771億2169	9289億1544
国土交通省	5	142億0483	6	101億1714	6	87億1216	5	95億8714	8	251億7452	677億9581
環境省	1	27億5135	1	35億1749	1	26億9727	1	41億9784	1	1億9077	133億5474
防衛省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	53	1736億9624	47	686億5463	49	5485億8485	35	250億6074	42	4309億2105	1兆2469億1753

注(1)　基金数は、国庫返納が行われた基金の数である。
注(2)　令和元年度から5年度までの各年度末時点で基金保有額がある基金を所管している府省庁のみを記載している。

図表3-3-2　所管府省庁別の国庫返納の状況（都道府県）

（単位：県基金、万円）

所管府省庁名	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		計
	県基金数	国庫返納額	県基金数	国庫返納額	県基金数	国庫返納額	県基金数	国庫返納額	県基金数	国庫返納額	国庫返納額
内閣府本府	5	1億7772	3	9503	1	23	1	121	2	1億2867	4億0287
消費者庁	1	12	－	－	6	1億4042	－	－	－	－	1億4054
こども家庭庁	－	－	－	－	－	－	－	－	9	3262	3262
復興庁	4	6億0480	7	263億2487	6	83億3097	4	27億6227	3	3億1950	383億4245
文部科学省	－	－	2	3億8597	45	102億5525	1	0	2	380億6876	487億0999
厚生労働省	10	5億6791	8	4億6554	11	8億6569	14	27億4488	5	4億6435	51億0839
農林水産省	66	35億6847	63	18億3322	48	12億8953	49	13億8569	58	18億5136	99億2828
経済産業省	5	1億3424	7	5億5562	2	3275	3	1016	1	400	7億3679
環境省	5	8億9745	7	10億1186	6	5億0406	3	9598	－	－	25億0937
防衛省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	96	59億5074	97	306億7214	125	214億1893	75	70億0020	80	408億6930	1059億1133

注(1)　県基金数は、国庫返納が行われた基金の数である。
注(2)　令和元年度から5年度までの各年度末時点で基金保有額がある基金を所管している府省庁のみを記載している。

そして、図表3-4-1及び図表3-4-2のとおり、基金法人等に設置造成されている基金で元年度から5年度までの国庫返納額が最も多かったのは、経済産業省所管の新型コロナウイルス感染症基金（1138番）（国庫返納額6824億円）、都道府県に設置造成されている基金で元年度から5年度までの国庫返納額が最も多かったのは、東京都に設置造成されている文部科学省所管の新型コロナウイルス感染症対策基金（同309億1168万余円）となっていた。

図表3-4-1　基金法人等に設置造成されている基金における国庫返納額が多い上位5基金

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1	1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	－	－	5246億0608	－	1577億9391	6824億0000
2	1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	－	－	－	－	1167億2892	1167億2892
3	1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	－	－	－	－	1008億0000	1008億0000
4	1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	－	402億0077	－	－	－	402億0077
5	1018	復興庁	国土交通省	災害復興住宅融資等緊急対策事業	災害復興住宅融資等事業	396億8708	－	－	－	－	396億8708

図表3-4-2　都道府県に設置造成されている基金における国庫返納額が多い上位5基金

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1	－	文部科学省	－	新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金	東京都	－	－	－	－	309億1168	309億1168
2	2013	復興庁	国土交通省	生活拠点形成交付金基金	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）	福島県	－	201億6347	－	－	－	201億6347
3	－	文部科学省	－	東京パラリンピック競技大会開催準備基金	東京パラリンピック競技大会開催準備交付金	東京都	－	－	－	－	71億5707	71億5707
4	－	復興庁	－	東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金	宮城県	－	10億0046	18億2101	26億1848	2億8771	57億2767
5	－	復興庁	－	東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金	福島県	－	35億3209	9億5829	－	－	44億9039

また、基金法人等に設置造成されている基金のうち、元年度から5年度までに廃止された基金は43基金あり、これらの基金が廃止された年度以降における国庫返納額の合計額は、元年度199億9584万余円、2年度9億7098万余円、3年度14億0761万余円、4年度27億9660万余円、5年度2億2554万余円、計253億9660万余円となっていた。

そして、都道府県に設置造成されている基金のうち、元年度から5年度までに廃止された基金は203県基金あり、これらの基金が廃止された年度以降における国庫返納額の合計額は、元年度7億9875万余円、2年度27億4394万余円、3年度134億0573万余円、4年度21億6448万余円、5年度389億2048万余円、計580億3339万余円となっていた。

イ　基金法人等に設置造成されている基金に関する保有割合の算定状況

基金基準によれば、基金事業の今後の見通し又はこれまでの実績からみて、基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するために、基金法人は基金の保有割合を算出することとされている。そして、保有割合は、基金法人及び関係府省庁間で協議された合理的な事業見通し又は実績を用いて算定することとされており、保有割合が1を大幅に上回っている場合には、使用見込みの低い基金等に該当するものとして、基金の財源となっている国からの補助金等を国庫へ返納するなど、その基金の取扱いを検討することとされている。

また、指針においても、各省各庁の長は、基金造成費補助金等の交付を受けて設置造成された基金について、保有割合、保有割合の算定根拠等の情報を交付要綱等に基づき毎年度報告させて、これらの情報に基づき毎年度基金の見直しを行うとともに、これらの情報を公表することとなっている。

さらに、行政事業レビュー実施要領等に基づき、基金法人等に設置造成された基金については、保有割合を算定することとなっている。

そこで、基金法人等に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額があるものについて、元年度から5年度までの各年度末時点における保有割合の分布状況（基金事業が終了していて翌年度に基金保有額の残額のうち国庫補助金等相当額の返納が予定されていることから保有割合が0となっている基金等を除く。）をみたところ、図表3-5のとおり、基金事業に要する費用と基金保有額が一致して保有割合を1.0としている基金が特に多く、元年度32基金（元年度128基金に占める割合25.0％）、5年度89基金（5年度188基金に占める割合47.3％）と、元年度から5年度にか

けて大きく増加している状況となっていた。また、5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金は4基金（同2.1%）となっていた（5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金については別図表28参照）。

図表3-5　基金法人等に設置造成されている基金の保有割合の分布状況

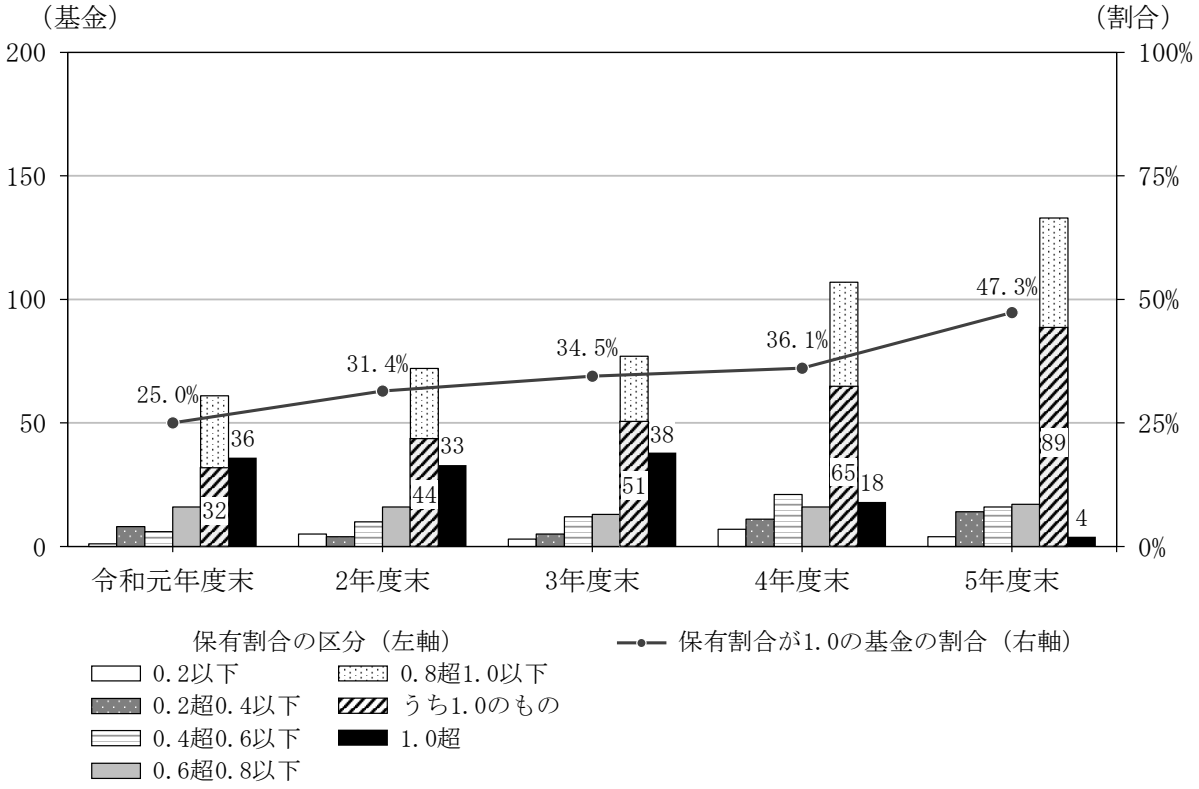

保有割合は、合理的な事業見通し又は実績を用いて算定することとなっており、保有割合によって基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するためには、基金の実態を踏まえて適切に算定する必要がある。

そして、基金基準によれば、基金法人は、定期的な見直しの際に保有割合を算定することとされており、前回の保有割合の算定に用いた数値と実績とが著しく乖離している場合には、保有割合の見直しに当たって、当該実績又は当該実績を反映した堅実な事業見通しを用いて保有割合を算定することに特に留意することとされている。

また、行政事業レビュー実施要領においても、基金規模を点検する際に、保有割合の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算出し、これに基づく保有割合の算定を実施することとされている。

そこで、事業が完了するまでに必要と見込まれる補助・補塡額、管理費等（以下「事業完了までの必要見込額」という。）が、過去の実績額と照らしてどのような規模となっているかを確認するために、5年度末時点において事業完了までの必要見込額、基金保有額等を用いて保有割合を算定する取崩し型の152基金のうち、事業が既に終了していて保有割合が算定されていない基金、4年度又は5年度に新しく設置された基金及び不確実な事故等に対応するための基金計81基金を除く71基金（5年度末時点の基金保有額計11兆4622億余円、国庫補助金等相当額計11兆4488億余円）について、5年度末時点における事業完了までの必要見込額が、元年度から5年度までの平均支出額の何倍となっているかを機械的に算出した。その結果、図表3-6のとおり、10倍を上回っている基金が25基金（71基金に占める割合35.2%、5年度末時点の基金保有額計8兆2168億余円、国庫補助金等相当額計8兆2132億余円）となっていた（5年度末時点における事業完了までの必要見込額が、元年度から5年度までの平均支出額の10倍を上回っている基金については別図表29参照）。

図表3-6　令和5年度末時点における事業完了までの必要見込額と元年度から5年度までの平均支出額との比率

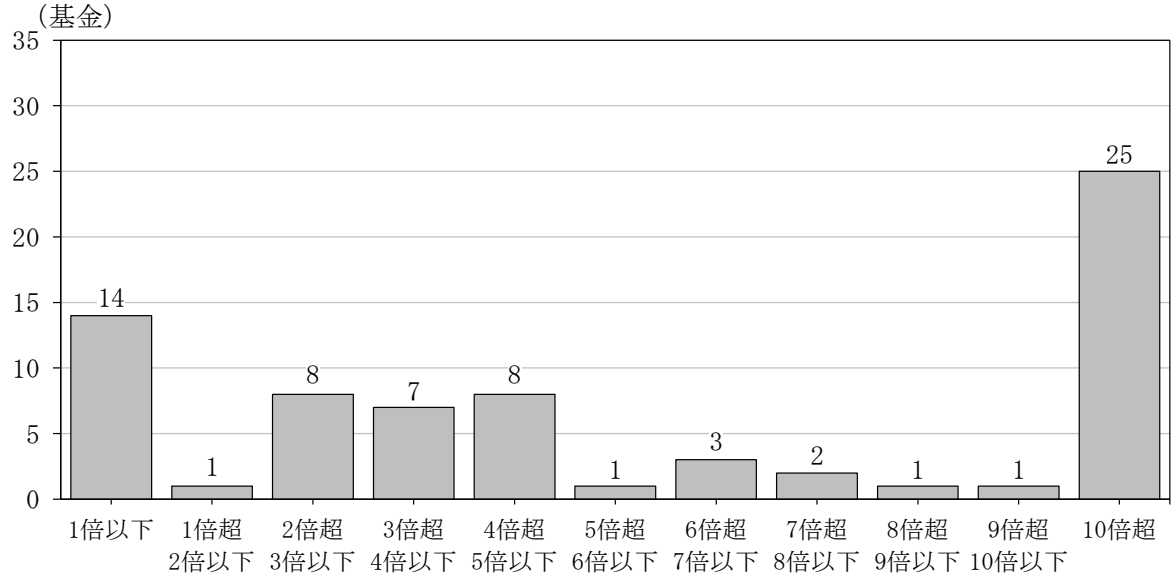

また、保有割合を算定するに当たり、どのような根拠に基づいて事業完了までの必要見込額を算出しているかを各府省庁に確認したところ、図表3-7のとおり、過去の実績額を参考としたとしているものが110基金（5年度末時点で基金法人等に設置造成されている191基金のうち事業が既に終了していて保有割合が算定されていない3基金を除く188基金に占める割合58.5%）と最も多く、需要調査等の調査結果を参

考としたとしているものが31基金（同16.5%）、民間企業等の事業者や地方公共団体等へのヒアリング等の結果を参考としたとしているものが32基金（同17.0%）となっていた。

図表3-7　事業完了までの必要見込額を算出するために参考とした根拠

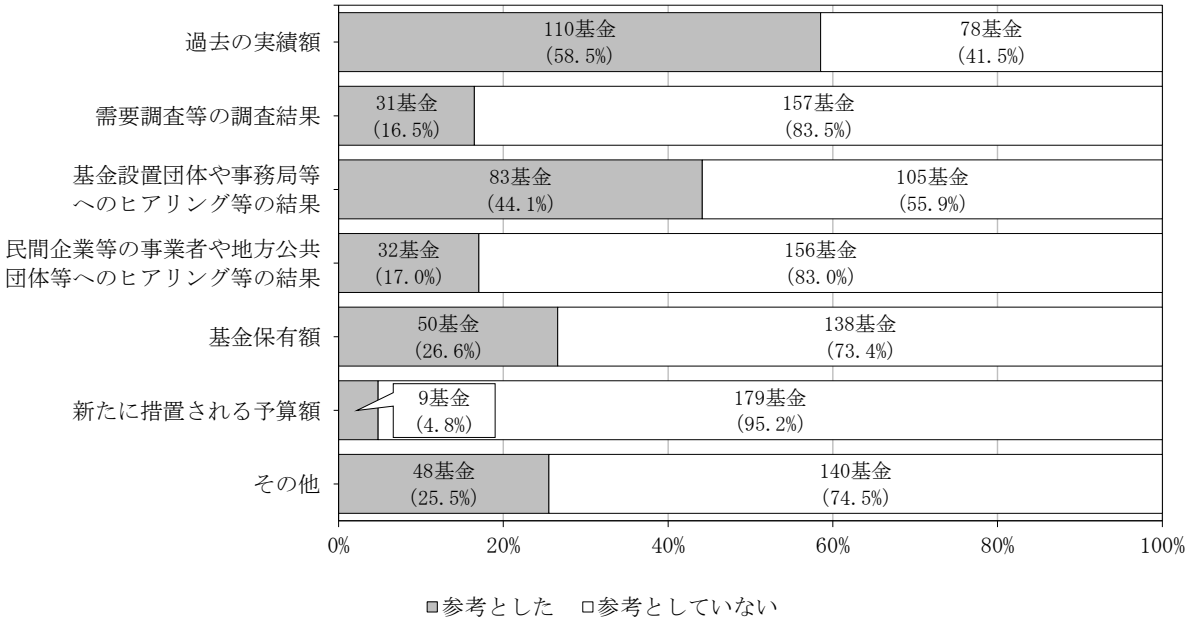

注(1)　事業完了までの必要見込額を算出するために参考とした根拠として挙げられたものについては、複数回答となっているものがある。
注(2)　括弧内の割合は、基金法人等に設置造成されている191基金のうち事業が既に終了していて保有割合が算定されていない3基金を除く188基金に占める基金数の割合を示している。

そして、保有割合の算定に当たり、事業の見込みと実績との間に大きなかい離が生じている基金が見受けられた。

上記について、詳細を示すと次のとおりである。

＜事例9＞　保有割合の算定に当たり、事業の見込みと実績との間に大きなかい離が生じていたもの

農林水産省は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。令和7年10月1日以降は「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」）等に基づき、食品等流通合理化事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証（以下「債務保証」という。）することで、食品流通業者等の信用力を強化し、設備投資等を支援するとしている。そして、同省は、同法に基づき、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（7年10月1日以降は公益財団法人食品等持続的供給推進機構）を基金設置団体に指定するとともに、平成3、令和2両年度に、同機構に対して食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金計14億5000万円を交付していて、同機構は、同補助金等を原資として食品等流通合理化対策債務保証事業基金（1056番）を設置造成している。

同機構は、基金事業として、債務保証事業を実施していて、債務者が債務不履行に陥った場合には、同基金を取り崩して、金融機関に対して代位弁済を行っている。また、同機構が作成

し農林水産大臣の認可を受けた債務保証業務規程によれば、同機構は、債務保証の残高の合計額が基金保有額に達するまで債務保証を行うことができるとされていて、同省は、同機構が債務保証を行う場合には、債務保証の残高の合計額以上の基金保有額を有する必要があるとしている。

また、同省は、5年度末時点における同基金の保有割合について、基金基準において例示されている債務保証事業（保有型）の算定方法（第1の3(2)ア参照）に基づいて次のとおり算定して、保有割合を0.90としていた。

（算定式）

$$\text{保有割合 } 0.90 = \frac{\text{5年度末の基金額 10億0919万余円} \times \text{基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 1倍}}{\text{債務保証残高 4億5214万余円} + \text{債務保証見込額 6億7500万円} + \text{損失引当金等及び管理費 0円}}$$

しかし、前記のとおり、同基金の取崩しは、債務者が債務不履行に陥り、同機構が金融機関に代位弁済を行う場合に行われるものであることから、平成21年度から令和5年度までの間に、同機構が新たに債務保証を行った債務額に対する代位弁済額の割合の平均値をみると、その値は19.8%となっていた。このように、債務保証の残高の合計額以上の基金保有額を有する必要があるとしていて、当該合計額の全てにおいて代位弁済が行われることも見込まれている一方、実際には、その一部にしか代位弁済が発生しておらず、事業の見込みと実績との間には、大きなかい離が生じていた。

また、新規申請受付終了予定時期と、事業完了までの必要見込額を算出する際に対象としている利子補給又は債務保証の時期が合致していないものが2基金見受けられた。具体的には、経済産業省所管の環境・安全等対策基金（1110番）は、新規申請受付終了予定時期を8年度までとしているのに、9年度から12年度までに新たに利子補給を行うことを決定する分（9億4894万余円）も含めて事業完了までの必要見込額（24億2549万余円）を算出して、保有割合を1.0と算定していた。同様に、同省所管の揮発油販売業経営合理化基金（1111番）は、新規申請受付終了予定時期を8年度までとしているのに、9年度及び10年度に新たに債務保証を行うことを決定する分（51億9439万円）を考慮して、保有割合を0.99と算定していた。

このように、基金法人等に設置造成されている基金について、事業完了までの必要見込額が元年度から5年度までの平均支出額の10倍を上回っている基金及び保有割合の算定に当たり事業の見込みと実績との間に大きなかい離が生じている基金が見受けられたことを踏まえて、過去の執行実績、事業完了までの年限、具体的な需要等を基に、事業完了までの必要見込額について算出の精度を高めて保有割合を算定することが必要である。

ウ　都道府県に設置造成されている基金に関する基金規模の検討状況

基金法人等に設置造成された基金については、行政事業レビュー実施要領等に基づき、保有割合を算定することとなっている。これに対して、都道府県に設置造成された基金については、同要領において、都道府県の事務負担に留意しつつ、基金法人等に設置造成された基金に対して行われる点検内容を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば都道府県に国庫納付を促すこととなっている。

また、都道府県に設置造成された基金のうち、改正適正化令及び指針（以下「改正適正化令等」という。）の適用対象となる国庫補助金等が交付されたものについては、改正適正化令等に基づき、都道府県が算定した保有割合が各府省庁に毎年度報告されることとなっているが、補助金適正化法が適用されないこと又は改正政令の施行後に基金造成費補助金等が交付されていないことによって改正適正化令等が適用されない場合については、必ずしも保有割合を算定することとはなっていない。

そこで、5年度末時点で都道府県に設置造成されている63基金について、毎年度府省庁に提出される報告書等（以下「年度報告書」という。）における保有割合の記載状況をみたところ、記載しているものが32基金（63基金に占める割合50.8%）、記載していないものが31基金（同49.2%）となっていた。

年度報告書に保有割合を記載していない31基金について、各府省庁が都道府県に保有割合を報告させていない理由を確認したところ、新規の事業がなく事業者からの償還金等の国庫返納のみを行っているため（3基金）、各府省庁において保有割合を算定しているため（4基金）及び保有割合以外に国庫返納額を算定する基準を設けているため（1基金）となっていた。一方で、これら以外の23基金は、基金保有額を報告させているため、事業完了までに必要となる費用を算出することができないため、全額を使用する予定であるためなどとしていた（23基金の保有割合を報告させていない理由については別図表30参照）。

また、基金法人等に設置造成された基金については、基金シートにおいて保有割合の算定過程が公表されている一方、都道府県に設置造成された基金については保有割合の算定過程が公表されていない。

そこで、年度報告書に保有割合を記載している32基金及び各府省庁において保有割合を算定している4基金の計36基金について、算定方法をみたところ、基金基準で示された算定式を用いて保有割合を算定している32基金は、保有割合が1を上回る場

合に事業完了までの必要見込額を上回る基金保有額を保有していると判断できるのに対して、図表3-8に示す4基金は、基金基準で示された算定式ではなく保有割合が必ず1以下となるような独自の算定式を用いて保有割合を算定するなどしていた。

このため、これらの算定方法では、事業完了までの必要見込額を上回る基金保有額を保有しているかどうかを保有割合を基に判断できず、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない状況となっていた（これらの基金の保有割合の算定方法については別図表31参照）。

図表3-8　保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末基金保有額
2007	内閣府本府	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	681億4378万余円
2044	厚生労働省	―	国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険財政安定化基金補助金	3216億3477万余円
2047	農林水産省	―	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村地域整備開発促進費補助金	248億1264万余円
2048	農林水産省	―	中山間ふるさと・水と土保全推進事業	農村地域整備開発促進費補助金	128億6885万余円

(注)　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金（2007番）は、都道府県が算定した保有割合を年度報告書に記載しており、残りの3基金は各府省庁が保有割合を算定している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例10＞　保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していなかったもの

総務省は、内閣府（内閣府本府）から予算の移替えを受けて、交付行政庁として、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等への対応として、都道府県等が作成し、内閣府本府に提出した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用のうち、都道府県等が負担する費用に充てるために、都道府県等に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を交付している。

そして、32県は、利子補給事業又は信用保証料補助事業を実施するために、同計画に基づいて、2年度から5年度までの間に、同交付金のうち計1222億1086万余円を原資として基金（2007番）を設置造成している。そして、これらの県は、基金事業として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業者等が一定の融資契約を締結した場合に、関係する金融

機関又は信用保証協会との間で契約を締結して、金融機関に対する利子補給又は信用保証協会に対する信用保証料補助を行っている。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）」（令和3年3月23日総行応第74号）によれば、基金を設置造成した都道府県等は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金事業状況報告書を作成して総務大臣に報告することとされている。そして、同要領によれば、同報告書に記載する保有割合は次のとおり算定することとされていて、上記の32県は、同要領に基づき算定した保有割合を総務大臣に報告していた。

（算定式）

$$保有割合＝\frac{年度末時点の基金保有額}{基金に設置造成された額}$$

しかし、年度末時点の基金保有額は、基金に設置造成された額から基金の取崩し額を差し引いた額であり、基金に設置造成された額未満となることから、上記の算定式により算定される保有割合は必ず1未満となる。このため、保有割合が1を大幅に上回っている場合に国庫返納等の取扱いについて検討するという基金基準の考え方を適用できるものとなっておらず、基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するものとはなっていなかった。

なお、会計検査院の検査を踏まえて、同省は、今後、同報告書に記載する保有割合の算定方法について、見直しを検討するとしている。

そして、年度報告書に保有割合を記載している32基金について、都道府県ごとに区別するなどして、元年度から5年度までの各年度末時点の保有割合の分布状況（保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金（図表3-8参照）及び基金事業が終了していて翌年度に基金保有額の残額のうち国庫補助金等相当額の返納が予定されていることから保有割合が0となっているなどの基金を除く。）をみたところ、図表3-9のとおり、基金事業に要する費用と基金保有額が一致して保有割合を1.0としている基金が特に多い状況となっていた。また、5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金は80県基金（5年度412県基金に占める割合19.4%）となっていた（5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金については別図表32参照）。

図表3-9　年度報告書に保有割合を記載している基金の保有割合の分布状況

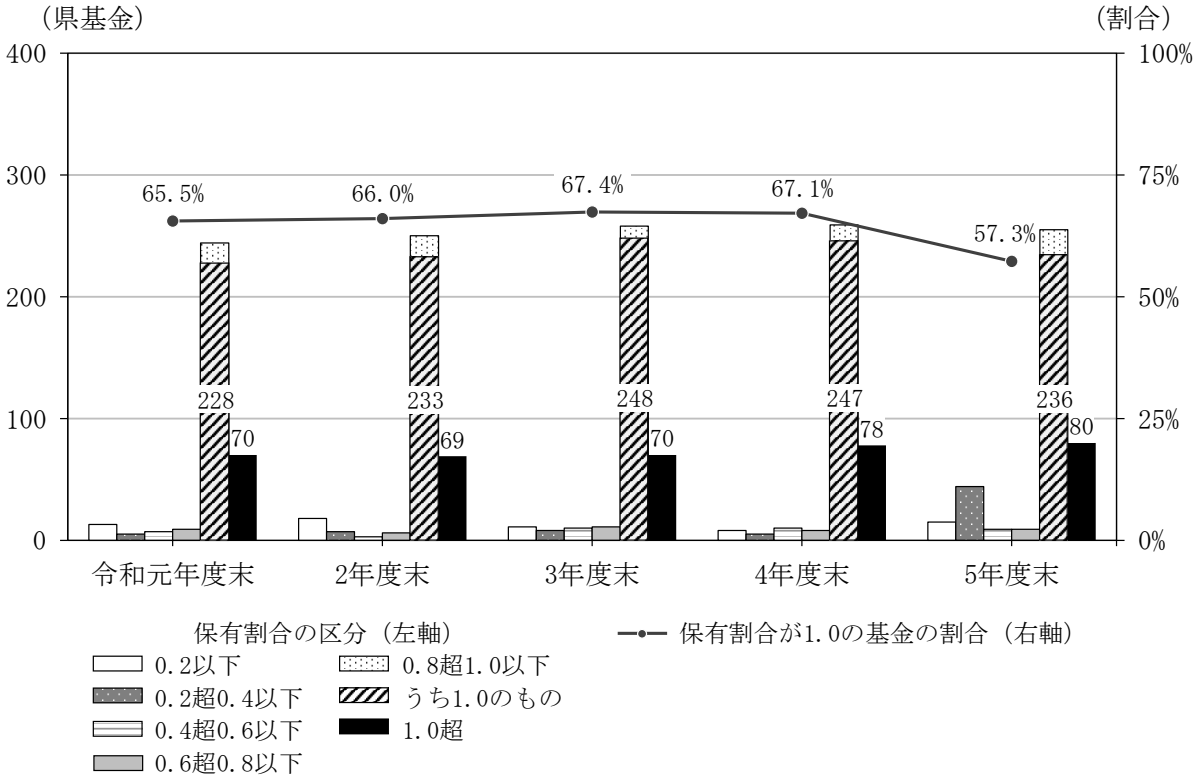

さらに、年度報告書に保有割合を記載していない31基金について、新規の事業がないなどの基金を除くとともに、都道府県ごとに区別するなどして、都道府県が基金事業の執行状況、基金保有額等に基づいて、5年度末時点の基金規模が過大となっていないかについて点検しているかをみたところ、5年度末時点の146県基金のうち、47県基金（146県基金に占める割合32.2%、基金保有額計775億余円、国庫補助金等相当額計425億余円）については点検を行っているとしていた一方、99県基金（同67.8%、同計4446億余円、同計2922億余円）については点検を行っていないとしていた。

前記のとおり、都道府県に設置造成されている基金については、年度報告書に保有割合を記載していないものがあり、また、保有割合の算定を行っている基金の中にも保有割合が必ず1以下となるような独自の算定式を用いているものなどがあることから、基金規模の妥当性を客観的な指標を用いて把握することが困難となっているものが存在する。

そこで、複数の運営形態に該当するため基金単位で評価することが困難な複合型及び一律に評価することが困難なその他の運営形態を除く、取崩し型、回転型及び

運用型の基金について、5年度末時点において基金保有額がどのような状況となっているかなどを客観的に把握するために、会計検査院において運営形態別に過去の実績に基づく指標を設定して確認したところ、次のような状況となっていた。

(ｱ) 取崩し型

取崩し型の基金については、翌年度以降も過去5年間と同程度の支出額になると仮定した場合に、何年間で基金保有額を使い切ることになるかを示す指標として、基金保有倍率を算定することとした。この基金保有倍率は、翌年度から事業完了年度までの必要見込額を算出した上で基金保有額と比較する保有割合とは異なり、過去の支出額の実績に照らして基金保有額の規模を測る指標である。具体的には、次の計算式により算定している。

（計算式）

$$\text{基金保有倍率} = \frac{\text{令和5年度末時点の基金保有額}}{\text{令和元年度から5年度までの5か年度の平均支出額}}$$

都道府県に設置造成されている取崩し型の501県基金のうち、4年度及び5年度に新たに設置された基金、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業を実施する基金及び新規の事業がないなどの基金（計62県基金）を除いた439県基金について、基金保有倍率の状況をみたところ、図表3-10のとおり、基金保有倍率が10を上回っている基金が77県基金（439県基金に占める割合17.5%）、元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できないものが30県基金（同6.8%）となっていた（元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できない基金については別図表33参照）。

図表3-10　取崩し型の基金における基金保有倍率の状況（令和5年度末時点）

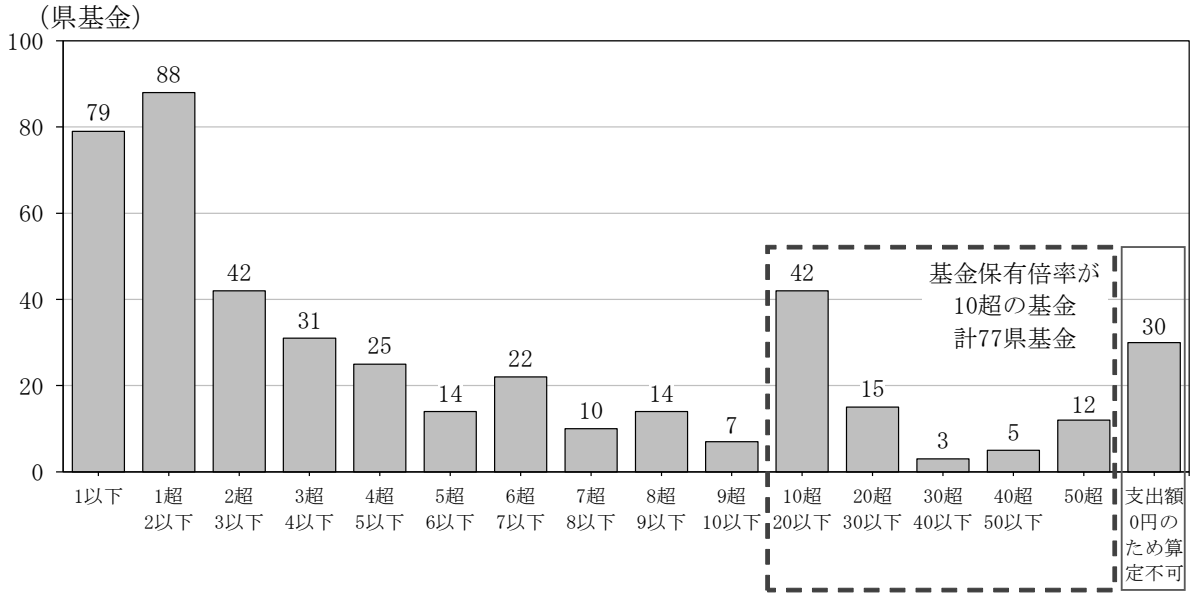

（注）破線の内側の階級幅の大きさは、破線の外側の階級幅の大きさと異なる。

また、上記の439県基金から、基金事業を終了する時期が5年度の46県基金及び基金事業を終了する時期が未定の173県基金を除いた220県基金について、基金保有倍率と5年度末から基金事業を終了する時期までの年数との関係等をみたところ、基金保有倍率が5年度末から基金事業を終了する時期までの年数を上回っているもの及び元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できないものが計135県基金（220県基金に占める割合61.4%、5年度末時点の基金保有額計1862億余円、国庫補助金等相当額計1786億余円）見受けられた。

そして、135県基金について、そのような状況となっている理由を確認したところ、基金事業に対する需要が見込みより少なかったためとしている基金が62県基金（135県基金に占める割合45.9%）、新型コロナウイルス感染症の流行等により予定どおりに事業を進められなかったためとしている基金が27県基金（同20.0%）等となっていた（基金保有倍率が5年度末から基金事業を終了する時期までの年数を上回っているなどの理由については別図表34参照）。

(ｲ) 回転型

回転型の基金については、年度末時点で、基金造成総額（年度末時点の貸付金額又は出資金額に基金保有額を加えた額）のうち貸付け又は出資に充てられていない額の割合を示す指標として、平均繰越率を算定することとした。具体的には、次の計算式により元年度から5年度までの繰越率を算出して、その平均を算定して

いる。

（計算式）

$$\text{繰越率} = \frac{\text{基金保有額}}{\text{年度末時点の貸付金額又は出資金額} + \text{基金保有額}} \times 100$$

都道府県に設置造成されている回転型の130県基金のうち、新規の事業がないなどの国民健康保険広域化等支援基金（2043番）及び農業改良資金（2046番）（計31県基金）を除いた99県基金について、その状況をみたところ、図表3-11のとおり、40県基金（99県基金に占める割合40.4%、基金保有額計157億余円、国庫補助金等相当額計93億余円）は平均繰越率が90%を上回り、基金造成額の大部分が貸付け又は出資に充てられていない状況となっていた。このうち8県基金（同8.1%、同計67億余円、同計34億余円）は平均繰越率が100%であり、元年度から5年度まで基金造成額が貸付け又は出資に全く充てられていない状況となっていた（元年度から5年度まで基金造成額が貸付け又は出資に全く充てられていない基金については別図表35参照）。

図表3-11　回転型の基金における平均繰越率の状況（令和元年度末時点～5年度末時点）

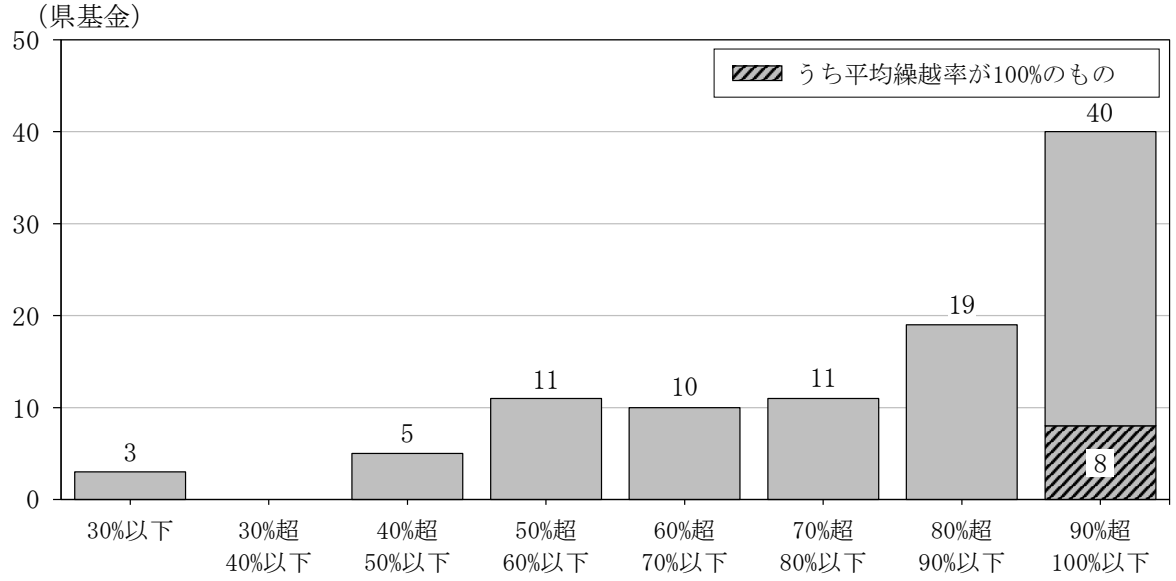

そして、平均繰越率が100%の8県基金について、その理由を確認したところ、基金事業に対する需要が見込みより少なかったためとしている基金が6県基金（平均繰越率が100%の8県基金に占める割合75.0%）、同種事業を実施している他の

補助金等の利用が多く、基金事業の利用が低調であったためとしている基金が4県基金（同50.0%）等となっていた。

(ｳ) 運用型

運用型の基金については、運用収入のうち基金事業等のために支出した額の割合を示す指標として、使用率を算定することとした。具体的には、次の計算式により使用率を算定している。

（計算式）

$$\text{使用率} = \frac{\text{令和元年度から5年度までの支出額}}{\text{令和元年度から5年度までの運用収入額}} \times 100$$

都道府県に設置造成されている運用型の79県基金について、その状況をみたところ、図表3-12のとおり、75県基金（79県基金に占める割合94.9%、基金保有額計513億余円、国庫補助金等相当額計243億余円）は使用率が100%を上回り、支出額が運用収入を上回ることから運用の原資を取り崩して支出していて、実質的に取崩し型に近い形で支出が行われている状況となっていた。

図表3-12　運用型の基金における使用率の状況（令和元年度～5年度）

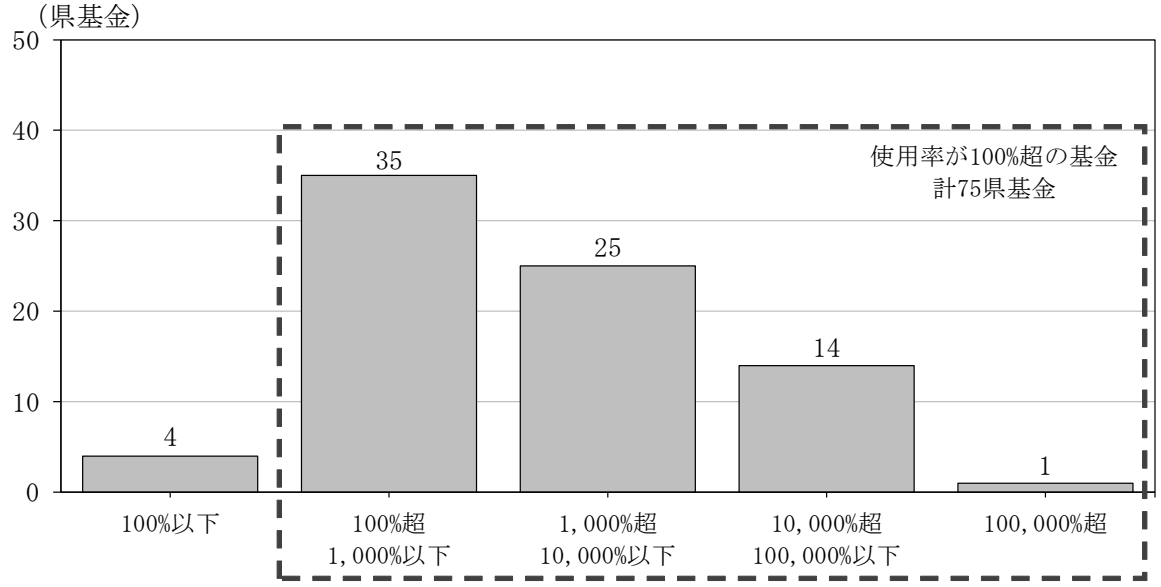

このように、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金、年度報告書に保有割合が記載されていないなど基金規模が過大となっていないかについて点検が行われていない基金、基金保有倍率が10を上回るなどの

基金及び基金造成額の大部分が貸付け又は出資に充てられていない基金が見受けられた。基金規模の妥当性については、基金保有倍率、平均繰越率及び使用率の指標のみではなく、基金事業の特性、事業計画、基金保有額の多寡等を考慮して総合的に判断する必要があるが、各府省庁において、都道府県に設置造成されている基金について、都道府県の事務負担に留意しつつ、保有割合を算定させること又は基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握する指標を設定することなどにより、基金規模の妥当性を十分に確認することが必要である。

エ　国庫返納の必要性の検討状況

基金基準によれば、使用見込みの低い基金等は国庫返納等を検討することとされている。また、改正適正化令によれば、補助事業等の完了後においても補助事業者等が従うべき事項として、基金の額が過大であると各省各庁の長が認める場合等は速やかに国庫返納すべきことを、各省各庁の長が定めることとされている。さらに、行政事業レビュー実施要領において、基金法人等に設置造成された基金について、基金事業の厳格な点検を行い、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うこととなっており、都道府県に設置造成された基金についても、都道府県の事務負担に留意しつつ精査を行い、余剰資金があれば、都道府県に国庫返納を促すこととなっている。

そこで、基金事業を終了する時期が到来する前に国庫返納を行うための根拠規定（以下「返納根拠規定」という。）を各府省庁が整備しているかについてみたところ、基金法人等に設置造成されている基金のうち内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業各省所管の6基金及び都道府県に設置造成されている基金のうち内閣府本府、厚生労働、農林水産、経済産業各省所管の14基金において、返納根拠規定を整備しておらず、基金事業を終了する時期が到来する前に基金の額が過大であることが判明しても返納根拠規定に基づいて確実に国庫返納させることができない状況が見受けられた。

返納根拠規定を整備していない理由を確認したところ、各府省庁は、基金保有額を全て支出することを見込んでいるため、事業完了までの必要見込額を算定することが困難であるため、都道府県が必要となる基金残高を設定しているためなどとしていた（返納根拠規定が整備されていない基金については別図表36及び別図表37参照）。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例11＞　改正適正化令等に基づき返納根拠規定を整備することとなっているのに、都道府県が必要となる基金残高を設定しているとして、返納根拠規定を整備していなかったもの

都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づき、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため後期高齢者医療財政安定化基金（2042番。以下「基金」という。）を設置し、基金に対し、都道府県ごとに設けられた後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から徴収する拠出額の3倍に相当する額を繰り入れることとされている。厚生労働省は、繰入額の3分の1に相当する額について、後期高齢者財政安定化基金負担金（以下「負担金」という。）として都道府県に交付している。

後期高齢者医療制度は、広域連合が、当該区域内に住所を有する後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。）を被保険者として、その疾病、負傷又は死亡に関して、療養の給付等を行うものである。そして、療養の給付等に要する費用には被保険者より徴収した保険料等が充てられることとなっている。

都道府県は、平成20年度を初年度とする2年度ごとの期間を特定期間として、特定期間内に実際に収納された保険料が、予想していた保険料に対して不足した場合等において、当該不足額を対象に基金を取り崩して、広域連合に資金を貸付け又は交付することができることとなっている。また、上記の場合以外にも、保険料の増加の抑制を図る場合には、基金を取り崩して、広域連合に交付をすることができることとなっている。

負担金の交付に当たっては、負担金は改正適正化令等の適用対象になっていること、また、改正適正化令等によれば、基金の額が過大である場合等は速やかに国庫返納すべきことを補助事業等の完了後においても従うべき事項として定めることとされていることから、返納根拠規定を整備することとなっている。そして、基金の額が過大である場合等は返納根拠規定に基づき確実に国庫返納をさせることができるようにする必要があると思料される。しかし、同省は、会計実地検査時点（令和7年1月）において、交付要綱等で、返納根拠規定を整備していなかった。同省に対して返納根拠規定を定めていない理由を確認したところ、都道府県において、基金の積増しを行う額を検討する際に、現在の基金規模や将来のリスクを踏まえて、必要とする基金残高を設定しているためとしていた。

そこで、会計検査院において、同省が広域連合から提出を受けている書類により、都道府県が設定している必要な基金残高を確認したところ、次のようになっていた。

同省は、都道府県に対して、元年度に、2、3両年度の特定期間に係る負担金の交付額等を決定するために、算定方法を例示するなどして、都道府県が当該特定期間中に貸付け又は交付のために必要となる基金の残高（以下「所要額」という。）を算定させていた。そして、都道府県が既に保有している元年度末における基金残高が所要額に対して不足している場合等において、負担金を交付することとしていた。この結果、元年度において、24都道府県で基金残高が所要額に対して不足するなどとしている一方で、23府県では所要額に対して基金残高が上回っていた。そして、上記の23府県が算定している所要額を確認したところ、2年1月の調査時点において元年度末に想定された基金残高816億5692万余円に対して、所要額690億1056万余円となっており、基金残高が所要額を126億4636万余円上回っていた。

さらに、同省は、3年度及び5年度にも、次年度以降の特定期間における所要額を算定させており、上記23府県のうち、15府県の各年度末の基金残高が、両特定期間を通じて、所要額を上回っていた。

また、国庫返納の必要性の検討について、4基金において、次のような状況が見受

けられた。

① 厚生労働省所管のワクチン生産体制等緊急整備基金（1051番）において、事業規模の精査に伴い、当該事業のために保有していた資金から国庫返納させた分を差し引いた額について、国庫返納も含めてその取扱いを検討する必要があったのに十分な検討を行っていなかった。

② 経済産業省所管の新型コロナウイルス感染症基金（1138番）において、国庫返納額についての検討が十分に行われておらず、使用見込みのない資金を速やかに国庫返納させていなかった。

③ 内閣府本府所管（総務省に移替え）の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金（2007番）において、基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地があったのに検討を行っていなかった。

④ こども家庭庁所管（4年度以前は内閣府本府及び厚生労働省所管）の安心こども基金（2011番）において、府省庁が使用見込みのない基金保有額についての報告等を受けていたのに、適時に国庫返納の指示を行っていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例12＞ 事業規模の精査に伴い、当該事業のために保有していた資金から国庫返納させた分を差し引いた額について、今後の使用見込額を算出した上で、国庫返納も含めてその取扱いを検討する必要があったのに、十分な検討を行っていなかったもの

厚生労働省は、令和2年度から4年度までの各年度において、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターに対して、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金を計4兆4191億8891万余円交付して、同センターは、ワクチン生産体制等緊急整備基金（1051番。以下「整備基金」という。）を設置造成している。

同省は、基金事業の一環として、新型コロナウイルスワクチン等を開発する民間団体に対して、大規模臨床試験等の実施に要する費用を補助するための補助金を交付するワクチン大規模臨床試験等支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することとして、3事業（1事業当たり500億円）を採択するという想定の下、当該3事業に係る事業費として整備基金の造成額のうち1500億円を支援事業に充てることとしていた。

そして、同省は、5年5月に、支援事業の対象とする事業者の公募を開始したが、同センターの事務的負担が大きいことなどから支援事業の実施が困難であることが判明して、同センターが支援事業を実施しないこととなったため、事業者の決定に至らないまま、同年11月に公募を中止していた。

その後、同省は、5年度補正予算により新たにワクチン大規模臨床試験等支援基金（以下「支援基金」という。）を造成して、支援基金により支援事業を行うこととし、6年度に、一般社団法人環境パートナーシップ会議を基金設置団体に選定して、同会議は支援基金を設置造成していた。同省は、支援基金を造成するための補助金を交付するに当たり、改めて事業規模の精査

を行い、2事業（1事業当たり500億円）を採択することとして事業費に1000億円を、また、管理費に8億円を要するとの想定の下、1008億円を造成額としていた。そして、同省は、支援基金の造成に合わせて、同センターに対して、支援基金の造成額と同額の1008億円を整備基金から国庫に返納するように指示して、同センターは、5年度に同額を国庫に返納していた。

このように、同センターが支援事業の実施に充てるために保有していた整備基金の額は1500億円であり、同センターが支援事業を実施しないこととなったため、同省は、1500億円から、国庫返納させた2事業分の事業費1000億円を差し引いた差額である500億円について、今後の使用見込額を算出した上で、国庫返納も含めて、その取扱いを検討する必要があった。

しかし、同省は、今後の具体的な使用見込額を算出しておらず、差額である500億円の取扱いについて十分な検討を行っていなかった。このことについて、同省は、整備基金の目的を達成するために整備基金全体として適切な実施が図られる必要があるとの認識の下、当該500億円を含めた整備基金全体の使用見込額について可能な限り算出を行ったとしている。また、整備基金はワクチンの研究開発等の不確実性の大きい事業を行うものであり、ワクチンの研究開発に当たって変異株対応等のために追加の大規模臨床試験を実施する可能性や、変異株対応等に伴う原薬及び製剤の製法改良のために必要な追加の試験実施の可能性も想定されることから、必然的に、具体的な使用見込額の算出が困難な部分は生ずるという事情があり、場合によっては整備基金の残高が不足する事態も想定されるなど、様々な可能性を想定する中で、国庫返納の可否も含めて検討していたなどとしている。

＜事例13＞　基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地があったのに、検討を行っていなかったもの

総務省は、内閣府（内閣府本府）から予算の移替えを受けて、交付行政庁として、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等への対応として、都道府県等が作成し、内閣府本府に提出した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用のうち、都道府県等が負担する費用に充てるために、都道府県等に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を交付している。

そして、32県は、利子補給事業又は信用保証料補助事業（以下「金融支援事業」という。）を実施するために、同計画に基づいて、2年度から5年度までの間に、同交付金のうち計1222億1086万余円を原資として基金（2007番）を設置造成している。そして、これらの県では、基金事業として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業者等が一定の融資契約を締結した場合に、関係する金融機関又は信用保証協会との間で契約を締結して、金融機関に対する利子補給又は信用保証協会に対する信用保証料補助を行っている。

また、「令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和2年6月内閣府地方創生推進室事務連絡）等によれば、金融支援事業については、原則として事業の実施期間は6か年度であること、同交付金が交付された年度の年度末（以下「交付年度末」という。）までに都道府県等が金融機関等との契約を締結することなどとされている。

上記の事務連絡を踏まえると、交付年度末までに契約を締結している場合は、これにより、金融支援事業の対象とする融資件数及び融資額が確定することから、同交付金の交付を受けて基金の設置造成を行った年度ごとに、交付年度末時点で将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能であると認められた。

しかし、同省は、都道府県等に対して、上記の方法により交付年度末時点で基金の将来的な使用見込額を算出して国庫返納の必要性についての検討を行うことを求めていなかったため、交付年度末時点までに契約を締結していた29県は、上記の方法により交付年度末時点で基金の将来的な使用見込額を算出しておらず、これを踏まえた国庫返納の必要性の検討も行っていなかった。

そこで、2年度から5年度までに29県が金融支援事業の対象とした融資額等に基づき、各交付年度末時点における基金の将来的な使用見込額を試算したところ、各交付年度末時点の基金保有額との間で、2年度30億0133万余円（同交付金相当額24億6350万余円）、3年度58億7491万余円（同6億3695万余円）、4年度23億7759万余円（同21億2716万余円）、5年度8億7049万余円（同4億9113万余円）の差額が生じていて、基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地がある状況となっていた。

このように、返納根拠規定が整備されていない基金及び将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地があったのに検討を行っていなかったなどの基金が見受けられた。これらを踏まえて、各府省庁において、返納根拠規定を整備すること、適切な時期に国庫返納の必要性を検討すること、国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について速やかに国庫返納を行わせることが必要である。

第3　検査の結果に対する所見

1　検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の国庫補助金等により基金法人等及び都道府県に設置造成された基金に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保、国民への説明責任の向上等の観点から、基金数及び基金保有額の推移等はどのようになっているか、基金事業の進捗状況はどのようになっているか、基金事業における管理費はどのようになっているか、使用見込みのない資金等を保有している場合に適切に国庫返納が行われているかなどに着眼して検査を実施した。

基金法人等に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額がある基金は191基金（基金保有額計18兆7969億余円、国庫補助金等相当額計18兆5388億余円）、都道府県に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額がある基金は63基金（869県基金、基金保有額計1兆6188億余円、国庫補助金等相当額計1兆1119億余円）となっており、これらの基金に係る検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 基金の設置造成等の状況（14～35ページ参照）

ア　基金を設置造成するための国庫補助金等の交付状況（14～17ページ参照）

元年度から5年度までの予算に計上された基金を設置造成するための国庫補助金等の交付額は、基金法人等に設置造成されている基金に係るものが計33兆2451億余円、都道府県に設置造成されている基金に係るものが計1兆4428億余円、計34兆6879億余円となっていた（14ページ参照）。

イ　基金数及び基金保有額の状況（18～27ページ参照）

(ｱ) 基金法人等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等（18～21ページ参照）

基金法人等に設置造成されている基金について、年度末時点で国庫補助金等相当額が含まれている基金数は、元年度計162基金、5年度計191基金となっており、5年度末時点における基金数は対元年度末時点比で117.9％と増加していた。また、基金保有額は、元年度計2兆3780億余円（国庫補助金等相当額計2兆1146億余円）、5年度計18兆7969億余円（同計18兆5388億余円）となっており、5年度末時点における基金保有額は対元年度末時点比で790.4％（国庫補助金等相当額の対元年度末時点比876.7％）と大幅に増加していた。そして、3年度以降、基金保有額が100億円を上回る基金数の割合が増加していた（18ページ参照）。

(ｲ) 都道府県に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額の推移等（22～27ページ参照）

都道府県に設置造成されている基金（新潟、富山、石川各県に設置造成されているものを除く。）について、年度末時点で国庫補助金等相当額が含まれている基金数は、元年度計864県基金、5年度計869県基金となっており、5年度末時点における基金数は対元年度末時点比で100.6％と横ばいとなっていた。また、基金保有額も、元年度計1兆6208億余円（国庫補助金等相当額計1兆2412億余円）、5年度計1兆6188億余円（同計1兆1119億余円）となっており、5年度末時点における基金保有額は対元年度末時点比で99.9％と横ばいになっている一方で、これに係る国庫補助金等相当額は対元年度末時点比で89.6％と減少していた（22ページ参照）。

ウ　基金方式により実施する必要性（27～29ページ参照）

基金方式により事業を実施する必要性について、指針に定められた類型に該当しないものが半数以上となっていた。そして、都道府県に設置造成されている基金において、「各年度の所要額をあらかじめ見込み難い理由」等が必ずしも明確に示されていないものも見受けられた（27～29ページ参照）。

エ　基金設置団体の選定状況（29、30ページ参照）

基金法人等に設置造成されている基金について、基金設置団体を公募により選定しているものが42基金となっていたのに対して、公募により選定していないものが149基金となっていた。そして、公募を実施した42基金の公募の応募者数は、1者が31基金、2者が8基金、3者が3基金となっていて、応募者数が1者である基金が最も多い状況となっていた（29、30ページ参照）。

オ　基金の積増しを行う額の算定状況（30～32ページ参照）

4基金において、過年度の執行状況、基金保有額、基金設置団体が調査するなどした所要額等を十分に考慮することなく、基金の積増しを行う額を算定していた（30ページ参照）。

カ　基金の保有形態等の状況（32～35ページ参照）

5年度末時点における基金の保有形態は、普通預金等又は定期預金によって保有しているものが大部分を占めている状況となっていた（32ページ参照）。

元年度から5年度までの各年度の運用損失の合計額は19億1942万余円となっていた。このうち、2基金において、元年度から5年度までの運用損失は計19億1362万余円と

なっていて、このほかに計3億3671万余円の運用経費を要していた（34ページ参照）。

(2) 基金事業の実施や基金の管理費の状況（35～58ページ参照）

ア　基金事業の実施状況等（35～52ページ参照）

(ｱ) 基金事業の進捗状況（35～42ページ参照）

元年度から5年度までの基金からの支出額について、基金法人等に設置造成されている基金では、元年度6651億余円（国庫補助金等相当額6253億余円）、5年度5兆1366億余円（同5兆0709億余円）、都道府県に設置造成されている基金では、元年度2841億余円（同2333億余円）、5年度3708億余円（同2658億余円）となっており、いずれも増加していた（35ページ参照）。

基金法人等に設置造成されている191基金のうち執行率が算定されていない計30基金を除く161基金の5年度の執行率について、多くの基金は執行率が25%未満となっている一方で、36基金は執行率が75%以上となっていて実際の事業費が事業見込額に比べて大幅に低くなっていた（37ページ参照）。

基金が設置造成されてから基金事業が開始されるまでに2年以上が経過していて、その間、設置造成された基金の全部又は一部が基金事業に供されていないものが3基金見受けられた（41ページ参照）。

(ｲ) 基金事業間の調整等の状況（42～45ページ参照）

異なる基金の所管府省庁が、事業の開始前に相互に事業内容についての調整等を行っていなかったため、結果として、同一の事業者における同一の燃油購入について事業者の経営の安定又は負担の低減を目的とした事業をそれぞれ実施している状況が見受けられた（42ページ参照）。

また、基金の資金の一部が他の資金と同じ預金口座で管理されていて、預金口座から支払を行う際に、その支払がいずれの資金からの支払に該当するかが区別されていなかったことなどから、基金の一部が基金事業以外の目的に使用されている状況が見受けられた（44、45ページ参照）。

(ｳ) 基金事業の実施に関する事務局への委託等の状況（45～52ページ参照）

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、29基金において基金法人等から事務局への委託が行われていて、補助金等の交付規程等の策定、補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択、補助金等の交付決定等及び補助金等の額の確定等の全ての事務について事務局への委託が行われているものが6基金見受けられた

（46ページ参照）。

事務局が5年度末時点で第三者委員会等を設置している11基金のうち、交付要綱等において第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係を確認することが規定されていないものが4基金見受けられた（48ページ参照）。

5年度末時点において事務局業務の再委託等を行っていないものが12基金となっている一方で、再委託等を行っているものが17基金（うち第4次受託事業者まで再委託等を行っているものが1基金）見受けられた（49ページ参照）。

各府省庁が定める交付要綱等において事務局が事務局業務の再委託を行う場合にあらかじめ各府省庁の承認を得る必要があることが規定されていて実際に各府省庁の承認を得ているものが10基金となっている一方、承認を得る必要があることが規定されていないものが7基金見受けられた（51ページ参照）。

各府省庁が定める交付要綱等において事務局業務の再委託等を行う場合に実施体制図を各府省庁に提出することが規定されていないものが2基金見受けられた。提出することが規定されている15基金のうち1基金は、事務局業務に係る委託契約の締結時に提出することとされているものの、実施体制の変更の都度提出することとされておらず、事務局業務の実施体制の変更を適時に把握できるようになっていなかった（51、52ページ参照）。

イ　管理費の状況等（52～58ページ参照）

(ｱ) 管理費の状況（52～55ページ参照）

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、5年度において基金からの支出がなかった13基金を除く178基金について、5年度の各基金における支出額に占める管理費の割合は、10%以下のものが114基金見受けられた一方で、100%となっているもの、すなわち、支出が管理費のみとなっているものが24基金見受けられた（53ページ参照）。

(ｲ) 各府省庁による管理費の確認状況（55～58ページ参照）

5年度末時点で事務局への委託が行われている29基金のうち、基金法人等と事務局が締結した委託契約書等において、各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて事務局に対して証ひょう書類の確認ができることが規定されていないものが2基金見受けられた。また、再委託等が行われている17基金のうち、各府省庁が5年度末時点において事務局による確認規定の有無を把握していなかったものが2基金見受け

られた（56、57ページ参照）。

基金法人等に設置造成されている191基金のうち、5年度に設置造成されたなどの計60基金を除く131基金について、元年度から5年度までの間に各府省庁等が基金法人等に対して管理費に関する証ひょう書類を一度も確認していないものが66基金見受けられた（57ページ参照）。

(3) 基金に対する点検等の取組状況（59～88ページ参照）

ア　成果目標及び終了予定時期の設定状況等（59～67ページ参照）

(ｱ) 成果目標の設定状況等（59～63ページ参照）

都道府県に設置造成されている63基金について、全国単位の成果目標を設定している基金のうち成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていないものが10基金見受けられた。1都、1道、1府又は1県のみに設置造成されている基金（32県基金）を除く837県基金について、都道府県単位の定量的な成果目標を設定しているものが435県基金となっていた一方で、都道府県単位の成果目標を設定していないものが344県基金、都道府県単位の成果目標を設定していた基金のうち成果目標の中に定量的な成果目標が含まれていないものが58県基金見受けられた（60、61ページ参照）。

成果目標や成果指標として定量的な目標や指標を設定しているものの、基金事業が効果的に実施されているかなどについて検証する上で、成果目標及び成果指標が適切なものとなっていないものが2基金見受けられた（62、63ページ参照）。

(ｲ) 終了予定時期の設定状況等（63～67ページ参照）

都道府県に設置造成されている63基金について、終了予定時期を設定していないものが22基金、終了予定時期を設定しているものの点検・見直し結果において示された期間内で設定していないものが2基金見受けられた（64、65ページ参照）。

イ　国庫返納の検討状況等（67～88ページ参照）

(ｱ) 基金の国庫返納の状況（67～71ページ参照）

基金法人等に設置造成されている基金及び都道府県に設置造成されている基金について、元年度から5年度までに、それぞれ計1兆2469億1753万余円及び計1059億1133万余円の国庫返納が行われていた（68ページ参照）。

(ｲ) 基金法人等に設置造成されている基金に関する保有割合の算定状況（71～75ページ参照）

基金法人等に設置造成されている基金のうち5年度末時点で基金保有額があるものについて、基金事業に要する費用と基金保有額が一致して年度末時点における保有割合を1.0としている基金が特に多く、元年度32基金、5年度89基金と、元年度から5年度にかけて大きく増加している状況となっていた（71、72ページ参照）。

取崩し型の152基金のうち、事業が既に終了していて保有割合が算定されていないなどの計81基金を除く71基金について、5年度末時点における事業完了までの必要見込額が、元年度から5年度までの平均支出額の10倍を上回っている基金が25基金となっていた（73ページ参照）。

(ｳ) 都道府県に設置造成されている基金に関する基金規模の検討状況（76～84ページ参照）

都道府県に設置造成されている63基金について、年度報告書に保有割合を記載しているものが32基金、年度報告書に記載していないものが31基金となっていた（76ページ参照）。

年度報告書に保有割合を記載している32基金及び各府省庁において保有割合を算定している4基金の計36基金について、4基金は、基金基準で示された算定式ではなく保有割合が必ず1以下となるような独自の算定式を用いて保有割合を算定するなどしていて、事業完了までの必要見込額を上回る基金保有額を保有しているかどうかを保有割合を基に判断できず、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない状況となっていた（76、77ページ参照）。

年度報告書に保有割合を記載している32基金について、都道府県ごとに区別するなどして、元年度から5年度までの各年度末時点の保有割合の分布状況（保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金及び基金事業が終了していて翌年度に基金保有額の残額のうち国庫補助金等相当額の返納が予定されていることから保有割合が0となっているなどの基金を除く。）をみたところ、基金事業に要する費用と基金保有額が一致して保有割合を1.0としている基金が特に多い状況となっていた。また、5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金は80県基金となっていた（78ページ参照）。

年度報告書に保有割合を記載していない31基金について、新規の事業がないなどの基金を除くとともに、都道府県ごとに区別するなどして、都道府県が基金事業の執行状況、基金保有額等に基づいて、5年度末時点の基金規模が過大となって

いないかについて点検しているかを確認したところ、5年度末時点の146県基金のうち、47県基金については点検を行っているとしていた一方、99県基金については点検を行っていないとしていた（79ページ参照）。

取崩し型の501県基金のうち、4年度及び5年度に新たに設置されたなどの計62県基金を除いた439県基金について、基金保有倍率が10を上回っている基金が77県基金、元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できないものが30県基金となっていた（80ページ参照）。

回転型の130県基金のうち、新規の事業がないなどの計31県基金を除いた99県基金について、40県基金は平均繰越率が90％を上回り、基金造成額の大部分が貸付け又は出資に充てられていない状況となっていて、このうち8県基金は平均繰越率が100％であり、元年度から5年度まで基金造成額が貸付け又は出資に全く充てられていない状況となっていた（82ページ参照）。

運用型の79県基金について、75県基金は使用率が100％を上回り、支出額が運用収入を上回ることから運用の原資を取り崩して支出していて、実質的に取崩し型に近い形で支出が行われている状況となっていた（83ページ参照）。

(ｴ) 国庫返納の必要性の検討状況（84～88ページ参照）

基金法人等に設置造成されている6基金及び都道府県に設置造成されている14基金において、返納根拠規定を整備しておらず、基金事業を終了する時期が到来する前に基金の額が過大であることが判明しても返納根拠規定に基づいて確実に国庫返納させることができない状況が見受けられた（84ページ参照）。

4基金において、基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地があったのに検討を行っていなかったなどの状況が見受けられた（85、86ページ参照）。

2　所見

基金は、複数年度にわたる事務又は事業の財源として設置されており、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情がある場合に、事業を安定的かつ効率的に実施するために、あらかじめ財源を確保しておくことを可能とする一方、執行管理の困難さも指摘されてきた。

基金事業の実施において、保有されている資金が適切に管理されて有効に活用されるためには、各府省庁において、基金シート、執行状況表等によって基金の透明性を確保

するとともに、管理費の支出状況等について確認すること、基金事業の実施状況、社会情勢等を踏まえた不断の見直しを行うことなどが重要である。

また、基金に対する点検等の取組において確認すべき事項は多岐にわたっており、いずれも国費を適正かつ効率的に使用する上で重要な事項となっている。

ついては、検査の結果を踏まえて、各府省庁において、基金基準、改正適正化令等、行政事業レビュー実施要領等の内容が遵守されるよう徹底するとともに、次の点に留意するなどして、基金の設置造成、基金事業の実施、基金に対する点検等を適切に行う必要がある。

(1) 基金の設置造成等の状況

基金の積増しを行う額の算定に当たり、過年度の執行状況、基金保有額、基金設置団体が調査するなどした所要額等を十分に考慮すること

(2) 基金事業の実施や基金の管理費の状況

ア　かい離率が大きくなっているなどしている基金については、その原因を究明して、事業の規模や実施方法等を検討して必要に応じて基金の規模を見直すこと。また、設置造成されてから基金事業が開始されるまでに相当の期間が経過している基金について、速やかに基金事業を開始できるようにするための方策や必要に応じて基金の規模を見直すことを検討すること

イ　基金事業の実施に当たり、他の類似の事業の事業内容等について事前に検討を行い必要に応じて調整等を行うこと、及び資金が基金事業以外の目的に使用されることのないように基金設置団体に適切に管理させること

ウ　各府省庁が定める交付要綱等において、基金法人等から委託を受けた事務局が事務局業務の再委託を行う場合等に、あらかじめ各府省庁の承認を得る必要がある旨の規定を定めること、委託契約の締結時に加えて、実施体制の変更がある都度実施体制図を各府省庁に提出する旨の規定を定めることなどにより、事務局業務が適切に実施されるようにすること

エ　基金法人等、事務局及び再委託の相手方に対する証ひょう書類の確認に関する規定を定めることなどにより必要に応じて証ひょう書類の確認を行うことができるようにするとともに、当該規定に基づくなどして管理費が適切に支出されていることを適時適切に確認すること

(3) 基金に対する点検等の取組状況

ア　基金法人等だけではなく都道府県に設置造成されている基金についても、基金事業の目的、内容等を考慮して、適切かつ定量的な全国単位の成果目標及び具体的な終了予定時期を設定するなどして、適時に的確な点検を実施できるようにすること

イ　基金法人等に設置造成されている基金について、過去の執行実績、事業完了までの年限、具体的な需要等を基に、事業完了までの必要見込額について算出の精度を高めて保有割合を算定すること

ウ　都道府県に設置造成されている基金について、都道府県の事務負担に留意しつつ、保有割合を算定させること又は基金規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握する指標を設定することなどにより、基金規模の妥当性を十分に確認すること

エ　返納根拠規定を整備すること、適切な時期に国庫返納の必要性を検討すること、国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について速やかに国庫返納を行わせること

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況について、今後とも引き続き検査していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1　点検・見直し結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99

別図表2　「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」（平成23年10月）等における所見の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100

別図表3　個別の基金の規模等に関する主な検査報告掲記事項（令和元年度決算検査報告以降） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

別図表4　基金法人等に設置造成されている基金（令和5年度末時点）・・・・・・・105

別図表5　都道府県に設置造成されている基金（令和5年度末時点）・・・・・・・・128

別図表6　国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとの基金法人等に設置造成されている基金に係る国庫補助金等の交付額 ・・・・・・・・・・・・・・136

別図表7　国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとの都道府県に設置造成されている基金に係る国庫補助金等の交付額 ・・・・・・・・・・・・・・・145

別図表8　予算ごとの国庫補助金等の交付額が1兆円を上回っている基金・・・・・・148

別図表9　基金法人等に設置造成されている基金に係る基金シートに記載されている基金方式によらざるを得ない理由（「④-4 その他」に該当するもの）・149

別図表10　都道府県に設置造成されている基金に係る執行状況表に記載されている基金方式によらざるを得ない理由（「④-4 その他」に該当するもの）・・155

別図表11　支出額が多い上位10基金（基金法人等） ・・・・・・・・・・・・・・・159

別図表12　基金法人等から事務局への委託が行われている基金（令和5年度末時点）・164

別図表13　第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係を確認することについての規定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167

別図表14　中小企業等事業再構築促進基金（中小企業等事業再構築促進事業）における令和5年度の再委託等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

別図表15　事務局業務の再委託を行う場合に各府省庁の承認を得る必要があることが規定されていない基金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169

別図表16　事務局業務の再委託等を行う場合に実施体制図を各府省庁に提出することが規定されていないなどの基金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170

別図表17　令和5年度の支出が管理費のみとなっている基金（基金法人等）・・・・・171

別図表18　各府省庁による証ひょう書類の確認体制 ・・・・・・・・・・・・・・・174

別図表19　全国単位の成果目標を設定しているものの定量的な成果目標が含まれていない理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175

別図表20　都道府県単位の成果目標が設定されていない理由 ・・・・・・・・・・・176

別図表21　基金事業が効果的に実施されているかなどについて検証する上で適切なものとなっていない成果目標及び成果指標を設定している基金 ・・・・・177

別図表22　終了予定時期が設定されていない基金（基金法人等） ・・・・・・・・・178

別図表23　終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金（基金法人等） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179

別図表24　終了予定時期が設定されていない基金（都道府県） ・・・・・・・・・・181

別図表25　終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金（都道府県） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183

別図表26　令和5年度末時点の状況を示す基金シートにおいて終了予定時期を延長している基金（基金法人等） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184

別図表27　令和5年度末時点の状況を示す執行状況表において終了予定時期を延長している基金（都道府県） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・189

別図表28　令和5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金（基金法人等） ・・191

別図表29　令和5年度末時点における事業完了までの必要見込額が、元年度から5年度までの平均支出額の10倍を上回っている基金 ・・・・・・・・・・・・・192

別図表30　各府省庁が都道府県に保有割合を報告させていない理由 ・・・・・・・・195

別図表31　保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金の保有割合の算定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199

別図表32　令和5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金（都道府県） ・・・200

別図表33　令和元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できない基金（都道府県） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207

別図表34　基金保有倍率が令和5年度末から基金事業を終了する時期までの年数を上回っているなどの理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210

別図表35　令和元年度から5年度まで基金造成額が貸付け又は出資に全く充てられておらず、平均繰越率が100％の基金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211

別図表36　返納根拠規定が整備されていない基金（基金法人等） ・・・・・・・・・212

別図表37　返納根拠規定が整備されていない基金（都道府県） ・・・・・・・・・・213

別図表1　点検・見直し結果の概要

項目	点検・見直しの結果
定量的な成果目標	令和5年9月に公表された令和5年度基金シートでは、定量的な短期アウトカムが設定されていない事業が71、長期アウトカムが設定されていない事業が63（うち短期アウトカム及び長期アウトカムともに設定されていない事業が53）あったが、点検・見直しの結果、点検・見直し対象事業全てについて、定量的な成果目標が設定された。
終了予定時期	令和5年9月に公表された令和5年度基金シートでは、終了予定時期が設定されていない事業が65あったが、原則として設置から10年以内、設置から10年を経過している事業については現時点から3年以内等の基準に沿った終了予定時期（新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了する時期）を設定し、点検・見直し対象事業全てについて成果の検証を行うこととした。なお、各事業の終了予定時期の到来後の対応については、成果の検証を踏まえ検討することとしている。
執行体制	補助金の審査や交付等に係る業務が基金設置法人から民間事業者に外注されている18事業全てについて、各府省庁において、基準の策定や補助金の審査・採択等に当たっての所管府省庁や基金設置法人への協議等の枠組みが設けられていることが確認された。その上で、これらの事業の多くを所管する経済産業省では、執行体制の在り方や基金設置法人と基金に関する業務を担う民間事業者との役割分担に関する規律の強化のためのルールを令和6年4月に策定した。
基金事業の廃止	支出が管理費のみとなっている事業のうち事業が終了しているものについては廃止することを原則とした結果、該当する11事業全てについて、令和6年度までに廃止することとされた。このほか、事業が終了するなどした4事業が5年度に廃止された。

別図表2　「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」（平成23年10月）等における所見の概要

(1)　「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」（平成23年10月）

ア　国庫補助金等の配分方法について
　基金の設置造成のために国庫補助金等を交付するに当たっては、事前の検討が重要であり、準備期間中に行う要望調査等を十分に行う必要がある。単に全国一律の配分方法により国庫補助金等を配分することなく、また、事前の要望調査等を行ったものについても、各基金事業団体における当該事業の実施状況に見合った配分等を行う必要がある。このようにして、適切な基金規模となるように国庫補助金等を配分する必要がある。

イ　20・21補正基金の執行状況について
　20・21補正基金は、緊急経済対策等の一環として、基金を取り崩して執行することで、早期に事業効果を発現させることを目的としており、基金の取崩しが進まないと効果が限定的になってしまうおそれがあることから、事業期間内での執行に留意する必要がある。また、執行残が多額に生ずると見込まれる場合は、基金保有額が過大とならないよう基金規模の見直しを行う必要がある。このようにして、資金を有効に活用する必要がある。

ウ　使途別及び運営形態別の基金の状況について
　回転型及び保有型の基金は、事業実績が低調であることから、今後の各事業の需要を踏まえて基金の必要性、基金規模等について検討する必要がある。また、運用型基金は、近年の低金利の状況の下、基金保有額に比べ運用益は少なく、事業実績額は低位のまま推移しており、基金の必要性、基金規模等について更に検討する必要がある。このような検討を行い、資金の効率を高めるよう努める必要がある。

エ　基金の運用状況について
　基金の運用については、確実かつ効率的な運用に努める必要がある。そして、外国債等で運用しているものは、今後の基金事業の動向を注視しながら運用管理していくことが必要である。

オ　個別基金の状況について
(ｱ) 執行率の低い基金は、基金規模が過大とならないよう国庫補助金等の配分について十分に留意して適切な基金規模とする必要があり、また、基金事業の執行方法についても十分に検討し、資金の有効活用を図る必要がある。
(ｲ) 基金の取崩しについては、受託者から提出される実績報告書の内容を十分調査確認するなどして、基金の設置目的に沿って適切に行う必要がある。
(ｳ) 基金事業の期間中に使用見込みのない余剰額が生ずると認められる場合に、当該余剰額のうち国庫補助金等相当額を速やかに国庫に返還させたり、多額の余剰額が滞留している基金は、余剰額の解消に向けた具体的な方法等を示したりするなどして、適切な基金規模となるよう努める必要がある。

カ　基金事業に係る基準の策定等の状況について
　基金事業団体において、基金基準を参考として、基金事業継続の要否の判断等に資する基準等を作成するなどして主体的に基金事業の見直しに努める必要がある。
　基金事業の目標達成度について評価等が行われていない基金については、目標達成度に関する基準等を作成するなどして、適切に基金事業が行われているかなどの評価等の実施に努める必要がある。また、基金の保有割合について検証が行われていない基金については、適切な基金規模となっているか検証に努める必要がある。
　また、国庫補助金等の交付元府省においても、国庫補助金等の交付要綱等において基金事業の見直しの基準等を明記したり、使用見込みのない余剰額がある場合に国庫補助金等相当額を国に返還する旨の規定を定めたりなどして、国庫補助金等によって設置造成された基金が適切な基金規模となるよう努める必要がある。

(注)　イの「20・21補正基金」は、平成20、21両年度の補正予算により新規に設置造成された、単年度では完結しないが2か年から3か年の短期間の事業実施を前提とした基金をいう。

(2) 「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」（平成25年10月）

ア　所管府省は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることのないように、設置造成時に基金事業に必要となる額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模が適切となるようにすること

イ　所管府省及び基金法人は、適切な基金規模になるよう毎年度の基金の見直しを実施し、結果を公表すること

ウ　所管府省は、新規に設置造成する基金のために交付する国庫補助金等の補助金交付要綱等において基金基準に基づき指導監督を行うことを明記し、また、基金基準に定める基準が明記されていない基金の補助金交付要綱等において基金基準に定める基準を盛り込むよう努めるとともに、基金法人に対して基金基準の周知を図ること。また、所管府省及び基金法人は、基金事業を実施するに当たり、基金基準に定める基準を遵守すること

エ　内閣官房は、基金基準に定める基準の趣旨を踏まえ、基金シートにより実施する所管府省による基金の執行状況、保有割合等の公表が適切に実施されるよう基金シートの公表内容等について検討するなど必要な取りまとめを行うこと

オ　所管府省及び基金法人は、検討すべき事態が見受けられた基金のうち、事態が解消していないものについて、早急に実効性のある見直しを行うとともに、所要の措置を講ずること。また、これら以外の基金についても、同様の事態が発生することのないようにすること

(3) 「国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について」（平成30年12月）

ア　改正適正化令の適用状況等

(ｱ) 基金事業としての性質の該当性の状況等

各府省は、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに又は国庫補助金等ごとに確認するなどして、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討すること。農林水産省は、2補助金の基金事業について、基金によることなく事業を実施することの可否について十分に検討すること

(ｲ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金について、交付要綱等に基本的事項の公表を定めることについて十分に留意すること。適用対象外補助金についても、基金の透明性を高めて、国民への説明責任を果たすために、基本的事項の公表を定めることについて検討すること。また、交付要綱等において基本的事項等の公表が定められているのに、公表されていなかったなどの基金について、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても公表対象を十分に把握するなどして基金に関する情報を適時適切に公表するよう留意すること

(ｳ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金はもとより、適用対象外補助金であっても、地方公共団体等と協議を行い、保有割合等を報告させるなどして基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認すること。また、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がある基金について、地方公共団体等が報告していないことの事情等を十分に把握した上で、保有割合等を報告させるよう周知徹底すること。文部科学、厚生労働両省は、所管別に区分して経理が行われている安心こども基金について、基金規模の妥当性を適切に確認できるようにするために、所管別に保有割合等を算定するようにすること

(ｴ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

厚生労働省は、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていない1補助金について、国費の適正かつ効率的な使用の観点等から、基金規模が過大であると認められる場合に、速やかに国庫補助金等相当額の国庫返納が行われるようにするために、終期前返納規定を整備することについて、適切に検討すること。また、各府省は、適用対象外補助金についても、基金の見直しにより基金規模を適正化するために、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討すること

イ　基金規模等の状況

各府省は、基金の実際の使用実績や具体的な根拠資料等により今後の使用見込みを十分に把握したり、基金規模を客観的に把握できるよう保有割合等を報告させたりするなどして、引き続き基金を保有することの妥当性及び基金規模の妥当性を十分に確認等すること

注(1)　「適用対象補助金」は、改正政令の施行後に補助事業者等が基金を設置するため及び既存の基金に積増しを行うために交付される国庫補助金等をいう。

注(2)　ア(ｴ)の「終期前返納規定」は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合に係る国庫返納規定をいう。

別図表3　個別の基金の規模等に関する主な検査報告掲記事項（令和元年度決算検査報告以降）

検査報告等	件名等
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告（令和元年12月報告）	「福島再生加速化交付金事業等の実施状況について」
令和元年度決算検査報告	「国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
令和2年度決算検査報告	「競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施に当たり、事業主体等に対して漁業所得の金額の適切な算出方法等を指導したり、ＫＰＩ等を達成していない事業主体に対して達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させるなどしたりして、ＫＰＩ等の達成状況の把握やＫＰＩの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（4年9月報告）	「農林水産分野におけるＴＰＰ等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について」
令和3年度決算検査報告	「林業・木材産業改善資金の実施に当たり、都道府県に対して、適切な貸付需要に基づいて貸付計画額及び自主納付検討額を算定するよう指導を徹底するとともに、自主納付予定額等の内容及び算定結果の妥当性を検証した上で、疑義があるものについて再検討を求めるなど十分に確認を行う体制を整備することにより、改善資金が貸付需要に対応した適切な規模で効果的に活用されるよう改善の処置を要求したもの」（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した事項）
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告（5年2月報告）	「東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について」
令和4年度決算検査報告	「燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況について」（特定検査対象に関する検査状況）

検査報告等	件名等
令和5年度決算検査報告	「福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金について、使用見込みのない基金残額を国庫に返還させることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
令和5年度決算検査報告	「福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金の執行管理に当たり、基金を取り崩して実施する個々の事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした上で、基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性等について周知するとともに、使用見込みのない基金残額を国庫へ返還するように指示するなどすることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの」（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した事項）
令和6年度決算検査報告	「東日本大震災復興緊急保証に係る経営安定関連保証等特別基金について、必要額を超えて保有していると認められる額について速やかに国庫に納付させるとともに、保有規模について点検・検証等を適切に行うこととするよう改善の処置を要求したもの」（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した事項）

別図表4　基金法人等に設置造成されている基金（令和5年度末時点）

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1001	内閣府本府	-	革新的研究開発推進基金	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和元年度	取崩し型	その他	522	522
1002	内閣府本府	-	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和3年度	取崩し型	その他	1372	1372
1003	内閣府本府	文部科学省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	令和4年度	取崩し型	補助	637	637
1004	内閣府本府	農林水産省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（農林水産省）	公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会	令和4年度	取崩し型	補助	464	464
1005	内閣府本府	経済産業省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（経済産業省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	令和4年度	取崩し型	補助	542	542
1006	内閣府本府	厚生労働省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（厚生労働省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	令和5年度	取崩し型	補助	52	52
1007	内閣府本府	国土交通省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	令和5年度	取崩し型	補助、利子助成	302	302
1008	こども家庭庁	-	旧優生保護法補償金等支払基金	旧優生保護法補償金等支給等業務費交付金	独立行政法人福祉医療機構	令和元年度	取崩し型	補助	80	80
1009	復興庁	-	被災者住宅再建支援対策給付基金	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	平成25年度	取崩し型	補助	48	48

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1010	復興庁	農林水産省	水産業体質強化総合対策事業基金（漁業・養殖業復興支援事業助成勘定）	漁業・養殖業復興支援事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	平成23年度	複合型	補助	325	325
1011	復興庁	農林水産省	農業信用保険事業交付金（復旧・復興対策特別保証）	農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業	独立行政法人農林漁業信用基金	平成23年度	取崩し型	その他	3	3
1012	復興庁	農林水産省	林業信用保証事業交付金（災害復旧）	林業信用保証事業交付金（災害復旧）	独立行政法人農林漁業信用基金	平成23年度	取崩し型	その他	4	4
1013	復興庁	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業交付金	漁業者等緊急保証対策事業交付金	独立行政法人農林漁業信用基金	平成23年度	取崩し型	その他	33	33
1014	復興庁	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業	漁業者等緊急保証対策事業	全国漁業信用基金協会他2協会	平成23年度	取崩し型	その他	3	3
1015	復興庁	経済産業省	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業	一般社団法人地域デザインオフィス	平成25年度	取崩し型	補助	576	576
1016	復興庁	経済産業省	福島相双復興官民合同チーム相談支援基金	官民合同チーム専門家支援事業	公益社団法人福島相双復興推進機構	平成27年度	取崩し型	調査等	15	15
1017	復興庁	経済産業省	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業	公益財団法人福島県産業振興センター	平成28年度	取崩し型	補助	805	805

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1018	復興庁	国土交通省	災害復興住宅融資等緊急対策事業	災害復興住宅融資等事業	独立行政法人住宅金融支援機構	平成23年度	取崩し型	その他	442	442
1019	総務省	-	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	地方公共団体情報システム機構	令和2年度	取崩し型	その他	6904	6904
1020	総務省	-	革新的情報通信技術研究開発推進基金	Beyond 5G研究開発促進事業	国立研究開発法人情報通信研究機構	令和2年度	複合型	補助、その他	3	3
1021	総務省	-	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	令和3年度	取崩し型	補助	597	597
1022	総務省	-	デジタルインフラ整備基金	自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	令和5年度	取崩し型	補助	204	204
1023	総務省	-	情報通信研究開発基金	革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業	国立研究開発法人情報通信研究機構	令和4年度	取崩し型	補助、その他	691	691
1024	総務省	-	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	令和5年度	取崩し型	補助	239	239
1025	外務省	-	アジア文化交流強化基金	アジア文化交流強化事業	独立行政法人国際交流基金	平成25年度	取崩し型	補助、その他	400	400

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1026	外務省	－	日中植林・植樹国際連帯事業	日中植林・植樹国際連帯事業	公益財団法人日中友好会館	平成27年度	取崩し型	補助	56	56
1027	財務省	－	信用保証基金	信用保証事業	日本酒造組合中央会	昭和45年度	運用型	債務保証	34	21
1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	独立行政法人日本学術振興会	平成23年度	取崩し型	補助	1967	1967
1029	文部科学省	－	学資支給基金	給付型奨学金事業	独立行政法人日本学生支援機構	平成29年度	取崩し型	補助	0	0
1030	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型研究開発プログラム	国立研究開発法人科学技術振興機構	平成30年度	取崩し型	その他	2369	2369
1031	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和3年度	取崩し型	その他	364	364
1032	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	大学発医療系スタートアップ支援プログラム	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和5年度	取崩し型	補助	152	152
1033	文部科学省	－	創発的研究推進基金	創発的研究支援事業	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和元年度	取崩し型	その他	1088	1088
1034	文部科学省	－	創発的研究推進基金	博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和2年度	取崩し型	その他	601	601

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1035	文部科学省	－	創発的研究推進基金	国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代ＡＩ人材育成プログラム）	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和5年度	取崩し型	その他	213	213
1036	文部科学省	－	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和3年度	取崩し型	その他	2490	2490
1037	文部科学省	－	大学等成長分野転換支援基金	大学・高専機能強化支援事業	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	令和4年度	複合型	補助	2950	2950
1038	文部科学省	－	地域中核研究大学等強化促進基金	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業	独立行政法人日本学術振興会	令和4年度	取崩し型	補助	1496	1496
1039	文部科学省	－	大学発新産業創出基金	大学発新産業創出基金事業	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和4年度	取崩し型	その他	977	977
1040	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進事業	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和4年度	取崩し型	その他	436	436
1041	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和4年度	取崩し型	調査等、その他	635	635
1042	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	日ＡＳＥＡＮ科学技術・イノベーション協働連携	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和5年度	取崩し型	その他	145	145

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1043	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進プログラム	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和4年度	取崩し型	その他	59	59
1044	文部科学省	－	革新的ＧＸ技術創出事業基金	革新的ＧＸ技術創出事業（GteX）	国立研究開発法人科学技術振興機構	令和4年度	取崩し型	その他	451	451
1045	文部科学省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	令和5年度	取崩し型	補助	1499	1499
1046	文部科学省	－	文化芸術活動基盤強化基金	クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業	独立行政法人日本芸術文化振興会	令和5年度	取崩し型	補助	60	60
1047	厚生労働省	－	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者救済基金	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	平成19年度	取崩し型	その他	18	18
1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	社会保険診療報酬支払基金	平成23年度	複合型	補助	658	658
1049	厚生労働省	－	ハンセン病元患者家族補償金支払基金	ハンセン病元患者家族補償金支給等業務費交付金	独立行政法人福祉医療機構	令和元年度	取崩し型	補助	47	47
1050	厚生労働省	－	医療情報化支援基金	医療提供体制設備整備交付金	社会保険診療報酬支払基金	令和元年度	取崩し型	補助	909	909
1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター	令和2年度	取崩し型	補助	7852	7852

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1052	厚生労働省	－	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発推進事業	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和2年度	取崩し型	その他	64	64
1053	厚生労働省	－	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	独立行政法人労働者健康安全機構	令和3年度	取崩し型	補助	950	950
1054	厚生労働省	－	抗菌薬原薬国産化支援基金	抗菌薬原薬国産化事業	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	令和4年度	取崩し型	補助	553	553
1055	農林水産省	－	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	平成24年度	取崩し型	補助	0	0
1056	農林水産省	－	食品等流通合理化対策債務保証事業基金	食品等流通合理化対策債務保証事業	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	平成3年度	保有型	債務保証	10	9
1057	農林水産省	－	食品等流通合理化緊急対策事業資金	食品等流通合理化緊急対策事業	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	平成4年度	回転型	貸付け	6	6
1058	農林水産省	－	中堅外食事業者資金融通円滑化基金	中堅外食事業者資金融通円滑化事業	一般社団法人日本フードサービス協会	令和2年度	保有型	債務保証	5	4
1059	農林水産省	－	野菜生産出荷安定資金	野菜価格安定対策事業	独立行政法人農畜産業振興機構	昭和42年度	取崩し型	補塡	458	154
1060	農林水産省	－	施設園芸等燃料価格高騰対策基金	施設園芸等燃料価格高騰対策	一般社団法人日本施設園芸協会	平成24年度	取崩し型	補塡	107	107

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1061	農林水産省	－	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策基金	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業	熊本県い業生産販売振興協会	平成26年度	取崩し型	補塡	2	2
1062	農林水産省	－	産地パワーアップ事業基金	産地生産基盤パワーアップ事業	公益財団法人日本特産農産物協会	平成27年度	取崩し型	補助	234	234
1063	農林水産省	－	さとうきび増産基金	甘味資源作物安定生産体制確立事業	公益社団法人鹿児島県糖業振興協会、公益社団法人沖縄県糖業振興協会、宮崎県農業再生協議会、鹿児島県農業再生協議会	平成24年度	取崩し型	補助	13	13
1064	農林水産省	－	肥料原料備蓄対策事業基金	肥料原料備蓄対策事業	一般財団法人肥料経済研究所	令和4年度	取崩し型	補助	155	155
1065	農林水産省	－	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	公益社団法人中央畜産会	平成27年度	取崩し型	補助、利子助成	524	524
1066	農林水産省	－	異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	公益社団法人配合飼料供給安定機構	昭和49年度	取崩し型	補塡、貸付け	221	181
1067	農林水産省	－	畜産経営維持安定特別対策基金	畜産経営維持安定特別対策事業	一般社団法人全国畜産経営安定基金協会	平成14年度	取崩し型	補助	5	5
1068	農林水産省	－	馬産地再活性化基金	馬産地再活性化緊急対策事業	地方共同法人地方競馬全国協会	平成21年度	取崩し型	補助、利子助成、債務保証	3	3

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1069	農林水産省	-	鶏卵生産者経営安定対策基金	鶏卵生産者経営安定対策事業	一般社団法人日本養鶏協会	令和2年度	取崩し型	補助、補塡	73	73
1070	農林水産省	-	認定農業者等経営支援基金	省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業	一般社団法人全国農業会議所	平成20年度	取崩し型	利子助成	9	9
1071	農林水産省	-	認定農業者等経営支援基金	雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業	一般社団法人全国農業会議所	平成21年度	取崩し型	利子助成	15	15
1072	農林水産省	-	担い手支援貸付原資基金	農地保有合理化促進事業	公益社団法人全国農地保有合理化協会	平成19年度	回転型	貸付け	0	0
1073	農林水産省	-	担い手経営発展支援基金	担い手経営発展支援金融対策事業	公益財団法人農林水産長期金融協会	平成27年度	取崩し型	利子助成	83	83
1074	農林水産省	-	農業経営収入保険特約補塡資金	農業経営収入保険特約補塡金造成費交付金	全国農業共済組合連合会	平成30年度	取崩し型	補塡、貸付け	341	22
1075	農林水産省	-	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型農林水産研究開発事業	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	令和元年度	取崩し型	その他	40	40
1076	農林水産省	-	貸付事業資金	貸付事業	公益財団法人海外漁業協力財団	昭和48年度	回転型	貸付け	3	3

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1077	農林水産省	－	防除事業資金	漁場油濁被害対策（平成27年度まで：防除清掃費助成事業資金）	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	昭和50年度	取崩し型	補助	3	1
1078	農林水産省	－	防除事業資金	漁場油濁被害対策（平成27年度まで：防除費準備預金）	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	昭和52年度	取崩し型	補助	0	0
1079	農林水産省	－	損失及び買取資金貸付事業資金	水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業	公益財団法人水産物安定供給推進機構	昭和51年度	回転型	貸付け	18	18
1080	農林水産省	－	国産水産物需給変動調整事業資金	水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業	公益財団法人水産物安定供給推進機構	昭和52年度	取崩し型	補助	0	0
1081	農林水産省	－	国際漁業等再編対策事業資金	国際漁業等再編対策事業	一般社団法人大日本水産会	平成元年度	取崩し型	補助	37	37
1082	農林水産省	－	担い手代船取得支援リース料助成基金	担い手代船取得支援リース事業	一般社団法人大日本水産会	平成17年度	取崩し型	補助、利子助成	0	0
1083	農林水産省	－	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	全国漁業共済組合連合会	平成20年度	取崩し型	補助、補塡	740	460

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1084	農林水産省	－	水産業体質強化総合対策事業基金（漁業構造改革総合対策事業勘定）	漁業構造改革総合対策事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	平成21年度	回転型	補助	88	88
1085	農林水産省	－	水産業体質強化総合対策事業基金	鯨類資源持続的利用支援調査事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	平成28年度	回転型	補助	10	10
1086	農林水産省	－	有害生物漁業被害防止総合対策基金	有害生物漁業被害防止総合対策事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	平成20年度	複合型	補助	5	5
1087	農林水産省	－	漁業経営セーフティーネット構築等事業基金	漁業経営セーフティーネット構築事業	一般社団法人漁業経営安定化推進協会	平成22年度	取崩し型	補塡	496	269
1088	農林水産省	－	韓国・中国等外国漁船操業対策基金	韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団	平成25年度	取崩し型	補助	55	55
1089	農林水産省	－	沖縄漁業基金	沖縄漁業基金事業、沖縄漁業安定基金事業	公益財団法人沖縄県漁業振興基金	平成25年度	取崩し型	補助、利子助成	26	26
1090	農林水産省	－	水産業競争力強化基金	水産業競争力強化緊急事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	平成27年度	取崩し型	補助、利子助成	380	380
1091	農林水産省	－	資源管理・漁業革新推進基金 （資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）	漁業構造改革総合対策事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	令和2年度	取崩し型	補助	195	195

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1092	農林水産省	－	加工原料乳生産者積立金	加工原料乳生産者経営安定対策事業	ホクレン農業協同組合連合会等9団体	平成13年度	取崩し型	補助	12	4
1093	農林水産省	－	畜産高度化支援リース基金	畜産高度化支援リース事業	一般財団法人畜産環境整備機構	平成22年度	回転型	貸付け	87	87
1094	農林水産省	－	貸付機械取得資金	食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	平成元年度	回転型	貸付け	12	6
1095	農林水産省	－	生産者積立金	肉用子牛生産者補給金	公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会等47団体	平成3年度	取崩し型	補助	91	45
1096	農林水産省	－	畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金	畜産経営維持緊急支援資金融通事業	一般社団法人畜産生産者団体協議会	平成21年度	取崩し型	補助、利子助成	13	13
1097	農林水産省	－	調整資金	調整資金	独立行政法人農畜産業振興機構	平成3年度	取崩し型	補助、調査等	571	571
1098	農林水産省	－	畜産業振興資金	畜産業振興資金	独立行政法人農畜産業振興機構	平成15年度	複合型	補助、補填	1990	1824
1099	農林水産省	－	家畜飼料費高騰対応農林漁業信用基金交付金	家畜飼料費高騰対応農林漁業信用基金交付金交付事業	独立行政法人農林漁業信用基金	平成20年度	取崩し型	その他	0	0
1100	農林水産省	－	農業信用保険事業交付金	融資保険基盤強化事業交付金交付事業	独立行政法人農林漁業信用基金	平成22年度	取崩し型	その他	0	0

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1101	農林水産省	-	農業信用保険事業交付金	農業信用保証保険基盤安定事業	独立行政法人農林漁業信用基金	平成25年度	取崩し型	その他	0	0
1102	農林水産省	-	農業信用保険事業交付金	農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））	独立行政法人農林漁業信用基金	平成28年度	取崩し型	その他	2	2
1103	農林水産省	-	農業経営金融支援対策費補助金	農業経営維持支援緊急保証事業	熊本県農業信用基金協会他19協会	平成21年度	取崩し型	その他	1	1
1104	農林水産省	-	農業経営金融支援対策費補助金	農業信用保証保険基盤安定事業	鹿児島県農業信用基金協会他12協会	平成25年度	取崩し型	その他	0	0
1105	農林水産省	-	農業経営金融支援対策費補助金	農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業	岩手県農業信用基金協会他2協会	平成23年度	取崩し型	その他	0	0
1106	農林水産省	-	農業経営金融支援対策費補助金	農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））	熊本県農業信用基金協会他17協会	平成28年度	取崩し型	その他	0	0
1107	農林水産省	-	林業信用保証事業交付金	林業信用保証事業交付金	独立行政法人農林漁業信用基金	平成15年度	取崩し型	その他	7	7

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1108	農林水産省	－	漁業緊急保証対策事業交付金	漁業緊急保証対策事業交付金	独立行政法人農林漁業信用基金	平成21年度	取崩し型	その他	33	33
1109	農林水産省	－	漁業緊急保証対策事業	漁業緊急保証対策事業	全国漁業信用基金協会他3漁業信用基金協会	平成21年度	取崩し型	その他	13	13
1110	経済産業省	－	環境・安全等対策基金	環境保全・構造改善促進利子補給事業	一般社団法人全国石油協会	昭和48年度	取崩し型	利子助成	24	24
1111	経済産業省	－	揮発油販売業経営合理化基金	揮発油販売業の信用保証事業等	一般社団法人全国石油協会	昭和53年度	複合型	債務保証	62	54
1112	経済産業省	－	航空機国際共同開発促進基金	開発助成金交付事業	公益財団法人航空機国際共同開発促進基金	昭和61年度	取崩し型	補助、利子助成	144	60
1113	経済産業省	－	特定鉱害復旧事業等基金	特定鉱害復旧事業	公益財団法人特定鉱害復旧事業センター等12法人	平成13年度	運用型	その他	255	189
1114	経済産業省	－	経営安定関連保証等特別基金	経営安定関連保証等対策費補助事業	一般社団法人全国信用保証協会連合会	平成12年度	取崩し型	補助、補塡、貸付け	1兆2657	1兆2657
1115	経済産業省	－	制度改革促進基金	資金供給円滑化信用保証協会等補助事業	島根県信用保証協会他4団体	平成13年度	取崩し型	補塡	5	5
1116	経済産業省	－	革靴製造業基盤強化特別対策事業基金	革靴製造業基盤強化特別対策事業	特定非営利活動法人日本靴工業会	平成17年度	取崩し型	利子助成、その他	0	0

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1117	経済産業省	－	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	革靴製造業事業基盤強化支援事業	一般社団法人日本皮革産業連合会	平成17年度	取崩し型	利子助成、その他	0	0
1118	経済産業省	－	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	革靴製造業競争力強化事業	一般社団法人日本皮革産業連合会	平成27年度	取崩し型	補助、その他	14	14
1119	経済産業省	－	皮革製造業再編特別対策事業基金	皮革製造業再編特別対策事業	一般社団法人日本タンナーズ協会	平成17年度	取崩し型	補助、その他	4	2
1120	経済産業省	－	皮革製造業再編特別対策事業基金	皮革製造業競争力強化事業	一般社団法人日本タンナーズ協会	平成27年度	取崩し型	補助、利子助成、その他	21	21
1121	経済産業省	－	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業基盤強化特別振興事業	一般社団法人日本皮革産業連合会	平成18年度	取崩し型	補助、その他	51	15
1122	経済産業省	－	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業競争力強化事業	一般社団法人日本皮革産業連合会	平成27年度	取崩し型	補助、その他	2	2
1123	経済産業省	－	環境対応車普及促進基金	国内立地推進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	平成23年度	取崩し型	補助	0	0
1124	経済産業省	－	省エネルギー設備導入促進基金	省エネルギー設備導入促進リース事業（低炭素リース信用保険）	一般社団法人低炭素投資促進機構	平成22年度	保有型	債務保証、その他	66	66
1125	経済産業省	－	省エネルギー設備導入促進基金	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	一般社団法人低炭素投資促進機構	平成24年度	取崩し型	補助	0	0

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1126	経済産業省	－	中小企業災害復旧基金	中小企業災害復旧資金利子補給事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	平成23年度	取崩し型	利子助成	0	0
1127	経済産業省	－	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業	一般社団法人低炭素投資促進機構	平成24年度	取崩し型	補助	0	0
1128	経済産業省	－	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金	独立行政法人中小企業基盤整備機構	平成24年度	取崩し型	補助	117	117
1129	経済産業省	－	先端設備等導入促進補償制度推進基金	リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業	一般社団法人低炭素投資促進機構	平成25年度	保有型	補塡	46	46
1130	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成27年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	平成27年度	取崩し型	補助	0	0
1131	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成28年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	平成28年度	取崩し型	補助	0	0
1132	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成29年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	平成29年度	取崩し型	補助	0	0

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1133	経済産業省	－	廃炉・汚染水・処理水対策基金（平成30年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水・処理水対策事業	公益財団法人原子力安全技術センター	平成30年度	取崩し型	補助	353	353
1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	平成27年度	取崩し型	補助	0	0
1135	経済産業省	－	ムーンショット型研究開発基金	ムーンショット型研究開発事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成30年度	取崩し型	その他	302	302
1136	経済産業省	－	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和元年度	取崩し型	補助、その他	1兆1083	1兆1083
1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	令和元年度	取崩し型	利子助成	839	839
1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	令和2年度	取崩し型	利子助成	1223	1223
1139	経済産業省	－	革新的研究開発推進基金	創薬ベンチャーエコシステム強化事業	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	令和3年度	取崩し型	補助	3489	3489
1140	経済産業省	－	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	令和2年度	取崩し型	補助	4216	4216

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1141	経済産業省	－	国内投資促進基金	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	令和3年度	取崩し型	補助	985	985
1142	経済産業省	－	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	令和3年度	取崩し型	補助	3274	3274
1143	経済産業省	－	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和2年度	取崩し型	補助、その他	2兆5041	2兆5041
1144	経済産業省	－	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	令和3年度	取崩し型	補助	1兆5179	1兆5179
1145	経済産業省	－	特定半導体基金	特定半導体基金事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和3年度	取崩し型	補助	1兆3496	1兆3496
1146	経済産業省	－	処理水風評影響対策基金	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業	公益財団法人水産物安定供給推進機構	令和4年度	取崩し型	補助、その他	264	264
1147	経済産業省	－	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和3年度	取崩し型	その他	2394	2394
1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	一般社団法人全国石油協会	令和3年度	取崩し型	補助	1兆3016	1兆3016

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1149	経済産業省	-	ディープテック・スタートアップ支援基金	ディープテック・スタートアップ支援事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	959	959
1150	経済産業省	-	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	令和4年度	取崩し型	補助	848	848
1151	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（永久磁石）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	251	251
1152	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（工作機械及び産業用ロボット）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	483	483
1153	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（航空機の部品）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	743	743
1154	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（半導体）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	7972	7972
1155	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（クラウドプログラム）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	1290	1290
1156	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（蓄電池）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	5950	5950
1157	経済産業省	-	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（電子部品）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和5年度	取崩し型	補助	211	211

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1158	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（可燃性天然ガス）	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	令和4年度	取崩し型	補助	449	449
1159	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（重要鉱物）	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	令和4年度	取崩し型	補助	1058	1058
1160	経済産業省	－	バイオものづくり革命推進基金	バイオものづくり革命推進事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	令和4年度	取崩し型	補助	2993	2993
1161	経済産業省	－	処理水影響対策支援基金	ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業	一般社団法人漁業経営安定化推進協会	令和4年度	取崩し型	補助	497	497
1162	経済産業省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	令和5年度	取崩し型	補助	1259	1259
1163	国土交通省	－	信用・指導基金	信用・指導基金（建設業に関する事業）	一般財団法人建設業振興基金	昭和50年度	保有型	補助、利子助成、調査等、債務保証	67	17
1164	国土交通省	－	信用・指導基金	信用・指導基金（不動産に関する事業）	公益財団法人不動産流通推進センター	昭和55年度	保有型	利子助成、調査等、債務保証	25	5
1165	国土交通省	－	建設業安定化基金	建設業緊急安定化事業	一般財団法人建設業振興基金	平成10年度	保有型	補助、調査等、債務保証	141	67

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1166	国土交通省	-	建設業債権保全基金	下請債権保全支援事業	一般財団法人建設業振興基金	平成21年度	取崩し型	補助、補塡	28	28
1167	国土交通省	-	耐震・環境不動産支援基金	耐震・環境不動産形成促進事業	一般社団法人環境不動産普及促進機構	平成24年度	回転型	出資	261	261
1168	国土交通省	-	街なか居住再生ファンド	街なか居住再生ファンド	公益社団法人全国市街地再開発協会	平成17年度	回転型	出資	15	15
1169	国土交通省	-	まち再生基金	まち再生出資事業	一般財団法人民間都市開発推進機構	平成17年度	回転型	出資	59	59
1170	国土交通省	-	利根川・荒川水源地域対策基金基本基金	利根川・荒川水源地域対策基金基本基金	公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	昭和51年度	運用型	その他	10	5
1171	国土交通省	-	木曽三川水源地域対策基金基本基金	木曽三川水源地域対策基金基本基金	公益財団法人木曽三川水源地域対策基金	昭和52年度	運用型	その他	3	1
1172	国土交通省	-	豊川水源基金基本基金	豊川水源基金基本基金	公益財団法人豊川水源基金	昭和55年度	運用型	その他	3	1
1173	国土交通省	-	矢作川水源基金基本基金	矢作川水源基金基本基金	公益財団法人矢作川水源基金	昭和55年度	運用型	その他	0	0
1174	国土交通省	-	筑後川水源地域対策基金基本基金	筑後川水源地域対策基金基本基金	公益財団法人筑後川水源地域対策基金	昭和57年度	運用型	その他	5	2

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1175	国土交通省	-	吉野川水源地域対策基金基本基金	吉野川水源地域対策基金基本基金	公益財団法人吉野川水源地域対策基金	昭和60年度	運用型	その他	3	1
1176	国土交通省	-	住宅金融円滑化緊急対策事業	優良住宅取得支援制度の拡充による経済対策事業	独立行政法人住宅金融支援機構	平成21年度	取崩し型	その他	309	309
1177	国土交通省	-	住宅金融円滑化緊急対策事業	優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進	独立行政法人住宅金融支援機構	平成23年度	取崩し型	その他	33	33
1178	国土交通省	-	災害復興住宅融資等緊急対策事業	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	独立行政法人住宅金融支援機構	平成23年度	取崩し型	その他	0	0
1179	国土交通省	-	住宅保証基金	住宅保証基金	一般財団法人住宅保証支援機構	平成18年度	保有型	貸付け、その他	105	105
1180	国土交通省	-	高齢者居住安定基金	高齢者居住安定基金	一般財団法人高齢者住宅財団	平成13年度	保有型	債務保証	4	4
1181	国土交通省	-	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	平成25年度	取崩し型	補助	86	86
1182	国土交通省	-	交通遺児に対する奨学金貸与事業	交通遺児に対する奨学金貸与事業	公益財団法人交通遺児育英会	昭和44年度	回転型	貸付け	34	23
1183	国土交通省	-	交通遺児育成基金	交通遺児育成基金	公益財団法人交通遺児等育成基金	昭和55年度	取崩し型	補助	10	0

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	基金造成年度	基金事業の運営形態	事業内容	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1184	環境省	－	債務保証基金	債務保証事業	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	平成4年度	保有型	債務保証	19	12
1185	環境省	－	産業廃棄物適正処理推進基金（補助率7/10）	産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	平成10年度	取崩し型	補助	14	12
1186	環境省	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	ＰＣＢ廃棄物対策推進費補助金	独立行政法人環境再生保全機構	平成13年度	取崩し型	補助	224	112
1187	環境省	－	石綿健康被害救済基金	－	独立行政法人環境再生保全機構	平成17年度	取崩し型	その他	749	91
1188	環境省	－	土壌汚染対策基金	土壌汚染対策事業	公益財団法人日本環境協会	平成14年度	取崩し型	補助	14	1
1189	環境省	－	地域脱炭素化出資事業基金	地域脱炭素化出資事業	一般社団法人グリーンファイナンス推進機構	平成25年度	回転型	出資	121	121
1190	防衛省	－	合衆国軍隊事故被害者救済融資基金	合衆国軍隊事故被害者救済融資事業	公益社団法人隊友会	平成25年度	回転型	貸付け	1	1
1191	防衛省	－	防衛装備移転円滑化基金	防衛装備移転円滑化事業	公益財団法人防衛基盤整備協会	令和5年度	取崩し型	補助	399	399
計　191基金									18兆7969	18兆5388

注(1)　令和5年度末時点の状況を示す基金シートのシート番号等の順に記載している。
注(2)　農林水産省所管の地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金（1055番）、食品等流通合理化対策債務保証事業基金（1056番）及び食品等流通合理化緊急対策事業資金（1057番）の基金設置団体である公益財団法人食品等流通合理化促進機構は、令和7年10月1日に公益財団法人食品等持続的供給推進機構に名称変更している。

別図表5　都道府県に設置造成されている基金（令和5年度末時点）

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2001	内閣府本府	－	沖縄県土地開発基金	沖縄県土地開発基金造成費補助金	昭和48年度	1	回転型	貸付け	1	63	32
2002	内閣府本府	－	沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業	沖縄振興特別推進交付金	平成24年度	1	取崩し型	その他	1	9	7
2003	内閣府本府	－	沖縄県産業振興基金	沖縄県産業振興基金造成費補助金、沖縄特別振興対策調整費	昭和63年度	1	運用型	補助、調査等	1	110	110
2004	内閣府本府	－	沖縄県不発弾等対策安全基金	沖縄県不発弾等対策安全事業補助金	平成20年度	1	複合型	補助、調査等	1	8	7
2005	内閣府本府	総務省	地域活性化・生活対策臨時交付金基金	地域活性化・生活対策臨時交付金	平成20年度	1	その他	補助、補塡、利子助成	1	0	0
2006	内閣府本府	総務省	地域活性化・経済危機対策臨時交付金基金	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	平成21年度	3	その他	補助、補塡、利子助成	3	0	0
2007	内閣府本府	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	令和2年度	31	その他	補助、補塡、利子助成、調査等、貸付け、債務保証、その他	32	681	568
2008	内閣府本府	－	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金	沖縄県交通方法変更対策特別交付金	昭和54年度	1	回転型	貸付け	1	10	10
2009	内閣府本府	－	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	平成23年度	1	取崩し型	補助、調査等	3	37	37

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2010	内閣府本府	－	北方領土隣接地域振興等基金	北方領土隣接地域振興等基金造成費補助金	昭和58年度	1	複合型	補助	1	83	66
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	平成20年度	44	取崩し型	補助	44	972	971
2012	復興庁	厚生労働省	生活拠点形成交付金基金	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）	平成25年度	1	取崩し型	補助	1	3	3
2013	復興庁	国土交通省	生活拠点形成交付金基金	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）	平成25年度	1	取崩し型	補助	1	63	63
2014	復興庁	－	福島原子力災害復興交付金基金	福島原子力災害復興交付金	平成26年度	1	取崩し型	補助	1	718	718
2015	復興庁	文部科学省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	平成27年度	1	取崩し型	補助	1	2	2
2016	復興庁	農林水産省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	平成27年度	1	取崩し型	補助	1	237	237
2017	復興庁	国土交通省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	平成27年度	1	取崩し型	補助	1	12	12
2018	復興庁	－	福島県民健康管理基金	福島再生加速化交付金	平成29年度	1	取崩し型	補助	1	3	3

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2019	復興庁	厚生労働省	緊急雇用創出基金	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	平成23年度	3	取崩し型	補助	3	414	414
2020	復興庁	厚生労働省	地域医療再生基金	地域医療再生臨時特例交付金	平成23年度	1	取崩し型	補助、貸付け	1	64	64
2021	復興庁	農林水産省	福島県原子力災害等復興基金	福島県営農再開支援事業推進費補助金	平成24年度	1	取崩し型	補助	1	16	16
2022	復興庁	農林水産省	被災農業者支援基金	原子力被災12市町村農業者支援事業補助金	平成28年度	1	取崩し型	補助	1	9	9
2023	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	地域経済産業復興立地推進事業費補助金	平成23年度	1	取崩し型	補助、利子助成	1	27	27
2024	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	医療機器産業拠点整備等事業費補助金	平成24年度	1	取崩し型	補助	1	3	3
2025	復興庁	経済産業省	事業再開・帰還促進基金	被災事業者自立支援事業費補助金	平成27年度	1	取崩し型	補助	2	44	44
2026	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業費補助金	平成23年度	1	取崩し型	補助	1	0	0
2027	復興庁	環境省	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	平成23年度	1	取崩し型	補助	1	1	1

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2028	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	平成23年度	1	取崩し型	補助	1	636	636
2029	復興庁	環境省	福島県原子力災害等復興基金	放射線影響等研究開発拠点整備費等補助金	平成24年度	1	取崩し型	補助、調査等	1	9	9
2030	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	平成25年度	1	取崩し型	補助	1	38	38
2031	復興庁	環境省	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金	平成26年度	1	取崩し型	補助	1	332	332
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	平成20年度	43	取崩し型	補助	43	27	27
2033	文部科学省	－	ＧＩＧＡスクール構想加速化基金	公立学校情報機器整備事業費補助金	令和5年度	43	取崩し型	補助	43	765	765
2034	文部科学省	－	福島県原子力災害等復興基金	放射線医学研究開発拠点整備費等補助金	平成23年度	1	取崩し型	補助	1	6	6
2035	文部科学省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	平成29年度	1	取崩し型	補塡	1	6	6
2036	文部科学省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	昭和57年度	1	回転型	貸付け	1	0	0

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2037	厚生労働省	－	医療施設耐震化臨時特例基金	医療施設耐震化臨時特例交付金	平成21年度	1	取崩し型	補助	1	0	0
2038	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（医療分）	医療介護提供体制改革推進交付金	平成26年度	44	取崩し型	補助	44	1769	1187
2039	厚生労働省	－	財政安定化基金	財政安定化基金負担金	平成12年度	44	複合型	補助、貸付け	44	1134	379
2040	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（介護分）	医療介護提供体制改革推進交付金	平成27年度	44	取崩し型	補助	44	949	633
2041	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地域介護対策支援臨時特例交付金	平成27年度	38	取崩し型	補助	38	373	252
2042	厚生労働省	－	後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療給付費等国庫負担金	平成20年度	44	複合型	補助、貸付け	44	1511	513
2043	厚生労働省	－	国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金	平成14年度	1	回転型	貸付け	1	7	3
2044	厚生労働省	－	国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険財政安定化基金補助金	平成27年度	44	複合型	補助、貸付け	44	3216	1677
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	平成25年度	44	取崩し型	補助	44	94	94

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2046	農林水産省	－	農業改良資金	農業改良資金助成補助金	昭和31年度	30	回転型	貸付け	30	1	0
2047	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村地域整備開発促進費補助金	平成5年度	39	運用型	補助	39	248	82
2048	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全推進事業	農村地域整備開発促進費補助金	平成10年度	34	運用型	補助	34	128	42
2049	農林水産省	－	林業・木材産業改善資金	林業・木材産業改善資金造成費補助金	昭和51年度	43	回転型	貸付け	43	89	59
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	平成8年度	12	回転型	貸付け	12	2	1
2051	農林水産省	－	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	平成14年度	34	取崩し型	補助	34	18	18
2052	農林水産省	－	森林整備加速化・林業再生基金	森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金	平成21年度	2	複合型	補助、調査等、貸付け	2	2	2
2053	農林水産省	－	沿岸漁業改善資金	沿岸漁業改善資金造成費補助金	昭和54年度	36	回転型	貸付け	36	114	74

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	昭和56年度	14	複合型	補助、補塡、利子助成、調査等、貸付け、その他	56	324	231
2055	経済産業省	－	産炭地域環境整備基金	産炭地域活性化事業費補助金	平成7年度	3	複合型	補助、利子助成、調査等	3	16	10
2056	経済産業省	－	福島特定原子力施設地域振興交付金基金	福島特定原子力施設地域振興交付金	平成27年度	1	取崩し型	調査等、その他	27	52	52
2057	経済産業省	－	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	平成27年度	3	取崩し型	補助、補塡、調査等	5	13	13
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	平成元年度	39	複合型	補助	39	153	49
2059	環境省	－	福島県民健康管理基金	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	平成23年度	1	取崩し型	補助、調査等、その他	1	445	378
2060	環境省	－	茨城県原子力安全等推進基金	放射線影響調査等交付金	平成11年度	1	取崩し型	調査等、その他	1	1	1
2061	環境省	－	令和元年房総半島台風および令和元年東日本台風における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	令和2年度	1	取崩し型	補助	1	0	0

（単位：県基金、億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	基金事業の運営形態	事業内容	県基金数	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2062	環境省	－	令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	令和5年度		取崩し型	補助			
2063	防衛省	－	再編関連特別地域整備事業により造成された基金	再編関連特別地域整備事業	平成27年度	1	取崩し型	その他	1	94	94
計 63基金									869	1兆6188	1兆1119

注(1)　令和5年度末時点の状況を示す執行状況表のシート番号等の順に記載している。
注(2)　新潟、富山、石川各県に設置造成されている基金を除いて集計している。そして、令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理基金（2062番）は、石川県のみに設置造成されている基金であるため、令和5年度末時点における都道府県数、基金数及び基金保有額の欄に斜線を付している。
注(3)　生活拠点形成交付金基金（2012番、2013番）及び帰還・移住等環境整備交付金基金（2015番、2016番、2017番）については、同一の執行状況表で公表されているが、複数の府省庁が基金の原資となる国庫補助金等を交付し、当該府省庁ごとに区分経理されていることから、当該府省庁ごとに分けて整理している。

別図表6　国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとの基金法人等に設置造成されている基金に係る国庫補助金等の交付額

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1001	内閣府本府	－	革新的研究開発推進基金	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業	100	2	52	83	368	605
1002	内閣府本府	－	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	－	－	1504	3	3	1510
1003	内閣府本府	文部科学省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省）	－	－	－	694	－	694
1004	内閣府本府	農林水産省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（農林水産省）	－	－	－	467	－	467
1005	内閣府本府	経済産業省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（経済産業省）	－	－	－	542	－	542
1006	内閣府本府	厚生労働省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（厚生労働省）	－	－	－	52	－	52
1007	内閣府本府	国土交通省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）	－	－	－	303	－	303
1008	こども家庭庁	－	旧優生保護法補償金等支払基金	旧優生保護法補償金等支給等業務費交付金	118	－	－	－	－	118
1009	復興庁	－	被災者住宅再建支援対策給付基金	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	50	－	－	－	－	50
1013	復興庁	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業交付金	漁業者等緊急保証対策事業交付金	4	4	0	0	1	11
1014	復興庁	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業	漁業者等緊急保証対策事業	2	2	1	1	1	9
1016	復興庁	経済産業省	福島相双復興官民合同チーム相談支援基金	官民合同チーム専門家支援事業	－	－	14	－	10	25

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1017	復興庁	経済産業省	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業	88	－	215	140	140	584
1019	総務省	－	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	－	1787	316	－	5163	7267
1020	総務省	－	革新的情報通信技術研究開発推進基金	Beyond 5G研究開発促進事業	－	300	－	－	－	300
1021	総務省	－	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	－	－	500	－	100	600
1022	総務省	－	デジタルインフラ整備基金	自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業	－	－	－	－	205	205
1023	総務省	－	情報通信研究開発基金	革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業	－	－	－	662	340	1002
1024	総務省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	－	－	－	－	240	240
1025	外務省	－	アジア文化交流強化基金	アジア文化交流強化事業	－	－	－	－	400	400
1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	972	979	1089	1135	1702	5878
1029	文部科学省	－	学資支給基金	給付型奨学金事業	140	－	－	－	－	140
1030	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型研究開発プログラム	16	16	696	29	1551	2309
1031	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	－	－	515	－	－	515
1032	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	大学発医療系スタートアップ支援プログラム	－	－	－	－	152	152

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1033	文部科学省	－	創発的研究推進基金	創発的研究支援事業	500	134	53	554	8	1249
1034	文部科学省	－	創発的研究推進基金	博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保	－	173	347	33	534	1088
1035	文部科学省	－	創発的研究推進基金	国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（次世代ＡＩ人材育成プログラム）	－	－	－	－	213	213
1036	文部科学省	－	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	－	－	1250	1250	－	2500
1037	文部科学省	－	大学等成長分野転換支援基金	大学・高専機能強化支援事業	－	－	－	3002	－	3002
1038	文部科学省	－	地域中核研究大学等強化促進基金	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業	－	－	－	1498	－	1498
1039	文部科学省	－	大学発新産業創出基金	大学発新産業創出基金事業	－	－	－	987	－	987
1040	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進事業	－	－	－	440	1	441
1041	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業	－	－	－	66	570	636
1042	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	日ＡＳＥＡＮ科学技術・イノベーション協働連携	－	－	－	－	145	145
1043	文部科学省	－	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進プログラム	－	－	－	60	－	60
1044	文部科学省	－	革新的ＧＸ技術創出事業基金	革新的ＧＸ技術創出事業（GteX）	－	－	－	495	－	495
1045	文部科学省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	－	－	－	－	1500	1500

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1046	文部科学省	－	文化芸術活動基盤強化基金	クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業	－	－	－	－	60	60
1047	厚生労働省	－	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者救済基金	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金	－	－	－	22	－	22
1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	748	1221	1328	1175	1179	5653
1049	厚生労働省	－	ハンセン病元患者家族補償金支払基金	ハンセン病元患者家族補償金支給等業務費交付金	175	－	－	－	－	175
1050	厚生労働省	－	医療情報化支援基金	医療提供体制設備整備交付金	300	768	－	735	289	2092
1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	－	9846	2兆9595	4750	－	4兆4191
1052	厚生労働省	－	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発推進事業	－	500	1	1	1	505
1053	厚生労働省	－	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	－	－	1726	－	－	1726
1054	厚生労働省	－	抗菌薬原薬国産化支援基金	抗菌薬原薬国産化事業	－	－	－	552	－	552
1056	農林水産省	－	食品等流通合理化対策債務保証事業基金	食品等流通合理化対策債務保証事業	－	11	－	－	－	11
1058	農林水産省	－	中堅外食事業者資金融通円滑化基金	中堅外食事業者資金融通円滑化事業	－	11	1	－	－	12
1059	農林水産省	－	野菜生産出荷安定資金	野菜価格安定対策事業	30	108	137	146	55	478
1060	農林水産省	－	施設園芸等燃料価格高騰対策基金	施設園芸等燃料価格高騰対策	－	－	－	84	45	129
1062	農林水産省	－	産地パワーアップ事業基金	産地生産基盤パワーアップ事業	99	49	45	1	－	196

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1063	農林水産省	－	さとうきび増産基金	甘味資源作物安定生産体制確立事業	7	19	7	7	7	49
1064	農林水産省	－	肥料原料備蓄対策事業基金	肥料原料備蓄対策事業	－	－	－	159	0	160
1065	農林水産省	－	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	270	264	151	30	－	716
1066	農林水産省	－	異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	－	－	230	917	－	1147
1069	農林水産省	－	鶏卵生産者経営安定対策基金	鶏卵生産者経営安定対策事業	－	51	51	31	27	162
1073	農林水産省	－	担い手経営発展支援基金	担い手経営発展支援金融対策事業	－	17	－	－	－	17
1074	農林水産省	－	農業経営収入保険特約補塡資金	農業経営収入保険特約補塡金造成費交付金	163	150	61	22	192	590
1075	農林水産省	－	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型農林水産研究開発事業	50	1	31	1	21	105
1081	農林水産省	－	国際漁業等再編対策事業資金	国際漁業等再編対策事業	1	－	－	－	－	1
1083	農林水産省	－	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	274	940	787	575	421	2999
1087	農林水産省	－	漁業経営セーフティーネット構築等事業基金	漁業経営セーフティーネット構築事業	－	－	187	346	382	916
1088	農林水産省	－	韓国・中国等外国漁船操業対策基金	韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	50	40	30	25	20	165
1089	農林水産省	－	沖縄漁業基金	沖縄漁業基金事業、沖縄漁業安定基金事業	20	30	20	15	20	105
1090	農林水産省	－	水産業競争力強化基金	水産業競争力強化緊急事業	230	150	46	19	80	526

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1091	農林水産省	－	資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）	漁業構造改革総合対策事業	－	92	84	90	82	349
1092	農林水産省	－	加工原料乳生産者積立金	加工原料乳生産者経営安定対策事業	3	0	－	20	30	55
1095	農林水産省	－	生産者積立金	肉用子牛生産者補給金	9	11	11	11	11	55
1097	農林水産省	－	調整資金	調整資金	352	352	407	352	372	1838
1098	農林水産省	－	畜産業振興資金	畜産業振興資金	79	231	56	743	163	1273
1102	農林水産省	－	農業信用保険事業交付金	農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））	0	1	0	0	0	2
1106	農林水産省	－	農業経営金融支援対策費補助金	農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））	－	0	0	0	0	0
1107	農林水産省	－	林業信用保証事業交付金	林業信用保証事業交付金	2	16	5	3	2	31
1109	農林水産省	－	漁業緊急保証対策事業	漁業緊急保証対策事業	0	0	0	0	0	0
1114	経済産業省	－	経営安定関連保証等特別基金	経営安定関連保証等対策費補助事業	79	1兆2510	60	1888	90	1兆4630
－	経済産業省	－	中小企業再生支援基金	中小企業再生支援利子補給金	－	－	－	－	0	0
1128	経済産業省	－	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金	－	48	－	50	－	98

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
－	経済産業省	－	先端設備等導入促進補償制度推進基金	先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業	－	37	－	－	－	37
1133	経済産業省	－	廃炉・汚染水・処理水対策基金（平成30年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水・処理水対策事業	155	167	125	120	100	667
1135	経済産業省	－	ムーンショット型研究開発基金	ムーンショット型研究開発事業	4	4	44	4	240	297
1136	経済産業省	－	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	1100	900	1100	4850	6772	1兆4723
1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	47	3323	－	－	－	3370
1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	－	1兆5127	－	－	－	1兆5127
1139	経済産業省	－	革新的研究開発推進基金	創薬ベンチャーエコシステム強化事業	－	－	500	2999	－	3499
1140	経済産業省	－	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	－	5168	－	104	－	5272
1141	経済産業省	－	国内投資促進基金	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	－	－	1000	15	－	1015
1142	経済産業省	－	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	－	－	2273	1000	－	3274
1143	経済産業省	－	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	－	2兆0000	－	3000	4564	2兆7564

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1144	経済産業省	－	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	－	1兆1485	6123	6800	999	2兆5408
1145	経済産業省	－	特定半導体基金	特定半導体基金事業	－	－	6170	4500	6322	1兆6992
1146	経済産業省	－	処理水風評影響対策基金	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業	－	－	300	－	－	300
1147	経済産業省	－	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	－	－	1250	1250	－	2500
1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	－	－	4472	5兆6660	1452	6兆2585
1149	経済産業省	－	ディープテック・スタートアップ支援基金	ディープテック・スタートアップ支援事業	－	－	－	1000	－	1000
1150	経済産業省	－	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	－	－	－	752	97	850
1151	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（永久磁石）	－	－	－	253	－	253
1152	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(工作機械及び産業用ロボット)	－	－	－	416	78	494
1153	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（航空機の部品）	－	－	－	417	326	743
1154	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（半導体）	－	－	－	3686	4375	8062
1155	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(クラウドプログラム)	－	－	－	200	1165	1365
1156	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（蓄電池）	－	－	－	3316	2658	5974

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1157	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（電子部品）	－	－	－	－	211	211
1158	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（可燃性天然ガス）	－	－	－	235	329	565
1159	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（重要鉱物）	－	－	－	1058	－	1058
1160	経済産業省	－	バイオものづくり革命推進基金	バイオものづくり革命推進事業	－	－	－	3000	－	3000
1161	経済産業省	－	処理水影響対策支援基金	ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業	－	－	－	500	－	500
1162	経済産業省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	－	－	－	－	1260	1260
1169	国土交通省	－	まち再生基金	まち再生出資事業	55	－	－	－	－	55
1181	国土交通省	－	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	785	1922	1190	356	－	4253
1185	環境省	－	産業廃棄物適正処理推進基金（補助率7/10）	産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業	0	0	0	0	0	3
1186	環境省	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	ＰＣＢ廃棄物対策推進費補助金	1	－	－	－	－	1
1189	環境省	－	地域脱炭素化出資事業基金	地域脱炭素化出資事業	46	48	48	10	－	152
1191	防衛省	－	防衛装備移転円滑化基金	防衛装備移転円滑化事業	－	－	－	－	400	400
計					7133	8兆9031	6兆6220	12兆1798	4兆8267	33兆2451

別図表7　国庫補助金等に係る予算が計上された年度ごとの都道府県に設置造成されている基金に係る国庫補助金等の交付額

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
2002	内閣府本府	－	沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業	沖縄振興特別推進交付金	－	－	－	－	4	4
2007	内閣府本府	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	－	834	209	162	99	1306
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	－	648	669	86	－	1405
－	復興庁	－	東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金	270	3	－	－	－	274
2012	復興庁	厚生労働省	生活拠点形成交付金基金	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）	－	3	－	－	－	3
2015	復興庁	文部科学省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	0	0	1	2	16	21
2016	復興庁	農林水産省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	87	84	128	78	228	607
2017	復興庁	国土交通省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	22	18	3	19	37	100
2018	復興庁	－	福島県民健康管理基金	福島再生加速化交付金	－	－	3	3	3	10
2020	復興庁	厚生労働省	地域医療再生基金	地域医療再生臨時特例交付金	－	－	53	29	23	106
2022	復興庁	農林水産省	被災農業者支援基金	原子力被災12市町村農業者支援事業補助金	－	9	－	－	8	17
2024	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	医療機器産業拠点整備等事業費補助金	－	－	3	2	3	9

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
2025	復興庁	経済産業省	事業再開・帰還促進基金	被災事業者自立支援事業費補助金	44	－	14	15	1	75
2026	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業費補助金	－	－	29	23	20	73
2028	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	492	－	－	－	－	492
2030	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	8	8	8	8	5	37
2033	文部科学省	－	ＧＩＧＡスクール構想加速化基金	公立学校情報機器整備事業費補助金	－	－	－	－	2643	2643
－	文部科学省	－	東京パラリンピック競技大会開催準備基金	東京パラリンピック競技大会開催準備交付金	－	150	－	－	－	150
－	文部科学省	－	新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金	－	560	－	－	－	560
－	文部科学省	－	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金	－	126	－	－	－	126
2035	文部科学省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	－	1	0	0	0	3
2038	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（医療分）	医療介護提供体制改革推進交付金	688	628	571	526	647	3062
2040	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（介護分）	医療介護提供体制改革推進交付金	436	530	549	549	489	2554
2042	厚生労働省	－	後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療給付費等国庫負担金	13	16	16	11	10	68
2044	厚生労働省	－	国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険財政安定化基金補助金	－	0	0	－	0	0

（単位：億円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	国庫補助金等交付額					
					令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	－	－	50	40	30	120
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	41	33	63	73	75	287
2056	経済産業省	－	福島特定原子力施設地域振興交付金基金	福島特定原子力施設地域振興交付金	24	29	30	25	25	135
2057	経済産業省	－	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	－	5	0	0	13	20
－	環境省	－	平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理基金事業	災害等廃棄物処理促進費補助金	1	－	－	－	－	1
－	環境省	－	令和2年7月豪雨における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	－	3	－	－	－	3
2061	環境省	－	令和元年房総半島台風および令和元年東日本台風における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	6	－	－	－	－	6
2062	環境省	－	令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	－	－	－	－	8	8
2063	防衛省	－	再編関連特別地域整備事業により造成された基金	再編関連特別地域整備事業	19	25	21	25	34	126
計					2156	3723	2431	1684	4432	1兆4428

別図表8　予算ごとの国庫補助金等の交付額が1兆円を上回っている基金

（単位：億円）

予算区分	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	国庫補助金等交付額
令和2年度補正予算第3号	1143	経済産業省	－	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	2兆0000
令和2年度補正予算第3号	1144	経済産業省	－	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	1兆1485
令和3年度予備費	1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	2兆0332
令和4年度補正予算第1号	1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	1兆1655
令和4年度補正予算第2号	1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	2兆9271
令和4年度予備費	1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	1兆5733

別図表9　基金法人等に設置造成されている基金に係る基金シートに記載されている基金方式によらざるを得ない理由（「④-4 その他」に該当するもの）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金方式によらざるを得ない理由
1008	こども家庭庁	-	旧優生保護法補償金等支払基金	旧優生保護法補償金等支給等業務費交付金	旧優生保護法補償金等法第40条第1項の規定においては、旧優生保護法補償金等法第39条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金等の支払及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるため、旧優生保護法補償金等支払基金を設けるとされていることから、本事業は、法令上、基金によらざるを得ない。 複数年度にわたる事業であって、支出額は対象者の請求数に依存しているため、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるため、通常の予算措置は困難である。
1019	総務省	-	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	現行システムの状況等により各地方公共団体の標準準拠システムへの移行時期が異なり、複数年度にまたがることから、地方公共団体における計画的・安定的な事業実施のため、複数年度にわたり支援する必要があるため
1021	総務省	-	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	一般に、データセンター等デジタルインフラは通信を常時維持する必要性から、通常の建造物と比較して堅牢性が求められ、その整備には複数年を要する。 また、事業者がデータセンター等デジタルインフラの整備に踏み切る際の経営判断については、短期間に大きく変動する国内外のデータ流通量や技術革新の情勢に大きく左右されることから、毎年度、事業者がどの程度の規模や金額のデータセンターを整備するのかといった点が見通し難く、各年度の所要額をあらかじめ見込むことは困難である。 更に、デジタルインフラの整備については、災害への耐性確保等の観点から、補助の支給決定に当たっては、補助すべき案件かどうかを審査することも必要。 加えて、短期間に情勢が大きく変動するデジタルインフラ整備を効果的に支援するためには、事業者による整備事業決定後、所要の整備費に係る補助を弾力的かつ速やかに支出することが必要
1022	総務省	-	デジタルインフラ整備基金	自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業	当該事業は（略）新東名高速道路等における自動運転レベル4の社会実装に必要となるデジタルインフラ（通信環境）整備として、①分合流円滑化のための5.9GHz帯Ｖ２Ｘ通信の早期導入に向けた環境整備（既存無線局の周波数変更）、②安定した遠隔監視のための携帯電話基地局の5Ｇ　ＳＡ化支援、を実施するものである。 本事業によるデジタルインフラ（通信環境）整備は、自動運転車の制御に関するものであることから、関係省庁による自動運転実証や支援措置等に先んじて実施・完了される必要があるが、特に①に関しては、変更後の周波数に対応した機器の設計や半導体不足による製造期間・納期の不安定化に加え、変更前後の周波数に対応した機器の並行運用に係る調整、並びに、土地の造成・鉄塔の建て替え等が必要なケースも想定されるため、事業着手から完了まで複数年を要することが想定されている。 一方、具体的な整備対象箇所については、「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」において引き続き検討が進められていることから、毎年の所要額を予め見込むことは不可能である。 よって、複数年度にわたる財源を確保し、弾力的な支出を可能とすることが本事業の安定的かつ効率的な実施に必要であるため、基金での実施が適当である。

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金方式によらざるを得ない理由
1025	外務省	-	アジア文化交流強化基金	アジア文化交流強化事業	本事業は、ＡＳＥＡＮ諸国を主対象とする国・地域との長期的な関係構築を目指すものである。事業の実施にあたっては、各国政府に加え、各国にある学校や文化団体等の多様な民間主体とともに、受け入れ体制含め各国ごとの調整に時間を要することから、各年度における所要額をあらかじめ見込み難く、かつ、プロジェクトの進捗に応じた機動的な対応を行うためには、弾力的な支出が必要となる。また、各国との長期的な関係構築及び多層的な人的ネットワークの構築のためには、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことが、本事業の安定的かつ効率的な実施に必要である。したがって、本事業は基金方式によらざるを得ない事業である。 また、本事業は、他の招へい・派遣事業等と異なり、事業開始から事業終了までに複数年度を要する事業がその主要部分を占めており、それらを受入れ国政府・機関のニーズを踏まえながら実施する必要があることから、各年度における所要額を予め見込み難く、単年度予算で対応することは困難であることから基金方式によって実施している。
1026	外務省	-	日中植林・植樹国際連帯事業	日中植林・植樹国際連帯事業	本基金は3類型に当てはまる基金ではないものの、 ①植林事業を実施する国・地域の理解・協力を得た上で、1年目に植えた苗木を確実に活着させ、2年目及び3年目も継続的な樹木の成長・保全を行う必要があり、さらに、植林地毎の気候条件や土壌環境に応じ臨機応変かつ柔軟に関連業務の支出が求められる。また、交流事業についてもその時点での二国間関係や国際情勢によって影響を受けるものである。こうした理由から、各年度の所要額をあらかじめ見込むことは困難であり、弾力的な支出が必要である。 ②苗木の確実な活着及び継続的な樹木の成長・保全のため植林事業を複数年度にわたって実施する必要があり、また、着実かつ安定的に植林事業を実施するため覚書を作成し、植林事業全体の諸経費を確保することが必要不可欠であり、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保しておく必要がある。
1028	文部科学省	-	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	・研究者の柔軟な発想に基づく先駆的な研究を助成するものであり、複数年度にわたる財源を確保することが、安定的かつ効率的な執行に必要である。 ・一定の計画をもって行うものではありつつも、定説に囚われない柔軟な発想に基づく研究を対象とするため、研究の手順や手法についても試行錯誤を重ねるものであり、研究の進捗が当初の見込みと異なる可能性が極めて高いことから、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であるため
1029	文部科学省	-	学資支給基金	給付型奨学金事業	学資支給基金による給付型奨学金については、制度創設の趣旨が「進学の後押し」であるため、大学等進学前に大学等での奨学金対象者として採用する予約採用を行っていた。一方、給付型奨学金の支給額は通学形態や学校種別により差が生じるため、予約採用の段階において、所要額を予め、正確に見込むことは困難である。このような状況において、予算額が不足し、奨学生が給付型奨学金の支給を受けられないことがないよう、制度を安定的かつ効率的に実施するため、基金を設置したもの

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金方式によらざるを得ない理由
1037	文部科学省	－	大学等成長分野転換支援基金	大学・高専機能強化支援事業	意欲ある大学等が予見可能性を持って改革に取り組めるよう、複数年度にわたる継続的かつ機動的な支援を行うため
1038	文部科学省	－	地域中核研究大学等強化促進基金	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業	研究大学群の形成を効果的に進めていくためには、地域中核・特色ある研究大学等が、研究力の向上戦略の下、大学間で効果的な連携を図っていくことが重要だが、設備等の整備や、他大学との連携の調整等には時間を要し、各年度の所要額をあらかじめ見込むことは難しく、弾力的な支出を可能とする必要があるため
1047	厚生労働省	－	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者救済基金	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金	当該基金事業は、複数年度にわたるものであり、提訴や和解等の動向に左右されるため請求のタイミングが不定期であるものの、請求があった際には早急に支給するための財源を確保しておく必要があるため
1049	厚生労働省	－	ハンセン病元患者家族補償金支払基金	ハンセン病元患者家族補償金支給等業務費交付金	複数年度にわたる事業であって、支出額は対象者の申請数に依存しているため、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるため
1053	厚生労働省	－	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づき、特定の期間において石綿にさらされる特定の建設業務に従事したことにより石綿関連疾病にかかり精神上の苦痛を受けた労働者等を対象とする給付金を支給する事業であり、同法で基金を設けることが規定されているため
1055	農林水産省	－	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業	当該基金事業は助成を受けた事業者が、助成金相当額を法定耐用年数で除した額を毎年度、基金に納付するとされており、納付終了（納付額が助成金相当額に達した時点で納付は終了）まで基金納付に関する事務を資金管理団体が行う事務、事業であり、あらかじめ終了年度までにわたる財源を確保しておくことが安定的かつ効率的な実施に必要である。また、不定期ながら、収益状況に問題が生じた場合などに現地に出向き事業者と協議する必要があることから、各年度の所要額をあらかじめ見込み難い。
1062	農林水産省	－	産地パワーアップ事業基金	産地生産基盤パワーアップ事業	補助金交付の前提条件である地域農業再生協議会単位の産地パワーアップ計画について、同協議会の構成員である市町村（略）等多数の関係者との合意形成を図る必要がある。また、上記の産地パワーアップ計画に基づき、取組主体単位の取組主体事業計画を作成することとし、地域農業再生協議会等により承認される必要がある。よって、事業実施に際し、その合意形成に多くの時間を要し、事業計画の策定時期が見込み難く、各年度の所要額をあらかじめ見込むことが困難。このため、複数年度にわたって効果的に計画に基づいた取組がなされるよう、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保して示すとともに、補助金等を弾力的に交付できるよう基金化したところ。本事業については、多くの都道府県から多数の予算確保、事業継続の要望を受けているとともに、最新の基金の執行状況や要望に応じて支援内容を見直しながら実施しているところであり、引き続き必要性が高いものである。

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金方式によらざるを得ない理由
1065	農林水産省	－	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	・補助金交付の前提条件である畜産クラスター協議会単位の畜産クラスター計画について、合意形成に時間を要すると考えられるため、事業計画の策定時期が見込み難く、各年度の所要額をあらかじめ見込むことが困難。また、畜産クラスター計画を策定した後に、事業に申請し採択プロセスを経て補助金の支出に至るまでの一連の手続きを年度内に完了することが困難な協議会が多く存在すると考えられる。また、複数年度にわたって実効性のある計画に基づいた取組を行う仕組みも設けている。 ・このため、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保して示すとともに、年度をまたいだ支出を可能とすることで、年度ごとの補助金等に過不足が生じないよう、弾力的かつ効率的に事業執行できる基金方式としているところ
1068	農林水産省	－	馬産地再活性化基金	馬産地再活性化緊急対策事業	本基金における代位弁済については、各年度の所要額を予測することは困難であり、また、借入金の利子補給については、資金の借受者の貸付期間中（令和19（2037）年3月）まで継続する必要があるため
1070	農林水産省	－	認定農業者等経営支援基金	省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業	本事業は、対象資金の借入者に対し、借入金の返済が完了するまでの利子助成金の交付を複数年度にわたって確実に行うために基金事業として開始されたものであって、当該借入金の条件変更により利子助成金の交付期間の延長、利子助成金の支出額の増加の可能性があり、これらの不確実な事象にも備えて複数年度にわたる財源を予め確保しておくことが必要であるため
1071	農林水産省	－	認定農業者等経営支援基金	雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業	本事業は、対象資金の借入者に対し、借入金の返済が完了するまでの利子助成金の交付を複数年度にわたって確実に行うために基金事業として開始されたものであって、当該借入金の条件変更により利子助成金の交付期間の延長、利子助成金の支出額の増加の可能性があり、これらの不確実な事象にも備えて複数年度にわたる財源を予め確保しておくことが必要であるため
1073	農林水産省	－	担い手経営発展支援基金	担い手経営発展支援金融対策事業	本事業は、対象資金の借入者に対し、複数年度にわたって新規採択を行うとともに、借入金の返済が完了するまでの利子助成金の交付を複数年度にわたって確実に行うために基金事業として開始されたものであって、当該借入金の条件変更により利子助成金の交付期間の延長、利子助成金の支出額の増加の可能性があり、これらの不確実な事象にも備えて複数年度にわたる財源を予め確保しておくことが必要であるため
1082	農林水産省	－	担い手代船取得支援リース料助成基金	担い手代船取得支援リース事業	漁業種類や漁船の規模によってリース料助成の金額が異なることやリース助成の採択件数は年度によって変動することから、各年度の所要額をあらかじめ見込みがたい、また、リース期間が15年と長期にわたることから、毎年度予算要求を行うよりも、複数年度にわたる財源を確保する方が、事業が安定的でかつ効率的であるため
1091	農林水産省	－	資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）	漁業構造改革総合対策事業	実証に用いる漁船建造にあたり、水産庁長官による事業計画の認定、農林水産大臣や都道府県知事による漁船建造許可、資源管理に係る関係者間の調整を経るなど、建造の進捗に国や地方公共団体が重層的かつ深く関与しており、上記の事情変更によって事業開始時期が左右されるため類型③に類似し、各年度の所要額を予め見込むことが困難であるため

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金方式によらざるを得ない理由
1112	経済産業省	-	航空機国際共同開発促進基金	開発助成金交付事業	航空機開発プロジェクトは一般的に10年以上の長期にわたるものである（当該基金事業における助成プロジェクトの平均開発期間も約10年である）中、国際共同開発への事業参画に伴い民間企業が負う資金的リスクを軽減するため、航空機工業振興法において基金を設けることとされている。 なお、当該基金事業は、助成事業について開発事業者が得た収入の一部を納付金として徴収することとしており、当該納付金収入によって回転する限りにおいては予算措置を必要としない仕組みとなっている。
1123	経済産業省	-	環境対応車普及促進基金	国内立地推進事業費補助金	補助事業のための設備投資は、単年度内に終了することが難しいため、複数年度にわたる弾力的な支出に対応することが必要となるため
1134	経済産業省	-	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	本事業は、複数年度にわたる事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であるとともに、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であるため。 平成27年4月の消費税法改正から平成31年10月の軽減税率導入に至るまでに行われる中小企業の準備等に対応するため、レジ導入等に係る補助金の交付・財産処分に対する手続等を複数年にわたり実施することを想定しており、各年度の所要額を見込むことが困難である。また、消費税法改正から軽減税率導入等までの間に消費税軽減税率制度の導入による影響を受ける中小企業を切れ目なく支援するため、あらかじめ財源を確保することが本事業の安定的かつ効率的に実施する上で必要である。これらの理由により、基金方式を活用するもの
1164	国土交通省	-	信用・指導基金	信用・指導基金（不動産に関する事業）	債務保証等事業については、不動産業者が協働して行う開発事業等は、事業期間や返済に係る期間が複数年度にわたることが多く、継続して債務保証が実施されることを確約する必要がある。加えて、地権者等の関係者との調整により、事業開始時期や規模、債務保証が必要となる期間などが随時変更されることが通常であるため、単年度ごとにあらかじめ確実な見込みを立てることができない。 調査研究等事業については、中小不動産事業者の持つ物件情報を無償で取りまとめるとともに、消費者に対し、最新の不動産政策の制度改正情報など不動産取引をする上で有益な情報を提供することで、消費者が安心して不動産取引を実施可能とする不動産総合情報サイト（「不動産ジャパン」）の運営等を実施しているところ。（略）民間事業者のサイトでは十分に提供されない消費者の利益に資する最新の情報を安定的に供給する観点から、国費を投入し、国の指導・監督の下で効率的・安定的に実施していくことが必要である。また、同サイトについては、安定的に消費者が必要な情報にアクセスできることにより消費者保護につながることから、経済状況に左右されず、中小不動産事業者が（広告料の負担なく）無償で、かつ、取引の多い年度末も跨ぎ、複数年度にわたり物件を継続して掲載できる環境が提供されることが必要である。このため、複数年度にわたり、安定的に実施する事業として基金方式とすることが適当である。（略）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金方式によらざるを得ない理由
1183	国土交通省	-	交通遺児育成基金	交通遺児育成基金	加入した交通遺児に対して満19歳に達するまでの長期間にわたり学資等の生活支援を行うためには、基金でまとまった額を保有し、長期間にわたって安全確実な運用をする必要があるため。なお、本基金に対して国から交付する資金に関しては、平成26年度までで基金方式を廃止し、平成27年度より単年度補助方式へ移行するよう見直したところである。
1191	防衛省	-	防衛装備移転円滑化基金	防衛装備移転円滑化事業	重要な政策手段である装備移転案件は、流動的な安全保障環境や諸外国の防衛力整備計画の変遷に応じて予期せず発生するものであること及び案件ごとに仕様等調整に必要な金額は多様であることから、各年度の所要額を予測することは困難であり、基金によらない通常の予算措置によることができないため

別図表10　都道府県に設置造成されている基金に係る執行状況表に記載されている基金方式によらざるを得ない理由（「④-4 その他」に該当するもの）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金方式によらざるを得ない理由
2002	内閣府本府	-	沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業	沖縄振興特別推進交付金	沖縄振興特別措置法第97条第2項に基づき、当該基金の造成の目的が、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であって、複数年度にわたり事業等の進捗状況等に応じた助成が必要であるが、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要不可欠である等の特段の事情がある事業等に該当すると認められている。
2003	内閣府本府	-	沖縄県産業振興基金	沖縄県産業振興基金造成費補助金、沖縄特別振興対策調整費	産業振興基金は、沖縄振興特別措置法第97条第2項に基づき、基金の運用益金により事業運営を行うものであり、運用原資の管理のため基金として積み立てる必要がある。
2005	内閣府本府	総務省	地域活性化・生活対策臨時交付金基金	地域活性化・生活対策臨時交付金	各地方公共団体において、実施計画に計上した事業に充当することにより、各年度の所要額が見込み難いため
2006	内閣府本府	総務省	地域活性化・経済危機対策臨時交付金基金	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	各地方公共団体において、実施計画に計上した事業に充当することにより、各年度の所要額が見込み難いため
2007	内閣府本府	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	各地方公共団体において、実施計画に計上した事業に充当することにより、各年度の所要額が見込み難いため
2010	内閣府本府	-	北方領土隣接地域振興等基金	北方領土隣接地域振興等基金造成費補助金	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第10条第1項により北海道に基金を設けることができるとされているため
2011	こども家庭庁	-	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	都道府県に基金を造成することで、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等新たな保育需要へ弾力的、即応的に対応すること等が必要なため
2020	復興庁	厚生労働省	地域医療再生基金	地域医療再生臨時特例交付金	各県が地域の医療機関、関係団体、市町村、地域住民等の関係者の意見を踏まえ、地域にとって必要性・公益性の高い事業を計画し、地域医療提供体制の再構築に取り組むことを目的としているもの

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金方式によらざるを得ない理由
2024	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	医療機器産業拠点整備等事業費補助金	本事業は、福島県において、復興の一貫として医療機器の開発・安全対策、事業化支援を行う拠点であるふくしま医療機器開発支援センターの整備を行うもの。また、当該センターは、ＡＡＡＬＡＣ等の国際的な認証を受けた医療機器試験のＧＬＰ適合施設として運営しており、有効性・安全性評価試験は1件あたりの試験実施期間が長期に亘るものや、拠点整備のための設備の導入から専門人材の雇用確保等も必要とするため、事業実施期間が複数年度に亘ること、かつ各年度の所要額をあらかじめ見込むことが困難であることから基金方式としているもの
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	複数年度にまたがる見通しをもった地域内の保育所整備等をより容易にするとともに、急激な人口変動等による保育需要等の変化に即応した弾力的かつ機動的な予算執行を可能にする必要があるため
2033	文部科学省	－	ＧＩＧＡスクール構想加速化基金	公立学校情報機器整備事業費補助金	1人1台端末の更新に必要な財源をあらかじめ複数年度分確保することで、更新の平準化など自治体における効率的な執行を見込めることや、各都道府県に基金を設置し都道府県を中心とする共同調達を含む調達方法の見直し等により、各年度の所要額を正確に見込み難いこと等のため
2035	文部科学省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	地方公共団体において、企業の立地促進のための補助事業など複数年度にわたる事業を実施するため
2037	厚生労働省	－	医療施設耐震化臨時特例基金	医療施設耐震化臨時特例交付金	大規模な地震から入院患者や外来患者等の人命確保、地域の医療提供体制の維持のため、建物の整備を行う事業
2038	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（医療分）	医療介護提供体制改革推進交付金	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第6条
2040	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（介護分）	医療介護提供体制改革推進交付金	法律上位置付けられているため 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
2041	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地域介護対策支援臨時特例交付金	法律上位置付けられているため 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	平成26年3月に関連法が施行された新制度に基づく事業であり、あらかじめ業務量を見積もることが困難であったこと、都道府県や年度によって農地集積の実績にばらつきがあったこと等から、各年度の事業量及び所要額を正確に見込むことが困難であったため、事業創設当初は、単年度予算措置ではなく基金方式として実施

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金方式によらざるを得ない理由
2047	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村地域整備開発促進費補助金	中山間地域の農業・農村の活性化を図るため、多様な形態で実施される、地域住民活動を支援するものであり、その定着を図るためには複数年度にわたり、弾力的かつ継続的な対応が必要であることから、事業の効果的な推進を図るため基金方式として実施
2048	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全推進事業	農村地域整備開発促進費補助金	棚田地域等の農業・農村の活性化を図るため、多様な形態で実施される、地域住民活動を支援するものであり、その定着を図るためには複数年度にわたり、弾力的かつ継続的な対応が必要であることから、事業の効果的な推進を図るため基金方式として実施
2051	農林水産省	－	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	森林経営計画の作成にあたっては、森林所有者や境界の特定など、取組が複数年にわたる場合も多いため、各年度の所要額をあらかじめ見込み難い。また、あらかじめ財源を確保しておくことで、こうした複数年にわたる取組を計画的かつ一体的に効率良く実施することが可能であるため、基金方式として実施（森林・林業基本法第12条第2項関係）
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金は交付限度額を電源立地地域対策交付金交付規則（以下、交付規則）で確定後、その限度額の範囲内で地方自治体が交付規則に記載のある事業に対して実施することができる制度になっている。 当該交付金を活用して、自治体は公共用施設の整備・修繕や医療・福祉サービス等様々な事業に活用いただいているところ、例えば道路の整備事業については複数年かかるものが通例であり、また他にも医療や学校の維持運営等、恒常的に行っている事業も多く、基金にて対応することが適切である。 所要額については、上記の通り毎年限度額の範囲内で自治体がどのような事業をするかを設定するため、交付規則で定められた期間であればどの時期においても基金造成を行うことが可能であるため、あらかじめ所要額を見込むことができず、弾力的な支出が必要になっている。
2056	経済産業省	－	福島特定原子力施設地域振興交付金基金	福島特定原子力施設地域振興交付金	福島特定原子力施設地域振興交付金は交付限度額を福島特定原子力施設地域振興交付金（以下、交付規則）で確定後、その限度額の範囲内で地方自治体が交付規則に記載のある事業に対して実施することができる制度になっている。 当該交付金を活用して、自治体は公共用施設の整備・修繕や医療・福祉サービス等様々な事業に活用いただいているところ、例えば道路の整備事業については複数年かかるものが通例であり、また他にも医療や学校の維持運営等、恒常的に行っている事業も多く、基金にて対応することが適切である。 所要額については、上記の通り毎年限度額の範囲内で自治体がどのような事業をするかを設定するため、交付規則で定められた期間であればどの時期においても基金造成を行うことが可能であるため、あらかじめ所要額を見込むことができず、弾力的な支出が必要になっている。

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金方式によらざるを得ない理由
2057	経済産業省	－	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則において交付対象経費を定めており、当該対象経費には道県や市町村等が行う基金造成事業も対象としている。同県や市町村が行う事業の中で、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要である事業については、基金造成事業として実施するため
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	本基金は、各地方公共団体において、地域の住民の参加と協力を得つつ、様々な環境保全活動を展開してもらうものであり、住民の主体的・積極的な参加と協力を得るためには、機運の醸成と、ある程度の期間の安定的実施の基盤を必要とすることから、基金により事業実施の柔軟性と継続性を確保したもの
2059	環境省	－	福島県民健康管理基金	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	各年度の所要額が見込み難く、弾力的な支出が必要であるといった事情があり、長期にわたる財源を十分に確保しておく必要がある。
2060	環境省	－	茨城県原子力安全等推進基金	放射線影響調査等交付金	各年度の所要額が見込み難く、弾力的な支出が必要であるといった事情があり、長期にわたる財源を十分に確保しておく必要がある。
2063	防衛省	－	再編関連特別地域整備事業により造成された基金	再編関連特別地域整備事業	複数年度にわたり継続する事業について、防衛施設周辺の生活環境の改善等を図るために、継続的・安定的に実施する必要があり、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の基金を設けて実施する必要があるため

別図表11　支出額が多い上位10基金（基金法人等）

(1) 令和元年度

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	支出額	国庫補助金等相当額
1	1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	1302億6860	1302億6860
2	1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	925億1374	925億1374
3	1083	農林水産省	－	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	621億1749	432億9373
4	1181	国土交通省	－	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	497億6626	497億6626
5	1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	312億5461	312億5461
6	1098	農林水産省	－	畜産業振興資金	畜産業振興資金	278億4796	278億4787
7	1176	国土交通省	－	住宅金融円滑化緊急対策事業	優良住宅取得支援制度の拡充による経済対策事業	249億1603	249億1603
8	1065	農林水産省	－	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	248億7163	248億7163
9	1059	農林水産省	－	野菜生産出荷安定資金	野菜価格安定対策事業	188億8865	115億8762
10	1029	文部科学省	－	学資支給基金	給付型奨学金事業	172億2237	172億2237
計						4796億6737	4535億4250

(2) 令和2年度

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	支出額	国庫補助金等相当額
1	1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	8501億7591	8501億7591
2	1181	国土交通省	－	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	1177億5317	1177億5317
3	1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	1122億1289	1122億1289
4	1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	964億6533	964億6533
5	1083	農林水産省	－	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	831億8411	590億3587
6	1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	768億4173	768億4173
7	1098	農林水産省	－	畜産業振興資金	畜産業振興資金	709億2496	709億2103
8	1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	664億0643	664億0643
9	1097	農林水産省	－	調整資金	調整資金	461億1426	461億1426
10	1065	農林水産省	－	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	247億8279	247億8279
計						1兆5448億6163	1兆5207億0946

(3) 令和3年度

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	支出額	国庫補助金等相当額
1	1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	7351億9202	7351億9202
2	1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	2124億4516	2124億4516
3	1181	国土交通省	－	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	1369億9427	1369億9427
4	1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	1056億4610	1056億4610
5	1083	農林水産省	－	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	1041億5583	795億3518
6	1066	農林水産省	－	異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	959億0710	629億9509
7	1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	950億1078	950億1078
8	1098	農林水産省	－	畜産業振興資金	畜産業振興資金	559億4021	559億3992
9	1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	468億6797	468億6797
10	1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	444億5015	444億5015
計						1兆6326億0963	1兆5750億7667

(4) 令和4年度

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	支出額	国庫補助金等相当額
1	1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	2兆9424億4959	2兆9424億4959
2	1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	1兆4234億8930	1兆4234億8930
3	1144	経済産業省	－	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	4430億4059	4430億4059
4	1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	2508億8504	2508億8504
5	1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	1035億5331	1035億5331
6	1066	農林水産省	－	異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	1010億6448	505億4774
7	1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	967億7498	967億7498
8	1181	国土交通省	－	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	842億8566	842億8566
9	1083	農林水産省	－	漁業経営安定対策基金	漁業収入安定対策事業	791億9735	571億1528
10	1136	経済産業省	－	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	739億3016	739億3016
計						5兆5986億7050	5兆5260億7169

(5) 令和5年度

（単位：万円）

順位	基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	支出額	国庫補助金等相当額
1	1148	経済産業省	－	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	1兆8222億9168	1兆8222億9168
2	1144	経済産業省	－	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	5683億4075	5683億4075
3	1051	厚生労働省	－	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	5251億4622	5251億4622
4	1145	経済産業省	－	特定半導体基金	特定半導体基金事業	2887億0553	2887億0553
5	1136	経済産業省	－	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	2318億8003	2318億8003
6	1143	経済産業省	－	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	1834億5178	1834億5178
7	1114	経済産業省	－	経営安定関連保証等特別基金	経営安定関連保証等対策費補助事業	1789億4312	1789億4312
8	1138	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症民間制度融資利子補給事業	1782億9269	1782億9269
9	1048	厚生労働省	－	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	1373億1468	1373億1468
10	1028	文部科学省	－	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	1038億8331	1038億8331
計						4兆2182億4984	4兆2182億4984

別図表12　基金法人等から事務局への委託が行われている基金（令和5年度末時点）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名	事務局が実施している事務				最大の階層
							①	②	③	④	
1003	内閣府本府	文部科学省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、PwCコンサルティング合同会社					2
1005	内閣府本府	経済産業省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（経済産業省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	株式会社野村総合研究所		○			2
1006	内閣府本府	厚生労働省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（厚生労働省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	株式会社ＮＴＴデータ経営研究所				○	1
1007	内閣府本府	国土交通省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、PwCコンサルティング合同会社					1
1009	復興庁	－	被災者住宅再建支援対策給付基金	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	株式会社電通					3
1015	復興庁	経済産業省	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業	一般社団法人地域デザインオフィス	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社	○	○	○	○	2
1017	復興庁	経済産業省	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業	公益財団法人福島県産業振興センター	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社	○	○	○	○	2
1065	農林水産省	－	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	公益社団法人中央畜産会	一般社団法人全国肉用牛振興基金協会等96法人			○	○	1
1070	農林水産省	－	認定農業者等経営支援基金	省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業	一般社団法人全国農業会議所	公益財団法人農林水産長期金融協会					1
1071	農林水産省	－	認定農業者等経営支援基金	雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業	一般社団法人全国農業会議所	公益財団法人農林水産長期金融協会					1

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名	事務局が実施している事務				最大の階層
							①	②	③	④	
1090	農林水産省	―	水産業競争力強化基金	水産業競争力強化緊急事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	一般社団法人漁業経営安定化推進協会等6法人		○	○		1
1091	農林水産省	―	資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）	漁業構造改革総合対策事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	一般社団法人マリノフォーラム21		○	○	○	1
1123	経済産業省	―	環境対応車普及促進基金	国内立地推進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	株式会社野村総合研究所	○	○	○	○	1
1125	経済産業省	―	省エネルギー設備導入促進基金	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	一般社団法人低炭素投資促進機構	一般社団法人次世代自動車振興センター	○	○	○	○	1
1127	経済産業省	―	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業	一般社団法人低炭素投資促進機構	株式会社野村総合研究所					1
1130	経済産業省	―	廃炉・汚染水対策基金（平成27年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所	○			○	1
1131	経済産業省	―	廃炉・汚染水対策基金（平成28年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所	○			○	2
1132	経済産業省	―	廃炉・汚染水対策基金（平成29年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所	○			○	2
1133	経済産業省	―	廃炉・汚染水・処理水対策基金（平成30年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水・処理水対策事業	公益財団法人原子力安全技術センター	株式会社三菱総合研究所	○			○	3
1134	経済産業省	―	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	株式会社電通			○	○	2
1137	経済産業省	―	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業共同企業体、株式会社ＪＴＢ、富士ソフトサービスビューロ株式会社					2

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名	事務局が実施している事務				最大の階層
							①	②	③	④	
1140	経済産業省	—	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	○	○	○	○	2
1141	経済産業省	—	国内投資促進基金	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	株式会社野村総合研究所	○				2
1142	経済産業省	—	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	○				2
1144	経済産業省	—	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	株式会社パソナ等53法人					4
1146	経済産業省	—	処理水風評影響対策基金	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業	公益財団法人水産物安定供給推進機構	公益財団法人原子力安全研究協会					1
1148	経済産業省	—	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	一般社団法人全国石油協会	株式会社博報堂					3
1150	経済産業省	—	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	株式会社野村総合研究所	○	○	○	○	3
1181	国土交通省	—	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	株式会社電通	○		○	○	3

注(1)　「事務局が実施している事務」欄は、令和5年度末時点において事務局が実施している事務に「○」を付している。①～④の事務の内容は次のとおりである。

① 補助金等の交付規程等の策定
② 補助金等の交付先等の公募に係る審査・採択
③ 補助金等の交付決定等
④ 補助金等の額の確定等

注(2)　「最大の階層」欄は、令和元年度から5年度までに「契約額100万円以上の契約を締結している」又は「支払額が計100万円以上の年度がある」のいずれかに該当する再委託等を対象として、基金法人等からみた再委託等の最大の階層数を記載している（再委託等を行っていないものは「1」と記載している。）。

別図表13　第三者委員会等の構成員と応募者との利害関係を確認することについての規定の状況

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名	規定の有無
1015	復興庁	経済産業省	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業	一般社団法人地域デザインオフィス	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	無
1091	農林水産省	－	資源管理・漁業革新推進基金（資源管理・漁業革新推進勘定、競争力強化型勘定）	漁業構造改革総合対策事業	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	一般社団法人マリノフォーラム21	無
1123	経済産業省	－	環境対応車普及促進基金	国内立地推進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	株式会社野村総合研究所	無
1130	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成27年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所	有
1131	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成28年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所	有
1132	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成29年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所	有
1133	経済産業省	－	廃炉・汚染水・処理水対策基金（平成30年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水・処理水対策事業	公益財団法人原子力安全技術センター	株式会社三菱総合研究所	有
1140	経済産業省	－	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	無
1141	経済産業省	－	国内投資促進基金	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	株式会社野村総合研究所	有
1142	経済産業省	－	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	有
1150	経済産業省	－	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	株式会社野村総合研究所	有

別図表14　中小企業等事業再構築促進基金（中小企業等事業再構築促進事業）における令和5年度の再委託等の状況

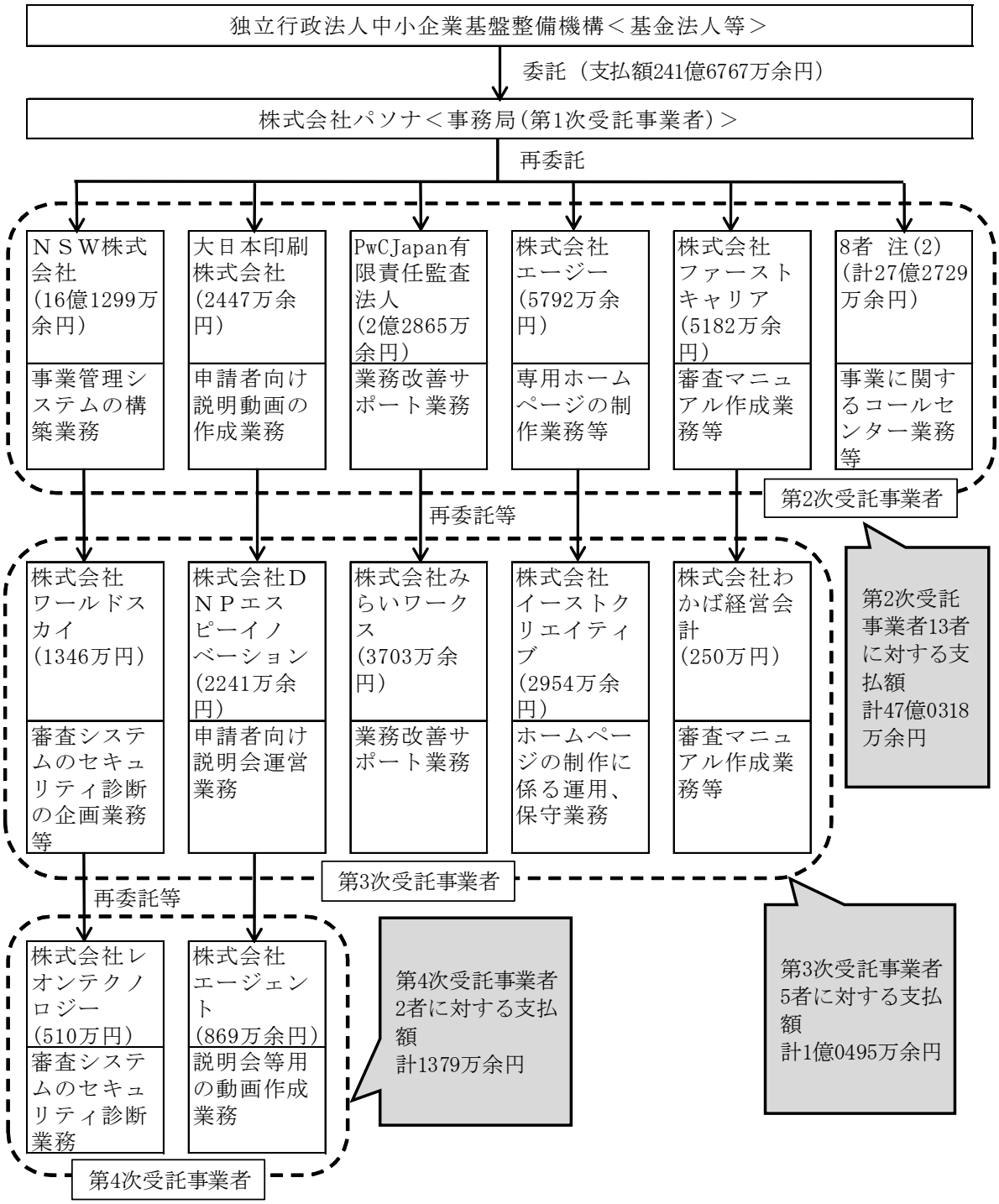

注(1)　上段は再委託等の相手方及び当該再委託等の相手方に対する令和5年度の支払額を、下段は主な業務内容をそれぞれ示している。

注(2)　8者は、トランスコスモス株式会社、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社、ＥＹ税理士法人、株式会社日本総合研究所、さくら情報システム株式会社、株式会社ゴートップ、株式会社損害保険リサーチ及び株式会社ラーニングスクエアである。

別図表15　事務局業務の再委託を行う場合に各府省庁の承認を得る必要があることが規定されていない基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名	承認の状況
1003	内閣府本府	文部科学省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、PwCコンサルティング合同会社	基金法人等と事務局の間で締結した委託契約書において、再委託を行う場合にあらかじめ基金法人等の承認を得ることになっている。
1005	内閣府本府	経済産業省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（経済産業省）	一般社団法人低炭素投資促進機構	株式会社野村総合研究所	経済産業省の承認を得ることまでは規定していないが、交付要綱等に基づき再委託の相手方、再委託する業務の内容等が分かる資料の提出を求めて確認を行うことになっている。
1009	復興庁	－	被災者住宅再建支援対策給付基金	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	株式会社電通	基金法人等と事務局の間で締結した委託契約書において、再委託を行う場合にあらかじめ基金法人等の承認を得ることになっている。
1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	株式会社電通	事務局に事業計画書等を提出させて再委託先について経済産業省の承認を得ている。
1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業共同企業体、株式会社ＪＴＢ、富士ソフトサービスビューロ株式会社	基金法人等と事務局の間で締結した委託契約書において、再委託を行う場合にあらかじめ基金法人等の承認を得ることになっている。
1140	経済産業省	－	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	一般社団法人環境パートナーシップ会議	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	基金法人等と事務局の間で締結した委託契約書において、再委託を行う場合にあらかじめ基金法人等の承認を得ることになっている。
1181	国土交通省	－	住宅市場安定化対策給付基金	住宅市場安定化対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	株式会社電通	事務局を公募する際に再委託先を報告させた上で再委託先に変更がある場合は国土交通省の承認を得ている。

別図表16　事務局業務の再委託等を行う場合に実施体制図を各府省庁に提出することが規定されていないなどの基金

(1) 再委託等を行う場合に実施体制図を各府省庁に提出することが規定されていない基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名	把握の状況
1009	復興庁	－	被災者住宅再建支援対策給付基金	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	一般財団法人住宅金融普及協会	株式会社電通	実施体制に変更が生ずる都度、所管府省庁、基金法人等及び事務局で協議を行うなどして実施体制を把握していた。
1137	経済産業省	－	新型コロナウイルス感染症基金	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業共同企業体、株式会社ＪＴＢ、富士ソフトサービスビューロ株式会社	基金法人等から毎年度提出を受けることとなっている実績報告書を確認するなどして実施体制を把握していた。

(2) 実施体制図を実施体制の変更の都度提出することとされていない基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名
1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	株式会社電通

別図表17　令和5年度の支出が管理費のみとなっている基金（基金法人等）

(1) 基金の設置造成から間がなく、令和5年度においては事業費の支出に至らなかったためとしているもの

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	令和5年度における管理費の支出額	5年度末時点における基金保有額	基金造成年度
1004	内閣府本府	農林水産省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（農林水産省）	1億5918	464億8973	4年度
1005	内閣府本府	経済産業省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（経済産業省）	1505	542億2494	4年度
1006	内閣府本府	厚生労働省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（厚生労働省）	779	52億5220	5年度
1007	内閣府本府	国土交通省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業（国土交通省）	1490	302億9509	5年度
1022	総務省	－	デジタルインフラ整備基金	自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業	50	204億9949	5年度
1024	総務省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	13	239億9986	5年度
1045	文部科学省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	86	1499億9915	5年度
1054	厚生労働省	－	抗菌薬原薬国産化支援基金	抗菌薬原薬国産化事業	2080	553億2631	4年度
1142	経済産業省	－	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	7764	3274億3289	3年度
1150	経済産業省	－	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	1億4890	848億8732	4年度
1159	経済産業省	－	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業（重要鉱物）	420	1058億0395	4年度
1162	経済産業省	－	宇宙戦略基金	宇宙戦略基金事業	72	1259億9928	5年度
1191	防衛省	－	防衛装備移転円滑化基金	防衛装備移転円滑化事業	229	399億9770	5年度
計　13基金					4億5303	1兆0702億0797	

(2) 災害等の要件が発生した場合に事業費を支出する基金であって、令和5年度には事業費を支出する要件が発生しなかったためとしているもの

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	令和5年度における管理費の支出額	5年度末時点における基金保有額
1061	農林水産省	－	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策基金	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業	10	2億5567
1179	国土交通省	－	住宅保証基金	住宅保証基金	1310	105億3473
1190	防衛省	－	合衆国軍隊事故被害者救済融資基金	合衆国軍隊事故被害者救済融資事業	122	1億9975
計　3基金					1443	109億9016

(3) 既に基金事業が終了していて、基金法人等が事業の効果検証等を実施していたためとしているもの

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	令和5年度における管理費の支出額	5年度末時点における基金保有額
元年度から5年度までの5年間の支出が管理費のみとなっているもの（4基金）						
1055	農林水産省	－	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業	19	1688
1125	経済産業省	－	省エネルギー設備導入促進基金	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	831	2026
1127	経済産業省	－	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業	294	3929
1130	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成27年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	53	125
2年度から5年度までの4年間の支出が管理費のみとなっているもの（1基金）						
1131	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成28年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	48	159
3年度から5年度までの3年間の支出が管理費のみとなっているもの（3基金）						
1123	経済産業省	－	環境対応車普及促進基金	国内立地推進事業費補助金	791	6985
1132	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成29年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	52	182
1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	1120	4686
計　8基金					3212	1億9783

別図表18　各府省庁による証ひょう書類の確認体制

(1) 基金法人等と事務局が締結した委託契約書等において、各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて事務局に対して証ひょう書類の確認ができることが規定されていない基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名
1070	農林水産省	－	認定農業者等経営支援基金	省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業	一般社団法人全国農業会議所	公益財団法人農林水産長期金融協会
1071	農林水産省	－	認定農業者等経営支援基金	雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業	一般社団法人全国農業会議所	公益財団法人農林水産長期金融協会

(2) 各府省庁が令和5年度末時点において事務局による確認規定の有無を把握していなかった基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名
1134	経済産業省	－	中小小売・流通等合理化促進基金	中小企業消費税軽減税率対策事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構	株式会社電通
1142	経済産業省	－	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	一般社団法人環境パートナーシップ会議	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

(注) 事務局による確認規定について、中小小売・流通等合理化促進基金（1134番）は定められておらず、国内投資促進基金（ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業）（1142番）は定められていた。

(3) 各府省庁が自ら又は基金法人等を通じて再委託の相手方に対して証ひょう書類の確認ができる規定が定められていない基金

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金設置団体名	事務局業務の委託先の法人名
1015	復興庁	経済産業省	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業	一般社団法人地域デザインオフィス	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
1131	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成28年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所
1132	経済産業省	－	廃炉・汚染水対策基金（平成29年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水対策事業	公益財団法人原子力安全研究協会	株式会社三菱総合研究所

別図表19　全国単位の成果目標を設定しているものの定量的な成果目標が含まれていない理由

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	定量的な成果目標が含まれていない理由
2001	内閣府本府	－	沖縄県土地開発基金	沖縄県土地開発基金造成費補助金	1	本事業目的のために取得する必要のある土地の届出等があった場合に、地方公共団体が協議し買取の目的を示して土地を取得するため、定量的な目標が立てられないことを理由に定性的な目標を立てている。
2009	内閣府本府	－	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1	福島県が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線量の低減を図るための事業であり、現時点では特定できないものも含めて、住民の健康保全や不安払拭の観点から生じる地域のきめ細かなニーズや課題に柔軟に対応しつつ、中長期的に実施するものであり、あらかじめ定量的な成果目標を設定とすることは困難であるため
2031	復興庁	環境省	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金	1	交付自治体が行う事業を通じ、どのように中間貯蔵施設の整備等に伴う影響が緩和され、どの程度生活再建や地域振興等が実現したのかを定量的に測定することは困難であるため
2034	文部科学省	－	福島県原子力災害等復興基金	放射線医学研究開発拠点整備費等補助金	1	本基金は、東日本大震災による原子力災害からの復旧・復興を図るため、放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備等を目的としたものであり、定量的な成果目標を設定することは困難であるため
2047	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村地域整備開発促進費補助金	39	中山間地域における多面的機能の良好な発揮や地域住民活動の活性化について、定量的な目標設定が難しいため
2048	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全推進事業	農村地域整備開発促進費補助金	34	中山間地域における多面的機能の良好な発揮や地域住民活動の活性化について、定量的な目標設定が難しいため
2059	環境省	－	福島県民健康管理基金	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	1	放射線による健康影響に対して中長期の健康調査等を実施するものであり、定量的な指標は困難であるため
2060	環境省	－	茨城県原子力安全等推進基金	放射線影響調査等交付金	1	東海村ウラン加工施設周辺住民の放射線健康不安の解消を図ることを目的としており、定量的な指標による算出は困難であるため
2061	環境省	－	令和元年房総半島台風および令和元年東日本台風における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	1	災害廃棄物処理事業を支援する事業であり、災害により発生する廃棄物量はあらかじめ予見できず、定量的な成果目標の設定が困難なため
2062	環境省	－	令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理基金	災害等廃棄物処理促進費補助金		災害廃棄物処理事業を支援する事業であり、災害により発生する廃棄物量はあらかじめ予見できず、定量的な成果目標の設定が困難なため

注(1)　「定量的な成果目標が含まれていない理由」欄は、所管府省庁等による説明を記載している。

注(2)　新潟、富山、石川各県に設置造成されている基金を除いて集計している。そして、令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理基金（2062番）は、石川県のみに設置造成されている基金であるため、「令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数」欄に斜線を付している。

別図表20　都道府県単位の成果目標が設定されていない理由

（単位：県基金、%）

都道府県に設置造成されている基金のうち1都、1道、1府又は1県のみに設置造成されている基金を除く基金	成果目標が設定されていないもの		各府省庁が定める要領等で成果目標の設定を求められていないため		各府省庁が定める要領等で成果目標の設定が求められているが、設定する必要があると認識していなかったため		不確実な事故等の発生に応じて資金を交付することを目的とするなど、成果目標の設定に馴染まない性質の基金事業であるため		その他	
県基金数	県基金数	割合	県基金数	割合	県基金数	割合	県基金数	割合	県基金数	割合
837	344	41.1	244	29.2	6	0.7	143	17.1	42	5.0

（注）　割合は、「都道府県に設置造成されている基金のうち1都、1道、1府又は1県のみに設置造成されている基金を除く基金」欄の県基金数に占める割合を示している。複数の理由に該当する基金があるため、各理由の県基金数を合計しても、「成果目標が設定されていないもの」の県基金数（344県基金）と一致しない。

別図表21　基金事業が効果的に実施されているかなどについて検証する上で適切なものとなっていない成果目標及び成果指標を設定している基金

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金（2007番）

基金事業の目的		「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）として定められた事項（感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靭な経済構造の構築）等に対応する。
基金事業の概要		地方公共団体が実施する事業を通じて地方創生を図る。
長期	成果目標	地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施する。
	成果指標	事業の実施にあたり、基金の造成を希望する団体のうち、基金を造成した団体の割合

(2) 地域医療介護総合確保基金（医療分）（2038番）

基金事業の目的		医療・介護サービスの提供体制の改革を推進する。
基金事業の概要		将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業への財政的支援を行い、施策の推進を図る。
短期	成果目標	将来のあるべき医療提供体制の実現のため、都道府県が計画を作成
	成果指標	都道府県計画の作成数
長期	成果目標	将来のあるべき医療提供体制の実現のため、都道府県が計画した事業を実施
	成果指標	計画に基づく事業を実施した都道府県数

別図表22　終了予定時期が設定されていない基金（基金法人等）

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金事業名	終了予定時期が設定されていない理由
1028	文部科学省	学術研究助成基金	科学研究費助成事業（科研費）	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため 学術研究を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1062	農林水産省	産地パワーアップ事業基金	産地生産基盤パワーアップ事業	ＴＰＰ等を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1065	農林水産省	畜産・酪農収益力強化総合対策基金	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	ＴＰＰ等を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1073	農林水産省	担い手経営発展支援基金	担い手経営発展支援金融対策事業	ＴＰＰ等を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1090	農林水産省	水産業競争力強化基金	水産業競争力強化緊急事業	ＴＰＰ等を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1095	農林水産省	生産者積立金	肉用子牛生産者補給金	畜産を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1097	農林水産省	調整資金	調整資金	畜産を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1098	農林水産省	畜産業振興資金	畜産業振興資金	畜産を巡る状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証
1146	経済産業省	処理水風評影響対策基金	多核種除去設備等処理水風評影響対策事業	処理水をめぐる状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証。 本事業は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の影響を乗り越え、子々孫々まで持続可能な漁業を可能とするため、漁業者の創意工夫によって、持続可能漁業を実現するための取組を支援するものであり、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出による影響について確たる見通しが困難であり、政府としてＡＬＰＳ処理水の処分が完了するまで全責任をもって取り組んでいくことを踏まえ、あらかじめ具体的な期限は設定せず、「処理水をめぐる状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証」する。
1161	経済産業省	処理水影響対策支援基金	ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業	処理水をめぐる状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証。 本事業は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の影響を乗り越え、子々孫々まで持続可能な漁業を可能とするため、漁業者の創意工夫によって、持続可能漁業を実現するための取組を支援するものであり、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出による影響について確たる見通しが困難であり、政府としてＡＬＰＳ処理水の処分が完了するまで全責任をもって取り組んでいくことを踏まえ、あらかじめ具体的な期限は設定せず、「処理水をめぐる状況を踏まえた上で定期的に事業の効果を検証」する。
1187	環境省	石綿健康被害救済基金	－	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため

（注）　「終了予定時期が設定されていない理由」欄は、所管府省庁による説明を記載している。

別図表23　終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金（基金法人等）

(1) 設置から10年を経過しておらず、終了予定時期が設置から10年以内で設定されていないもの

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金事業名	基金造成年度	終了予定年度	終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない理由
1061	農林水産省	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策基金	いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業	平成26年度	令和7年度	本基金は、平成26年度の造成時から、国産畳表の高品質化や高付加価値化に計画的に取り組むいぐさ・畳表生産者に対し、国産畳表の価格下落時に助成金を交付することにより生産者の経営安定を図るという事業趣旨に鑑み、事業実施期間を3年ごとに設定・延長してきており、直近の事業実施期間は令和5年度から7年度の3か年と設定していたところである（事業年度は各年7月1日から翌年6月30日、事業実施状況報告期限は事業年度の翌年度の10月末まで。）。 本基金は6年度に設置から10年を経過するが、終了予定時期を設置から10年以内の時期に設定した場合、事業年度途中での終了となること、また、事業実施期間が3年間継続することを前提として、いぐさ・畳表生産者は輸入品との差別化・高品質化の取組を行っており、当初の設定よりも終了時期を早めることは、この取組に支障をきたすおそれがあることから、現在の3年間の事業実施期間の終了をもって当該基金の終了予定時期とすることが妥当であると判断したものである。
1118	経済産業省	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	革靴製造業競争力強化事業	平成27年度	令和13年度	基金を造成した平成27年度当時、10年間での終期設定を想定していたが、基金造成の背景を踏まえ、業界側と調整した結果、ＴＰＰにおける皮革関連品目の完全自由化までの期間（最長のもので発効後16年目）を踏まえ、令和13年度末を終期としている。
1120	経済産業省	皮革製造業再編特別対策事業基金	皮革製造業競争力強化事業	平成27年度	令和13年度	基金を造成した平成27年度当時、10年間での終期設定を想定していたが、基金造成の背景を踏まえ、業界側と調整した結果、ＴＰＰにおける皮革関連品目の完全自由化までの期間（最長のもので発効後16年目）を踏まえ、令和13年度末を終期としている。
1122	経済産業省	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業競争力強化事業	平成27年度	令和13年度	基金を造成した平成27年度当時、10年間での終期設定を想定していたが、基金造成の背景を踏まえ、業界側と調整した結果、ＴＰＰにおける皮革関連品目の完全自由化までの期間（最長のもので発効後16年目）を踏まえ、令和13年度末を終期としている。

（注）　「終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない理由」欄は、所管府省庁による説明を記載している。(2)の図表において同じ。

(2) 設置から10年を経過していて、終了予定時期が点検・見直し結果の公表から3年以内（遅くとも令和8年度末まで）で設定されていないもの

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金事業名	基金造成年度	終了予定年度	終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない理由
1094	農林水産省	貸付機械取得資金	食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業	平成元年度	令和9年度	本事業の新規貸付申請受付終了時期については5年ごとに見直しを行っている。直近では令和4年度末に以下の理由から、財政当局と協議の上、9年度まで延長したところ。 ①日ＥＵ・ＥＰＡをはじめとする経済連携協定等において、10年度以降のハム・ベーコン等の輸入食肉加工品に係る関税撤廃とそれによる市場競争の更なる激化が見込まれるため、輸入食肉加工品と差別化された新商品・新技術開発に向け、設備・機械等に投資する機運が更に高まっていること ②食肉加工品の輸出拡大に向け、輸出先国のニーズに合わせた製品の製造が必要であること ③食肉加工品の原材料費高騰への対応として生産ラインの改善等が必要であること その後、6年4月に実施された基金全体の点検の際に、行革事務局から、過去に財政当局と協議の上終期を延長していること、その終期が前回延長時から10年以内に収まっていることから、10年以内の終期設定がされていると整理可能との見解が示された。そのため、引き続き9年度末を終期に設定しているところである。
1117	経済産業省	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	革靴製造業事業基盤強化支援事業	平成17年度	令和14年度	基金を造成した平成17年度当時は終期を定めていなかったが、25年度の公益法人改革時の一般社団法人化に際し、公益目的支出計画の策定をもって終期を設定したもの。終期については、基金造成の背景を踏まえ、業界側と調整した結果、令和14年度末を終期としている。
1121	経済産業省	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業基盤強化特別振興事業	平成18年度	令和14年度	基金を造成した平成18年度当時は終期を定めていなかったが、25年度の公益法人改革時の一般社団法人化に際し、公益目的支出計画の策定をもって終期を設定したもの。終期については、基金造成の背景を踏まえ、業界側と調整した結果、令和14年度末を終期としている。

別図表24　終了予定時期が設定されていない基金（都道府県）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	終了予定時期が設定されていない理由
2001	内閣府本府	―	沖縄県土地開発基金	沖縄県土地開発基金造成費補助金	本基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るためのものであり、今後も基地返還後の跡地利用等において活用することが想定されるため
2003	内閣府本府	―	沖縄県産業振興基金	沖縄県産業振興基金造成費補助金、沖縄特別振興対策調整費	沖縄振興については、全国最下位の県民所得や生産性の低さなどいまだ様々な課題が引き続き存在していることから、更なる対策が必要であり、終了時期については総合的に判断するため
2004	内閣府本府	―	沖縄県不発弾等対策安全基金	沖縄県不発弾等対策安全事業補助金	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業のため
2008	内閣府本府	―	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金	沖縄県交通方法変更対策特別交付金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2009	内閣府本府	―	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	東日本大震災による原子力災害に伴う放射線量の低減を図るための事業であり、現時点では特定できないものも含めて、住民の健康保全や不安払拭の観点から生じる地域のきめ細かなニーズや課題に柔軟に対応しつつ、中長期的に実施する必要があるため、終期を定めることが困難
2010	内閣府本府	―	北方領土隣接地域振興等基金	北方領土隣接地域振興等基金造成費補助金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2014	復興庁	―	福島原子力災害復興交付金基金	福島原子力災害復興交付金	終了予定時期は中間貯蔵開始後30年以内において内閣総理大臣が定める日までの期間としている。
2028	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2030	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業のため
2031	復興庁	環境省	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金	終了予定時期は中間貯蔵開始後30年以内において環境大臣が定める日までの期間としている。
2036	文部科学省	―	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	本事業の終了予定時期は「資金貸し付けの希望がなくなるまで」としているため
2038	厚生労働省	―	地域医療介護総合確保基金（医療分）	医療介護提供体制改革推進交付金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2040	厚生労働省	―	地域医療介護総合確保基金（介護分）	医療介護提供体制改革推進交付金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	終了予定時期が設定されていない理由
2041	厚生労働省	―	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地域介護対策支援臨時特例交付金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2042	厚生労働省	―	後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療給付費等国庫負担金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業のため
2044	厚生労働省	―	国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険財政安定化基金補助金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業のため
2049	農林水産省	―	林業・木材産業改善資金	林業・木材産業改善資金造成費補助金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2050	農林水産省	―	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2051	農林水産省	―	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2053	農林水産省	―	沿岸漁業改善資金	沿岸漁業改善資金造成費補助金	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業のため
2059	環境省	―	福島県民健康管理基金	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	当該基金は、原子力被災者及び子どもなどに対する長期及び短期の健康管理・調査事業を行うため造成されたものであり、長期にわたり県民の健康を見守るため明確な終期設定は困難である。
2060	環境省	―	茨城県原子力安全等推進基金	放射線影響調査等交付金	目的を達成したときは基金を解散し、残額の全部を国に納付することを定めている。

（注）　「終了予定時期が設定されていない理由」欄は、所管府省庁等による説明を記載している。

別図表25　終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない基金（都道府県）

(1) 設置から10年を経過しておらず、終了予定時期が設置から10年以内で設定されていないもの

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	終了予定年度	終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない理由
2063	防衛省	再編関連特別地域整備事業により造成された基金	再編関連特別地域整備事業	平成27年度	令和9年度	基金造成当初の全体計画は10年以内としていたところ、当該基金が充てられる事業のうち河川改修事業は、様々な特殊事情が伴うものであり、事業箇所の精査等に伴う事業計画の見直しに伴い基金終了予定時期が10年を超えるものとなったため

(注)　「終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない理由」欄は、所管府省庁による説明を記載している。(2)の図表において同じ。

(2) 設置から10年を経過していて、終了予定時期が点検・見直し結果の公表から3年以内（遅くとも令和8年度末まで）で設定されていないもの

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	終了予定年度	終了予定時期が点検・見直し結果において示された期間内で設定されていない理由
2002	内閣府本府	沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業	沖縄振興特別推進交付金	平成24年度	令和13年度	当該基金は、駐留軍用地跡地の土地の取得のための基金であり、目的を達成した場合は終期前に基金を廃止し、規定に基づき、基金の残余額のうち沖縄振興特別推進交付金相当額を国庫に返納することになっているため

別図表26　令和5年度末時点の状況を示す基金シートにおいて終了予定時期を延長している基金（基金法人等）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		5年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
1008	こども家庭庁	―	旧優生保護法補償金等支払基金	旧優生保護法補償金等支給等業務費交付金	令和元年度	令和6年度	令和6年度	令和11年度	令和11年度	令和6年3月に旧優生保護法一時金の請求期限延長の法改正を行ったため、基金事業の終了予定時期を令和7年3月31日から令和12年3月31日に（略）新規請求受付終了予定時期を令和6年4月23日から令和11年4月23日に延長
1011	復興庁	農林水産省	農業信用保険事業交付金（復旧・復興対策特別保証）	農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業	平成23年度	令和5年度	令和24年度	令和6年度	令和25年度	（基金事業を終了する時期） 事業の終了予定時期については、債務保証期間（最長19年）を踏まえたものとする。（略）令和6年4月に復興・創生期間が継続され、引き続き被災農業者等の支援を行うため、保証引受期間の1年延長により、本事業の終了予定時期を令和25年3月から令和26年3月に延長 （新規申請の受付を終了する時期） （略）令和6年3月に復興・創生期間が継続され、引き続き被災農業者等の支援を行うため、保証引受期間の1年延長により、本事業の新規申請受付終了時期を令和6年3月から令和7年3月に延長
1012	復興庁	農林水産省	林業信用保証事業交付金（災害復旧）	林業信用保証事業交付金（災害復旧）	平成23年度	令和5年度	令和21年度	令和6年度	令和22年度	（基金事業を終了する時期） 事業の終了予定時期については、債務保証期間（最長15年）等を踏まえたものとする。（略）復興・創生期間の継続等を踏まえ、令和6年3月に終了予定時期を令和21年度から令和22年度に延長 （新規申請の受付を終了する時期） 復興・創生期間中は被災地支援に対応する必要があるため、復興・創生期間の継続等を踏まえ実施要綱を改正し、（略）令和6年3月に、新規申請受付終了予定時期を令和5年度から令和6年度に延長
1013	復興庁	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業交付金	漁業者等緊急保証対策事業交付金	平成23年度	令和5年度	令和8年度	令和6年度	令和8年度	各年度末に復興状況を踏まえた予算措置の実施に伴う保証引受期間の1年延長により、（略）終了予定時期を令和5年度から令和6年度に延長
1014	復興庁	農林水産省	漁業者等緊急保証対策事業	漁業者等緊急保証対策事業	平成23年度	令和5年度	令和8年度	令和6年度	令和8年度	各年度末に復興状況を踏まえた予算措置の実施に伴う保証引受期間の1年延長により、（略）終了予定時期を令和5年度から令和6年度に延長

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		5年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
1016	復興庁	経済産業省	福島相双復興官民合同チーム相談支援基金	官民合同チーム専門家支援事業	平成27年度	令和6年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	（略）「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定、令和6年3月19日変更）において、令和3年度から令和7年度までを第2期復興・創生期間とし、（２）原子力災害被災地域　⑥事業者・農林漁業者の再建に向け取り組むことが閣議決定文書に記載されているところ、本基金により実施している事業で受けているため、令和7年度まで本基金で実施する事業の継続が必要である。 また、官民合同チームの調査によれば、帰還再開比率はまだ3割程度であるが、被災事業者のうち約500者が地元に帰還して事業を再開したい意向を示しており、被災事業者の支援ニーズは存在するため、少なくとも令和7年度までは帰還を後押しするために官民合同チームによるきめ細やかな伴走支援に取り組む必要がある。
1017	復興庁	経済産業省	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業	平成28年度	令和6年度	令和10年度	令和7年度	令和10年度	（略）令和7年度予算成立に伴い、終了予定時期を令和6年度から令和7年度に延長予定。 本事業は、原子力災害からの復興という前例のない事業であり、例えば、避難指示解除の時期が見通せず、段階的に経済活動が再開できるようになるといった状況である。また、本事業はその性質上、事業期間が複数年に及ぶものである。 本事業に対する被災地の期待は非常に高いが、上記理由により数年分先の見通しを立てることは困難である。しかし、避難指示の解除など本制度が活用できる環境になった被災地からは旺盛な需要が生じるところ、適時、必要な予算額、事業期間の延長を要望・改正を行っている。
1029	文部科学省	―	学資支給基金	給付型奨学金事業	平成29年度	平成30年度	令和7年度	平成30年度	令和9年度	学資支給基金による給付型奨学金を受給している学生等の修学状況に鑑み、令和5年度末時点において終了予定時期を見直し、令和7年度末終了予定としていたものを、令和9年度末に延長した。 本基金は、当該奨学金を受給している学生等が卒業する年度に終了するものであり、個々の学生等の卒業が後ろ倒しになったために支援することができない事態が発生しないよう、事業実施期間を延長したもの

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		5年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
1034	文部科学省	―	創発的研究推進基金	博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保	令和2年度	令和5年度	令和15年度	令和6年度	令和15年度	本事業は国際卓越研究大学に認定及び体制強化計画が認可された大学は支援対象外としている。本事業採択大学に該当がある場合は、当該大学への本事業からの支援は対象外となり、事業の進捗や政策目標を踏まえて追加公募をするため。今回、国際卓越研究大学が認定されたことに伴い再公募を実施するため、2024年8月に新規申請受付終了時期を2024年3月から2025年3月に変更した。
1049	厚生労働省	―	ハンセン病元患者家族補償金支払基金	ハンセン病元患者家族補償金支給等業務費交付金	令和元年度	令和6年度	令和6年度	令和11年度	令和11年度	令和6年6月12日に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月19日に公布・施行され、法に基づく補償金の請求期限が令和11年11月21日まで延長されたため
1051	厚生労働省	―	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和4年度	令和8年度	・令和6年度末までの事業として国内8事業者においてワクチンの開発等を実施しているところであるが、4事業者においてはワクチンの開発に成功したものの、3事業者については、現在も製品の研究開発や生産体制の構築が行われていることから、多様な製造手段によるワクチンの確保及び複数事業者による国内供給体制を確立するため事業期間を延長することとした。 ・延長後の事業期間については、開発中のワクチンが供給に至るには最長令和8年度まで要する見込みであることから、令和8年度末としている。 （略）
1053	厚生労働省	―	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	令和3年度	令和6年度	令和7年度	―	令和15年度	（基金事業を終了する時期） 石綿関連疾病の潜伏期間を考慮すると、今後約30年程度事業の継続が必要であると見込まれるところ、令和5年12月20日行政改革推進会議「基金の点検・見直しの横断的な方針について」を踏まえ、補正予算措置により基金が積み増しされる令和6年度から10年以内の最終年度に設定した。 （新規申請の受付を終了する時期） 請求件数の推移をみると、令和6年3月時点においても相当数の請求があり、今後も相当数の請求が見込まれる中で、新規申請受付終了時期を設定することは事業の目的にそぐわないことから、新規申請受付終了時期を令和7年3月から「設定なし」に変更

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		5年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
1063	農林水産省	―	さとうきび増産基金	甘味資源作物安定生産体制確立事業	平成24年度	令和6年度	令和6年度	令和9年度	令和9年度	（略）基金事業の終了予定時期については、令和6年度までとなっていたものの、さとうきびについては、基金創設以前の単収水準まで回復しておらず、不作から完全に脱却していないこと、また、かんしょについても、サツマイモ基腐病に対応した取組効果が発揮されてきているところであるが、本病害の収束には一定期間を要するため、終了予定時期を令和7年3月から令和10年3月に延長
1133	経済産業省	―	廃炉・汚染水・処理水対策基金（平成30年度補正予算に係るもの）	廃炉・汚染水・処理水対策事業	平成30年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和9年度	（基金事業を終了する時期） （略）令和6年度9月においては、福島第一原発の現場の状況の変化等に合わせ、実施要領にあるように事業年数を1年延長したことに伴い、終期も1年延長した。（略）令和6年度12月においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する高度な研究開発を推進するため、新たな技術開発に早期に着手する必要があることから、経済対策の一部として補正予算を積み増し、それに伴い、終期を一年延長することとした。 （新規申請の受付を終了する時期） 令和6年度12月において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する高度な研究開発を推進するため、新たな技術開発に早期に着手する必要があることから、経済対策の一部として補正予算を積み増し、それに伴い、2024年12月31日から終期を一年延長することとした。
1144	経済産業省	―	中小企業等事業再構築促進基金	中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助事業、中小企業新事業進出促進事業	令和3年度	令和8年度	令和14年度	令和8年度	令和14年度	（略）中小企業新事業進出促進事業の新規申請受付期間設定に伴い、基金全体の新規申請受付期間を2027年3月末に変更した。

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		5年度末時点の状況を示す基金シートの記載内容		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
1148	経済産業省	―	燃料油価格激変緩和基金	燃料油価格激変緩和対策事業	令和3年度	令和6年度	令和6年度	―	令和7年度	（基金事業を終了する時期） （略）2024年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、燃料油価格の激変緩和措置は、出口に向けて段階的に対応することとされた。具体的には、12月から基準価格（168円）と高補助率発動価格（185円）の間の補助率を月10分の3ずつ見直し、その後、状況を丁寧に見定めながら、185円を上回る価格に対する補助率を段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則月3分の1ずつ）見直すこととなったため2026年3月31日とした。 （新規申請の受付を終了する時期） （略）新規申請受付終了については、状況を丁寧に見極めながら設定を行うため
1186	環境省	―	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	ＰＣＢ廃棄物対策推進費補助金	平成13年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度	ＰＣＢ廃棄物の処理完遂に向けて、処理状況等を踏まえて、処理施設立地自治体との約束期限である令和8年3月末まで、事業終了準備期間を最大限活用して処理を推進していく必要があるため

（注）　新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業において「新規申請の受付を終了する時期」ではなく「基金事業を終了する時期」のみを延長している場合も含めて、「終了予定時期を延長している基金」としている。

別図表27　令和5年度末時点の状況を示す執行状況表において終了予定時期を延長している基金（都道府県）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す執行状況表の記載内容		5年度末時点の状況を示す執行状況表の記載内容　注(2)		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
2005	内閣府本府	総務省	地域活性化・生活対策臨時交付金基金	地域活性化・生活対策臨時交付金	平成20年度	平成20年度	令和7年度	平成20年度	令和9年度	－
2007	内閣府本府	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	令和2年度	令和2年度	令和9年度	令和6年度	令和11年度	－
2009	内閣府本府	－	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	平成23年度	令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	－
2019	復興庁	厚生労働省	緊急雇用創出基金	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	平成23年度	令和5年度	令和8年度	令和6年度	令和9年度	本事業については、被災地の雇用情勢や帰還状況等を踏まえ、毎年度事業実施期間の延長（1年間）を要求しているもの（制度要求）。令和6年度要求においても令和6年度末までの事業延長が認められたことから、以下を踏まえて「事業終了予定時期」及び「新規申請受付終了時期」欄を記載している。 ・事業復興型雇用確保事業：令和6年度まで新規申請受付、経過措置の関係で事業終了は令和9年度 ・原子力災害対応雇用支援事業：令和6年度まで新規申請受付、令和7年度までに事業終了
2020	復興庁	厚生労働省	地域医療再生基金	地域医療再生臨時特例交付金	平成23年度	令和5年度	令和5年度	令和7年度	－	－
2023	復興庁	経済産業省	福島県原子力災害等復興基金	地域経済産業復興立地推進事業費補助金	平成23年度	令和2年度	令和5年度	令和2年度	令和8年度	本事業については、毎年度、復興の進捗状況や執行状況を確認し、継続の必要性を精査した上で、その度毎に事業期間の延長を行い、令和2年度中を申請期限とし、補助事業完了期限は令和5年度末までとしている。（略）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金造成年度	令和4年度末時点の状況を示す執行状況表の記載内容		5年度末時点の状況を示す執行状況表の記載内容　注(2)		
						新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	新規申請の受付を終了する時期	基金事業を終了する時期	延長理由
2035	文部科学省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	平成29年度	－	令和5年度	－	令和8年度	－
2039	厚生労働省	－	財政安定化基金	財政安定化基金負担金	平成12年度	令和5年度	－	令和6年度	－	交付要綱上、毎年度7月末が交付申請の期限であるため、新規申請受付終了時期を令和5年7月末から令和6年7月末へ変更
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	平成25年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度補正予算において、新規申請受付終了時期を令和7年3月から8年3月、終了予定時期を8年3月から9年3月にそれぞれ延長

注(1)　新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業において「新規申請の受付を終了する時期」ではなく「基金事業を終了する時期」のみを延長している場合も含めて、「終了予定時期を延長している基金」としている。

注(2)　執行状況表には、終了予定時期を変更した理由等を記載する欄が設けられていないため、「備考」欄等に記載されている理由等を示している。

別図表28　令和5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金（基金法人等）

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
1026	外務省	－	日中植林・植樹国際連帯事業	日中植林・植樹国際連帯事業	5.54	56億2033	56億2033
1054	厚生労働省	－	抗菌薬原薬国産化支援基金	抗菌薬原薬国産化事業	1.0005	553億2631	553億2631
1188	環境省	－	土壌汚染対策基金	土壌汚染対策事業	2.44	14億9754	1億9691
1190	防衛省	－	合衆国軍隊事故被害者救済融資基金	合衆国軍隊事故被害者救済融資事業	1.22	1億9975	1億9975

（注）　環境省所管の土壌汚染対策基金（1188番）は、令和5年度末時点の状況を示す基金シートにおいて、国庫補助金等相当額のみを基に算定した保有割合も示しており、その値は0.64となっている。

別図表29　令和5年度末時点における事業完了までの必要見込額が、元年度から5年度までの平均支出額の10倍を上回っている基金

（単位：万円、倍）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	事業内容	令和5年度末時点における事業完了までの必要見込額 (a)	元年度から5年度までの平均支出額 (b)	事業完了までの必要見込額が平均支出額の何倍となっているか (a/b)
1001	内閣府本府	－	革新的研究開発推進基金	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業	その他	548億7400	16億4703	33.3
1002	内閣府本府	－	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	その他	1372億2820	46億1557	29.7
1008	こども家庭庁	－	旧優生保護法補償金等支払基金	旧優生保護法補償金等支給等業務費交付金	補助	373億9552	7億4895	49.9
1017	復興庁	経済産業省	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業	補助	1167億3975	67億5231	17.3
1018	復興庁	国土交通省	災害復興住宅融資等緊急対策事業	災害復興住宅融資等事業	その他	443億5578	41億7264	10.6
1019	総務省	－	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	その他	7098億4230	44億3981	159.9
1021	総務省	－	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	補助	597億8470	7278	821.4
1025	外務省	－	アジア文化交流強化基金	アジア文化交流強化事業	補助、その他	402億6576	11億4202	35.3
1030	文部科学省	－	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型研究開発プログラム	その他	2492億6818	148億8818	16.7
1033	文部科学省	－	創発的研究推進基金	創発的研究支援事業	その他	1088億7913	32億4102	33.6

（単位：万円、倍）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	事業内容	令和5年度末時点における事業完了までの必要見込額 (a)	元年度から5年度までの平均支出額 (b)	事業完了までの必要見込額が平均支出額の何倍となっているか (a/b)
1036	文部科学省	－	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	その他	2490億3299	3億3132	751.6
1053	厚生労働省	－	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	補助	3219億7308	258億7830	12.4
1068	農林水産省	－	馬産地再活性化基金	馬産地再活性化緊急対策事業	補助、利子助成、債務保証	2億8178	770	36.6
1073	農林水産省	－	担い手経営発展支援基金	担い手経営発展支援金融対策事業	利子助成	100億7196	7億6443	13.2
1110	経済産業省	－	環境・安全等対策基金	環境保全・構造改善促進利子補給事業	利子助成	24億2549	1億1043	22.0
1117	経済産業省	－	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	革靴製造業事業基盤強化支援事業	利子助成、その他	9347	856	10.9
1121	経済産業省	－	皮革産業基盤強化特別振興事業基金	皮革産業基盤強化特別振興事業	補助、その他	60億5329	5億4565	11.1
1136	経済産業省	－	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	補助、その他	1兆1083億2931	729億9329	15.2
1139	経済産業省	－	革新的研究開発推進基金	創薬ベンチャーエコシステム強化事業	補助	3489億1093	3億6839	947.1
1140	経済産業省	－	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	補助	3970億9461	264億1628	15.0
1141	経済産業省	－	国内投資促進基金	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	補助	974億3737	1億8791	518.5

（単位：万円、倍）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金事業名	事業内容	令和5年度末時点における事業完了までの必要見込額 (a)	元年度から5年度までの平均支出額 (b)	事業完了までの必要見込額が平均支出額の何倍となっているか (a/b)
1142	経済産業省	-	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	補助	3229億4893	2783	11602.4
1143	経済産業省	-	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	補助、その他	2兆5041億2139	631億9974	39.6
1145	経済産業省	-	特定半導体基金	特定半導体基金事業	補助	1兆3496億3483	1165億2711	11.6
1147	経済産業省	-	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	その他	2400億8842	35億2924	68.0

別図表30　各府省庁が都道府県に保有割合を報告させていない理由

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	都道府県に保有割合を報告させていない理由
2001	内閣府本府	－	沖縄県土地開発基金	沖縄県土地開発基金造成費補助金	1	「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の購入に必要な経費の財源に充てるための資金の貸付」という本基金事業の性質から事業見込みを算定することが困難であるため、毎年度基金に係る運用の実績報告を受けており、基金規模の妥当性を確認してきたところであるが、引き続き、保有割合等を報告させることについて、検討していく。
2003	内閣府本府	－	沖縄県産業振興基金	沖縄県産業振興基金造成費補助金、沖縄特別振興対策調整費	1	沖縄振興政策の進捗と合わせて総合的・政策的に判断し、中長期的な事業実施が必要という本基金事業の性質から、事業見込みを算定することが困難であるため、毎年度基金に係る運用の実績報告を受けており、基金規模の妥当性を確認してきたところであるが、引き続き保有割合等を報告させることについて検討していく。
2004	内閣府本府	－	沖縄県不発弾等対策安全基金	沖縄県不発弾等対策安全事業補助金	1	毎年度、基金保有実績及び基金運用実績の報告を求めることで、基金の保有残高を把握しているため
2009	内閣府本府	－	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1	東日本大震災による原子力災害に伴う放射線量の低減を図るための事業であり、現時点では特定できないものも含めて、住民の健康保全や不安払しょくの観点から生ずる地域のきめ細かなニーズや課題に柔軟に対応しつつ、中長期的に実施するものであり、保有割合の多寡で基金保有の必要性を判断することが困難であるため
2010	内閣府本府	－	北方領土隣接地域振興等基金	北方領土隣接地域振興等基金造成費補助金	1	基金が過大か否かの確認について、当初より政府の方針として造成額を100億円に定めた経緯があり（令和元年度から取崩しが可能となった）、かつ造成後に積増しを行っていないことから基金の積立てが過大となることは想定されない。 なお、事業計画を作成するに当たっては関係府省に協議された上で実施しており、事業規模の在り方については事業計画協議や実績報告の機会に検討を行っているもの
2012	復興庁	厚生労働省	生活拠点形成交付金基金	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）	1	基金が適正な保有規模となるよう、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱第10の2の規定に基づく進捗状況の報告において執行差額（基金の交付額から執行額を差し引くなどして算出した金額）を求めたり、行政事業レビュー作業の一環として自治体に実施している基金の執行状況調査において今後の執行見込額や国庫返納予定額を徴取したりするなどしているため

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	都道府県に保有割合を報告させていない理由
2013	復興庁	国土交通省	生活拠点形成交付金基金	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）	1	基金が適正な保有規模となるよう、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱第10の2の規定に基づく進捗状況の報告において執行差額（基金の交付額から執行額を差し引くなどして算出した金額）を求めたり、行政事業レビュー作業の一環として自治体に実施している基金の執行状況調査において今後の執行見込額や国庫返納予定額を徴取したりするなどしているため
2014	復興庁	-	福島原子力災害復興交付金基金	福島原子力災害復興交付金	1	福島原子力災害復興交付金基金管理運営要領第4の3の規定に基づき、事業実施報告書において基金保管額や支出済額を報告させているため
2015	復興庁	文部科学省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	1	基金が適正な保有規模となるよう、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱第13の2の規定に基づく進捗状況の報告において執行差額（基金の交付額から執行額を差し引くなどして算出した金額）を求めたり、行政事業レビュー作業の一環として自治体に実施している基金の執行状況調査において今後の執行見込額や国庫返納予定額を徴取したりするなどしているため
2016	復興庁	農林水産省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	1	基金が適正な保有規模となるよう、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱第13の2の規定に基づく進捗状況の報告において執行差額（基金の交付額から執行額を差し引くなどして算出した金額）を求めたり、行政事業レビュー作業の一環として自治体に実施している基金の執行状況調査において今後の執行見込額や国庫返納予定額を徴取したりするなどしているため
2017	復興庁	国土交通省	帰還・移住等環境整備交付金基金	福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）	1	基金が適正な保有規模となるよう、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱第13の2の規定に基づく進捗状況の報告において執行差額（基金の交付額から執行額を差し引くなどして算出した金額）を求めたり、行政事業レビュー作業の一環として自治体に実施している基金の執行状況調査において今後の執行見込額や国庫返納予定額を徴取したりするなどしているため
2018	復興庁	-	福島県民健康管理基金	福島再生加速化交付金	1	令和3年度以降、毎年度、事業の進捗状況を確認した上で、必要な所要額を計上しているため

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	都道府県に保有割合を報告させていない理由
2027	復興庁	環境省	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金	災害等廃棄物処理促進費補助金	1	市町村が行う災害廃棄物処理の補助を行う災害等廃棄物処理事業費補助金に紐付いた基金であり、当該補助金において、費用の査定実施等管理を行っているため
2028	復興庁	環境省	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1	終期を定めることができず、事業規模も未確定であることから、事業が完了するまでに要する費用を算出することができないため
2029	復興庁	環境省	福島県原子力災害等復興基金	放射線影響等研究開発拠点整備費等補助金	1	保有割合の計算は要綱より（基金残高÷事業完了までに必要となる補助・補塡額及び管理費）となっており、当事業では全額使い切る前提で基金を造成しているため毎年度1になるため報告は不要としている。
2034	文部科学省	－	福島県原子力災害等復興基金	放射線医学研究開発拠点整備費等補助金	1	別途、保有割合の算出基礎となる基金の保管額及び今後の必要額を確認しているため
2039	厚生労働省	－	財政安定化基金	財政安定化基金負担金	44	財政安定化基金については、都道府県から各年度の貸付・交付額状況、基金残額などの報告を受け、地方公共団体等保有基金執行状況表により、都道府県ごとの基金の残高や収入・支出の状況、収入のうち国費相当額などを公表している。 また、財政安定化基金は、介護保険法上、貸付・交付の用途以外に取り崩す規定はないため、そもそも基金規模の妥当性について判断することになじまない。
2042	厚生労働省	－	後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療給付費等国庫負担金	44	基金の保有割合は、「事業が完了するまでに要する費用等」に対する「保有金額」の割合により算出されるところ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条等において事業の完了年度を定めておらず、「事業が完了するまでに要する費用」を算定することができないことから、指示していない。
2051	農林水産省	－	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	34	保有割合の計算については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3の(3)基金の保有に関する基準【例示】⑦調査等その他事業（取崩し型）に倣って、「直近年度末の基金額　÷　事業が完了するまでに必要となる事業費」としているが、基金額は、基金事業が完了するまでに必要な事業費として、全額使用する考えであることから、直近年度末の基金額　＝　基金事業が完了するまでに必要な事業費となり、保有割合の計算はおのずと1.00となることから、都道府県からは特段の保有割合の報告を求めていないところ

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	都道府県に保有割合を報告させていない理由
2055	経済産業省	-	産炭地域環境整備基金	産炭地域活性化事業費補助金	3	当該基金は過去に補強工事等を行ったぼた山について豪雨による破損等により補修等が必要となった場合に工事等を実施するための資金に利用する事業のため、事業量を見込むことは困難であり保有割合等の適切な算定は困難である。
2059	環境省	-	福島県民健康管理基金	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	1	毎年度、基金事業実施状況報告書を提出してもらい、それとは別に基金事業計画書を5年おきに提出してもらうこととしている。
2060	環境省	-	茨城県原子力安全等推進基金	放射線影響調査等交付金	1	毎年度、基金事業実施状況報告書を提出してもらい、また、年度の開始前に、翌年度分の運用・処分計画を承認している。
2063	防衛省	-	再編関連特別地域整備事業により造成された基金	再編関連特別地域整備事業	1	再編関連特別地域整備事業は、交付を受けた補助事業者が交付額の範囲内において関係法令等で定める交付対象事業の中から、どの事業に交付金をどの程度充てるか、基金を造成するかも含め任意に選択し、事業を実施するものである。このような性格を有する再編関連特別地域整備事業による基金事業の執行に当たっては、補助事業者から提出される基金全体計画書等により、事業ごとに基金事業の実施状況や事業見込みなど基金規模の確認、把握を行うことができることから、保有割合の報告規定を設けていない。

(注)　「都道府県に保有割合を報告させていない理由」欄は、所管府省庁等による説明を記載している。

別図表31　保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能していない基金の保有割合の算定方法

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	基金事業の運営形態	保有割合の算定方法
2007	内閣府本府	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による基金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和5年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	その他	「保有割合」 ＝「年度末時点の基金保有額」÷「基金に設置造成された額」 （事例10参照） 年度末時点の基金保有額は、基金に設置造成された額から基金の取崩し額を差し引いた額であり、 「年度末時点の基金保有額」＜「基金に設置造成された額」 となるため、保有割合が必ず1未満となる。
2044	厚生労働省	－	国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険財政安定化基金補助金	複合型	「保有割合」 ＝「基金保有額のうち国庫補助金相当額」÷「基金保有額」 「基金保有額のうち国庫補助金相当額」≦「基金保有額」 となるため、保有割合が必ず1以下となる。
2047	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	農村地域整備開発促進費補助金	運用型	「当該年度の取崩し上限額」 ＝「前年度末時点の基金保有額」の5% （令和4年度以前は3%） 「保有割合」 ＝「事業実施計画の期間における取崩し上限額の合計」 ÷「事業実施計画の期間における事業実績額の合計」
2048	農林水産省	－	中山間ふるさと・水と土保全推進事業	農村地域整備開発促進費補助金	運用型	「当該年度の取崩し上限額」 ＝「前年度末時点の基金保有額」の5% （令和4年度以前は3%） 「保有割合」 ＝「事業実施計画の期間における取崩し上限額の合計」 ÷「事業実施計画の期間における事業実績額の合計」

農林水産省所管の2基金（2047番及び2048番）は運用型であるため、基金基準によると、
「保有割合」＝「基金の運用益見込額」÷（「補助・補塡見込額」＋「管理費」）
と算定して、基金規模の妥当性を判断することになる。

一方、2基金は、当該年度の運用益が「前年度末時点の基金保有額」の5%を下回る場合には、
基金元本の一部を取り崩すことができるようになっており、これを踏まえて、
「保有割合」＝「事業実施計画の期間における取崩し上限額の合計」
÷「事業実施計画の期間における事業実績額の合計」
と算定していた。

しかし、当該算定方法は、取崩し上限額に達するまでにどの程度事業を実施できるかを示すものであり、事業の実施状況を測ることはできても、基金規模の妥当性を判断できるものにはなっていない。

別図表32　令和5年度末時点の保有割合が1.0を上回っている基金（都道府県）

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2008	内閣府本府	－	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金	沖縄県交通方法変更対策特別交付金	沖縄県	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金	2.10	10億4537	10億4537
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	青森県	青森県子育て支援対策臨時特例基金	65.37	9億7853	9億7853
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	岩手県	子育て支援対策臨時特例基金	2.42	9億5461	9億4840
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	宮城県	子育て支援対策臨時特例基金	2.25	16億1300	16億1300
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	秋田県	秋田県子育て支援等臨時対策基金	1.27	7億4584	7億4584
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	山形県	山形県安心こども基金	1.02	8億9878	8億9878
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	福島県	福島県安心こども基金	4.13	19億5086	19億5086
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	栃木県	栃木県安心こども基金	20.37	16億0195	16億0195
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	群馬県	群馬県安心こども基金	1.71	10億2547	10億2547
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	埼玉県	埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金	4.59	64億6687	64億6687
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	千葉県	千葉県安心こども基金	3.28	52億3343	52億3343
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	神奈川県	神奈川県安心こども基金	1.41	40億8405	40億8405

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	福井県	福井県安心こども基金	1.49	6億4394	6億4394
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	山梨県	山梨県安心こども基金	11.62	3億7109	3億7109
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	長野県	長野県安心こども基金	12.05	17億4316	17億4316
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	岐阜県	岐阜県子育て支援対策臨時特例基金	1.36	17億4653	17億4653
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	静岡県	静岡県安心こども基金	5.57	27億5003	27億5003
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	愛知県	子育て支援対策基金	44.71	55億8617	55億8617
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	三重県	三重県安心こども基金	1.74	15億0917	15億0917
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	兵庫県	安心こども基金	3.06	36億3391	36億3391
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	奈良県	奈良県安心こども基金	1.03	11億4994	11億4994
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	和歌山県	和歌山県子育て支援対策臨時特例基金	7.33	4億9967	4億9967
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	鳥取県	鳥取県安心こども基金	3.67	7億2222	7億2222
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	山口県	山口県安心こども基金	1.96	10億6674	10億6674

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	香川県	香川県子育て支援対策臨時特例基金	1.65	7億2479	7億2479
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	愛媛県	愛媛県安心こども基金	121.28	11億0613	11億0613
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	高知県	高知県安心こども基金	18.55	9億7238	9億7238
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	長崎県	長崎県安心こども基金	4.03	10億1019	10億1019
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	熊本県	熊本県安心こども基金	1.47	14億9985	14億9985
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	大分県	大分県安心こども基金	32.13	8億7148	8億7148
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	宮崎県	宮崎県安心こども基金	2.13	8億9522	8億9522
2011	こども家庭庁	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	鹿児島県	鹿児島県安心こども基金	1.67	13億8371	13億8371
2019	復興庁	厚生労働省	緊急雇用創出基金	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	宮城県	緊急雇用創出事業臨時特例基金	1.22	158億6543	158億6543
2019	復興庁	厚生労働省	緊急雇用創出基金	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	福島県	福島県原子力災害等復興基金	1.16	176億7614	176億7614
2020	復興庁	厚生労働省	地域医療再生基金	地域医療再生臨時特例交付金	福島県	福島県原子力災害等復興基金	1.02	64億9455	64億9455

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2025	復興庁	経済産業省	事業再開・帰還促進基金	被災事業者自立支援事業費補助金	福島県	福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金	1.82	28億1771	28億1771
2025	復興庁	経済産業省	事業再開・帰還促進基金	被災事業者自立支援事業費補助金	福島県	福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金	1.19	16億3653	16億3653
2036	文部科学省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福井県	福井県企業立地促進資金貸付基金	5.64	6283	6283
2038	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（医療分）	医療介護提供体制改革推進交付金	茨城県	茨城県地域医療介護総合確保基金	1.14	77億8696	51億9913
2038	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（医療分）	医療介護提供体制改革推進交付金	埼玉県	埼玉県地域医療介護総合確保基金	1.24	35億9818	23億9879
2040	厚生労働省	－	地域医療介護総合確保基金（介護分）	医療介護提供体制改革推進交付金	大阪府	地域医療介護総合確保基金	4.80	111億9969	74億6645
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	岩手県	農地中間管理事業等促進基金	1.21	7億0211	7億0211
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	宮城県	農地中間管理事業等推進基金	1.51	2億3926	2億3926
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	茨城県	茨城県農地集積総合支援基金	1.32	4億0936	4億0936
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	栃木県	栃木県農業構造改革支援基金	4.44	7億3617	7億3617
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	埼玉県	埼玉県農業構造改革支援基金	1.14	1億9841	1億9841
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	神奈川県	神奈川県農業構造改革支援基金	2.86	658	658

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	長野県	長野県農地利用集積・集約化基金	1.37	7億0154	7億0154
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	和歌山県	和歌山県農業構造改革支援基金	4.96	2億7071	2億7071
2045	農林水産省	－	農業構造改革支援基金	農地集積・集約化等対策事業費補助金	愛媛県	愛媛県農業構造改革支援基金	9.54	5億9125	5億9125
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	埼玉県	－	1.56	467	311
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	長野県	－	1.34	1419	938
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	三重県	－	2.69	1795	1166
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	滋賀県	－	8.37	303	202
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	兵庫県	－	1.33	453	302
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	山口県	－	1.62	1188	792
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	宮城県	産業用地整備促進基金	1.000006	2億2994	2億2994
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	宮城県	企業立地資金貸付基金	3.08	1億5525	1億5525
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	茨城県	茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金	1.97	8531	8531

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福井県	福井県企業立地促進資金貸付基金	5.64	4億6255	4億6255
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	和歌山県	和歌山県産業開発基金	16.03	58億8155	2065
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	佐賀県	佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金	5.51	8590	8590
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	長崎県	長崎県地域産業開発基金（佐世保情報産業プラザ維持運営基金事業）	1.09	2億3148	2億3148
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	長崎県	長崎県地域産業開発基金（諫早工業用水道施設拡張事業）	1.70	7億9808	7億9808
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	岩手県	環境保全基金	1.95	3億0111	1億5055
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	山形県	山形県環境保全基金	1.06	2億8126	1億3309
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	栃木県	栃木県地域環境保全基金	1.53	2億3279	1億1639
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	群馬県	群馬県地域環境保全基金	1.21	2億5876	1億2938
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	埼玉県	さいたま環境創造基金	2.80	2億4236	1億2118
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	千葉県	千葉県地域環境保全基金	1.001	3億1759	1億5879

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	保有割合	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	山梨県	山梨県環境保全基金	2.06	7億6977	1億8514
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	兵庫県	環境保全基金	1.48	2億3803	1億1901
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	和歌山県	和歌山県地域環境保全基金	4.75	10億9338	1億2410
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	島根県	しまね環境基金	2.83	2億0544	1億0272
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	広島県	広島県環境保全基金	1.94	1億8760	9380
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	徳島県	徳島県環境創造基金	1.40	2億2536	1億1268
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	香川県	香川県環境保全基金	1.70	2億4388	9393
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	高知県	高知県地域環境保全基金	1.02	1億7938	8969
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	宮崎県	宮崎県環境保全基金	1.86	2億6363	1億3181
2058	環境省	－	地域環境保全基金	地域環境保全対策費補助金	沖縄県	沖縄県環境保全基金	1.001	1億6581	8290

注(1)　復興庁所管（経済産業省に移替え）の事業再開・帰還促進基金（2025番）について、上段の基金は中小・小規模事業者の事業再開等の事業を実施する基金として、下段の基金は事業再開・帰還促進交付金の事業を実施する基金として、それぞれ福島県が設置造成している。

注(2)　農林水産省所管の林業就業促進資金（2050番）は、行政事業レビュー実施要領等に基づき、同省において執行状況表を作成している基金であるが、基金事業に係る経理を特別会計において行うことができることとなっているため、「条例に基づく基金の名称」欄が「ー」となっている。

別図表33　令和元年度から5年度までの支出額が0円であることから基金保有倍率を算定できない基金（都道府県）

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	事業名	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2005	内閣府本府	総務省	地域活性化・生活対策臨時交付金基金	地域活性化・生活対策臨時交付金	宮城県	子育て支援対策臨時特例基金	－	2136	2136
2006	内閣府本府	総務省	地域活性化・経済危機対策臨時交付金基金	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	宮城県	子育て支援対策臨時特例基金	－	1171	1171
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	北海道	北海道安心こども基金	－	3769	3769
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	宮城県	子育て支援対策臨時特例基金	－	742	742
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	秋田県	秋田県子育て支援等臨時対策基金	－	0	0
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	山形県	山形県安心こども基金	－	193	193
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	茨城県	茨城県健やかこども基金	－	872	872
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	千葉県	千葉県安心こども基金	－	0	0
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	東京都	東京都安心こども基金	－	2億3835	2億3835
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	長野県	長野県安心こども基金	－	446	446
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	静岡県	静岡県安心こども基金	－	2148	2148
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	三重県	三重県安心こども基金	－	966	966

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	事業名	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	滋賀県	滋賀県子育て支援対策臨時特例基金	－	1572	1572
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	京都府	京都府こども未来基金	－	4109	4109
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	和歌山県	和歌山県子育て支援対策臨時特例基金	－	246	246
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	岡山県	岡山県安心こども基金	－	121	121
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	愛媛県	愛媛県安心こども基金	－	1144	1144
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	高知県	高知県安心こども基金	－	3941	3941
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	宮崎県	宮崎県安心こども基金	－	1063	1063
2032	文部科学省	－	安心こども基金	子育て支援対策臨時特例交付金	鹿児島県	鹿児島県安心こども基金	－	737	737
2051	農林水産省	－	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	佐賀県	佐賀県森林整備地域活動支援基金	－	981	981
2051	農林水産省	－	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	大分県	大分県森林整備地域活動支援制度基金	－	5296	5296
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福島県	福島県発電用施設周辺地域振興基金	県有施設耐震改修事業	5834	5834
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福島県	福島県発電用施設周辺地域振興基金	県道小野富岡線整備事業	221	221

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	条例に基づく基金の名称	事業名	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福島県	福島県発電用施設周辺地域振興基金	Ｊヴィレッジ利活用に係る県道広野小高線整備事業	182	182
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福島県	福島県発電用施設周辺地域振興基金	地域医療環境整備事業	67	67
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福島県	福島県発電用施設周辺地域振興基金	県道広野小高線整備事業	44	44
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	福島県	福島県発電用施設周辺地域振興基金	大笹生学園改築事業	0	0
2054	経済産業省	－	電源立地地域対策交付金基金	電源立地地域対策交付金	徳島県	徳島県二十一世紀創造基金（企業立地補助金事業）	企業立地補助金事業 R3年度造成	3675	3675
2056	経済産業省	－	福島特定原子力施設地域振興交付金基金	福島特定原子力施設地域振興交付金	福島県	福島県特定原子力施設地域振興基金	防災行政無線中継局施設改修事業	6079	6079

別図表34　基金保有倍率が令和5年度末から基金事業を終了する時期までの年数を上回っているなどの理由

（単位：県基金、%）

理由	該当する		該当しない		計	
	県基金数	割合	県基金数	割合	県基金数	割合
①基金事業に対する需要が見込みより少なかったため	62	45.9	73	54.1	135	100.0
②新型コロナウイルス感染症の流行等により予定どおりに事業を進められなかったため	27	20.0	108	80.0	135	100.0
③同種事業を実施している他の補助金等の利用が多く、基金事業の利用が低調であったため	14	10.4	121	89.6	135	100.0
④事業計画の変更に伴い、事業費が低減したため	20	14.8	115	85.2	135	100.0
⑤具体的な計画はないものの、社会環境の変化等の将来のリスクに備えて、事業費を多めに積算していたため	21	15.6	114	84.4	135	100.0
⑥不確実な事故等の発生に応じて資金を交付するための基金事業であり、当該年度において不確実な事故等が発生しなかったため（債務保証事業の代位弁済等を含む。）	2	1.5	133	98.5	135	100.0
⑦助成金等の交付決定等は行っているものの、その支払時期が翌年度に遅れたため	3	2.2	132	97.8	135	100.0
⑧造成・積増ししてから1、2年程度であり、事業執行中のため	28	20.7	107	79.3	135	100.0
⑨その他	47	34.8	88	65.2	135	100.0

（注）　割合は、「計」欄の県基金数に占める割合を示している。

別図表35　令和元年度から5年度まで基金造成額が貸付け又は出資に全く充てられておらず、平均繰越率が100％の基金

（単位：万円）

基金番号	所管府省庁名	予算の移替先	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	都道府県名	令和5年度末時点における基金保有額	基金保有額のうち国庫補助金等相当額
2001	内閣府本府	－	沖縄県土地開発基金	沖縄県土地開発基金造成費補助金	沖縄県	63億2917	32億0000
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	栃木県	284	189
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	埼玉県	467	311
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	三重県	1795	1166
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	兵庫県	453	302
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	鳥取県	911	607
2050	農林水産省	－	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	山口県	1188	792
2053	農林水産省	－	沿岸漁業改善資金	沿岸漁業改善資金造成費補助金	福島県	3億4198	2億2798

別図表36　返納根拠規定が整備されていない基金（基金法人等）

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金事業名	改正適正化令等の適用の有無	返納根拠規定が整備されていない理由
1002	内閣府本府	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	有	全額の支出を見込んでいるため
1031	文部科学省	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	有	全額の支出を見込んでいるため
1047	厚生労働省	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者救済基金	特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金	無	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ＩＸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく、給付金支給の事務が継続しているため
1053	厚生労働省	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金	有	当該基金は石綿関連疾病による労災等認定者数から推計した、今後必要となる分の金額を措置したものであり、年度内に使用されなかった基金についても将来的に給付金として使用されるため
1097	農林水産省	調整資金	調整資金	無	本資金は肉用子牛生産安定等特別措置法第14条第2項に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が管理することとされている資金であり、関係法令に国庫返納について規定されていないため
1113	経済産業省	特定鉱害復旧事業等基金	特定鉱害復旧事業	無	特定鉱害が今後発生する時期及び終息する時期の予測が困難な状況であり、特定鉱害復旧事業の終了時期を設定することができないため。 ただし、特定鉱害が長期にわたって発生していないなどの状況であることが確認され、県知事が許可し、基金設置法人が特定鉱害復旧事業等を廃止する場合、又は基金設置法人を解散せざるを得ない場合は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の基金管理運営規程に基づき、当該基金の処分を行うことができる。

（注）　「返納根拠規定が整備されていない理由」欄は、所管府省庁による説明を記載している。

別図表37　返納根拠規定が整備されていない基金（都道府県）

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	改正適正化令等の適用の有無	返納根拠規定が整備されていない理由
2001	内閣府本府	沖縄県土地開発基金	沖縄県土地開発基金造成費補助金	1	無	「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の購入に必要な経費の財源に充てるための資金の貸付」という本基金事業の性質から事業見込みを算定することが困難であるため、毎年度基金に係る運用の実績報告を受けており、基金規模の妥当性を確認してきたところであるが、引き続き、基金の見直しによる基金規模の適正化を行うため、終期前返納規定を整備することについて、検討していく。
2002	内閣府本府	沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業	沖縄振興特別推進交付金	1	有	駐留軍用地跡地の土地の取得のための基金であり、目的を達成した場合は終期前に基金を廃止し、規定に基づき、基金の残余額のうち沖縄振興特別推進交付金相当額を国庫に返納することになっているため
2003	内閣府本府	沖縄県産業振興基金	沖縄県産業振興基金造成費補助金、沖縄特別振興対策調整費	1	無	沖縄振興政策の進捗と合わせて総合的・政策的に判断し、中長期的な事業実施が必要という本基金事業の性質から、事業見込みを算定することが困難であるため、毎年度基金に係る運用の実績報告を受けており、基金規模の妥当性を確認してきたところであるが、引き続き基金規模の適正化を行うため、終期前返納規定を整備することについて検討していく。
2008	内閣府本府	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金	沖縄県交通方法変更対策特別交付金	1	無	交付要綱に事業を中止又は廃止する場合における手続について定められており、返納についてはその手続中において協議するため
2009	内閣府本府	福島県民健康管理基金	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1	無	事業の性質上、事業終了前に事業規模過大等となるような状況は想定していなかったものと思われる。
2010	内閣府本府	北方領土隣接地域振興等基金	北方領土隣接地域振興等基金造成費補助金	1	無	基金を廃止した場合の国庫返還規定は運営要領に記載されている。

基金番号	所管府省庁名	基金名	基金設置造成の原資となる国庫補助金等名	令和5年度末時点において基金を保有する都道府県数	改正適正化令等の適用の有無	返納根拠規定が整備されていない理由
2039	厚生労働省	財政安定化基金	財政安定化基金負担金	44	無	財政安定化基金は、介護保険法上、貸付・交付の用途以外に取り崩す規定はない。 例外的に、平成24年度に限り、介護保険法の改正を行うことにより、基金の一部を取り崩すことを認め、その1/3を国に返納することとしたが、そのようなことがない限り、交付要綱等に返納規定を整備することになじまない。
2042	厚生労働省	後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療給付費等国庫負担金	44	有	都道府県において、現在の基金規模や将来のリスク等を踏まえた検証を実施し、都道府県と広域連合で十分協議を行った上で、都道府県が必要と判断する基金残高を設定しているため、返納規定を設けていない。
2043	厚生労働省	国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金	1	無	基金規模の妥当性や基金の必要性について検討した経緯がないため
2046	農林水産省	農業改良資金	農業改良資金助成補助金	30	無	平成22年9月末の貸付事業の終了後、本基金では、貸付事業終了時に貸付中であった償還金を管理している。 償還金の管理及び国への納付については、「農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）」に規定された手続等に基づき実施することとされており、補助金適正化法施行令第4条第2項で定める「基金造成費補助金等」に該当しない。
2049	農林水産省	林業・木材産業改善資金	林業・木材産業改善資金造成費補助金	43	無	補助金適化法施行令第4条第2項が新設された平成26年度以降は予算措置をしていないことから、同条項の適用対象外であるため
2050	農林水産省	林業就業促進資金	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	12	無	平成22年10月18日付け22林政経第174号「林業就業促進資金貸付事業の適切な運用について」（林野庁長官通知）により周知を行っているため
2051	農林水産省	森林整備地域活動支援基金	森林整備地域活動支援交付金	34	無	都道府県の判断により返納することとしているため
2055	経済産業省	産炭地域環境整備基金	産炭地域活性化事業費補助金	3	無	当該基金は過去に補強工事等を行ったぼた山について豪雨による破損等により工事等を実施するための資金に利用する事業であるため永続的な対応が必要なものであるため

（注）　「返納根拠規定が整備されていない理由」欄は、所管府省庁による説明を記載している。